

栃木県盛土規制法 許可事務の手引

(令和 7 (2025) 年 3 月版)

栃木県県土整備部都市政策課

1 本書の目的

本手引は、栃木県が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の運用に際し、各種手続や許可基準の取扱いについて定めるものである。

2 適用・運用

本手引は、盛土規制法に基づく工事に適用する。ただし、当該行為に関して他の法令等による規制がある場合には、当該法令等にも適合する計画とすること。

なお、本手引の適用が困難又は不適当な場合等については、法令に定める技術的基準への適合を損なわない範囲において、本手引によらないことができる。また、本手引に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」をはじめ、「盛土等防災マニュアルの解説」等の一般的に認められている技術的指針等を参考とすること。

※本手引の掲載図表は、「盛土等防災マニュアルの解説」等を参考に作成している。

3 略称

本手引においては、次の略称を用いる。

法	-----	宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号)
令	-----	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 (昭和37年政令第16号)
規則	-----	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 (昭和37年建設省令第3号)
条例	-----	宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は 土石の堆積の規模を定める条例 (令和6年12月27日栃木県条例第40号)
細則	-----	栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (令和6年12月27日栃木県規則第56号)
基準	-----	栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準 (令和7年2月21日栃木県告示第61号)

目 次

第1章 総説	1
第1節 盛土規制法の趣旨等	1
1 盛土規制法の趣旨	1
2 用語の定義	2
第2節 規制区域の指定状況	7
第3節 許可又は届出を要する工事について	9
1 許可又は届出を要する工事の判定フロー	9
2 許可を要する工事	10
3 届出を要する工事	13
4 許可又は届出を要しない工事等	14
5 許可の特例（みなし許可）	22
第2章 許可を要する工事の手続き	25
第1節 許可申請について	25
1 許可申請の手続きの流れ	25
2 許可申請の事前相談	27
3 許可申請等の提出先	27
4 許可申請等手数料	35
5 標準処理期間	37
6 許可又は不許可の通知	38
7 許可情報の公表	39
8 法に適合していることの証明書の交付	40
9 関係法令等	41
第2節 許可後に必要となる手続き	44
1 標識の掲出	44
2 工事着手届	45
3 工事中止（廃止、再開）届	45
4 変更許可申請	47
5 軽微な変更に関する届出	49
6 許可に基づく地位の継承	50
第3節 中間検査	51
1 中間検査の概要	52
2 中間検査の申請	53
3 中間検査の受検	53
4 中間検査合格証の交付	53
第4節 定期報告	54
1 定期報告の概要	55
2 定期報告の時期・報告事項	56
第5節 完了検査等	57
1 完了検査等の概要	58
2 完了検査等の申請	58
3 完了検査等の受検	59
4 検査済証等の交付	59
第6節 土地の保全等	60

1	土地の保全等の概要	61
2	維持管理	61
第3章 届出を要する工事の手続き		62
第1節	届出の手続き	62
1	届出の手続きの流れ	62
2	届出の事前相談	62
3	届出の提出先	62
第2節	特定盛土等規制区域における工事の届出	63
1	特定盛土等規制区域における工事に関する届出	63
2	標識の掲出	64
3	変更の届出	65
第3節	その他の届出	66
1	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	66
2	擁壁等の全部又は一部の除却工事に関する届出	68
3	公共施設用地の転用に関する届出	70
第4章 許可基準		71
1	周辺住民への周知	71
2	技術的基準への適合	74
3	工事主の資力・信用	76
4	工事施行者の能力	77
5	土地所有者の同意	78
6	設計者の資格	79
第5章 技術的基準		81
第1節	地盤に関する技術的基準	81
1	地盤勾配	81
2	盛土の基準	82
3	溪流等における盛土	90
4	切土の基準	93
5	山地・森林の場が有する特性を考慮した安全対策の検討	95
第2節	擁壁に関する技術的基準	96
1	擁壁の設置義務	96
2	擁壁の構造	100
3	鉄筋コンクリート造擁壁等の構造計算	102
4	練積み造擁壁の構造	121
5	構造細目	126
6	認定擁壁等	133
第3節	崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	135
1	崖面崩壊防止施設の設置	135
2	崖面崩壊防止施設の設計	136
第4節	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	138
1	崖面の保護	138
2	地表面の保護	142
第5節	排水施設の設置に関する技術的基準	143
1	排水施設の設置	143

第6節 治水対策	154
第7節 土石の堆積	155
1 土石を堆積する土地の基準	155
2 堆積した土石の崩壊を防止する措置	157
3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置	158
第6章 参考資料.....	160
1 宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例 ..	160
2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	161
3 栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準	163
4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく特例協議に関する要綱	165
5 申請様式	166

第 1 章 総説

第 1 節 盛土規制法の趣旨等

1 盛土規制法の趣旨

(目的)

法第 1 条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認される等、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）による災害の防止が喫緊の課題となっていた。そのため、国では盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、従来の「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」の法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」（以下「盛土規制法」という。）に改正し、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとした。

盛土規制法は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められている。

2 用語の定義

(1) 宅地

(定義)

法第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

(公共の用に供する施設)

令第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

(公共の用に供する施設)

規則第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第十六号。以下「令」という。）第2条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第2条第2項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

盛土規制法においては、「宅地」「農地等」で行われる盛土等を規制対象としている。

公共施設用地とは「公共の用に供する施設」の用に供される又は供することが決定している土地のことをいい、公共施設用地で行われる盛土等は、規制対象外となる。

なお、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等を用いて公共施設用地外で盛土等を行う工事は、規制対象となる。

表 1.1 盛土規制法における土地の区分

土地の区分	内容	規制
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地	規制対象
農地等	農地、採草放牧地及び森林	規制対象
公共施設用地	道路、公園、河川などの公共の用に供する施設の用に供される土地	規制対象外

(2) 土地の形質の変更

(定義)

法第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

(宅地造成及び特定盛土等)

令第3条 法第2条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

盛土規制法における「土地の形質の変更」は、一定規模に該当する盛土や切土を行う「宅地造成」及び「特定盛土等」のことであり、その規模は図 1.1 に示すとおりである。

宅地造成とは「宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更」であり、特定盛土等とは「宅地又は農地等において行う土地の形質の変更で、近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの」と定義している。

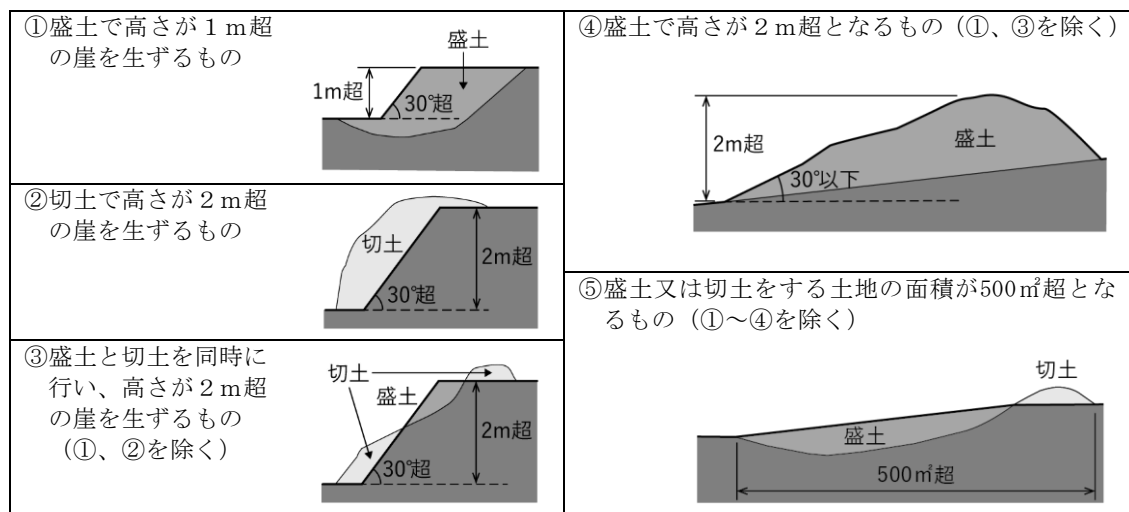


図 1.1 土地の形質の変更（盛土・切土）

(3) 崖

(定義等)

令第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

盛土規制法における「崖」は、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものと定義している。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、崖の形状に応じて一体の崖としてみなすことがある。

ア 一体の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分ABよりも上層の崖面の下端Pが上方にある場合、一体の崖とみなす。

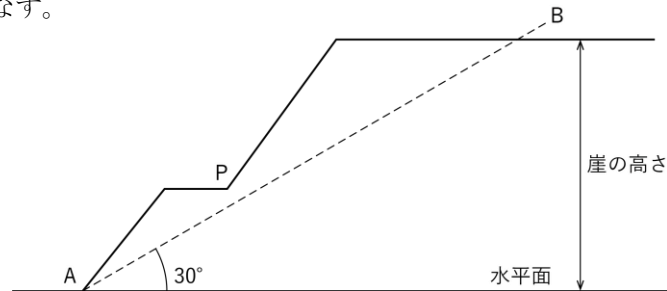


図 1.2 一体の崖とみなすケース

イ 別の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分ABよりも上層の崖面の下端Pが下方にある場合、別の崖とみなす。

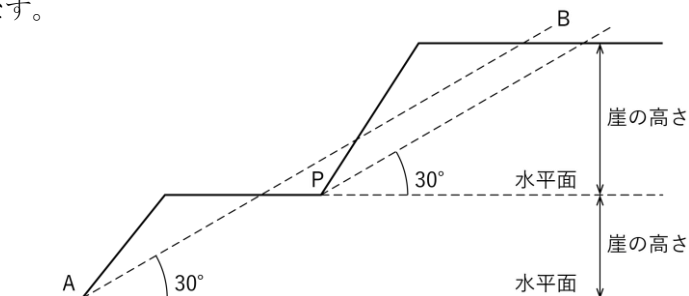


図 1.3 別の崖とみなすケース

(4) 土石の堆積

(定義)

法第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

(土石の堆積)

令第4条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが2メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

盛土規制法における「土石の堆積」とは、一定規模に該当する土石の堆積であり、その規模は図 1.4 に示すとおりである。

土石の堆積は、工事の期間が5年以内で、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。なお、残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質の変更として取り扱う。

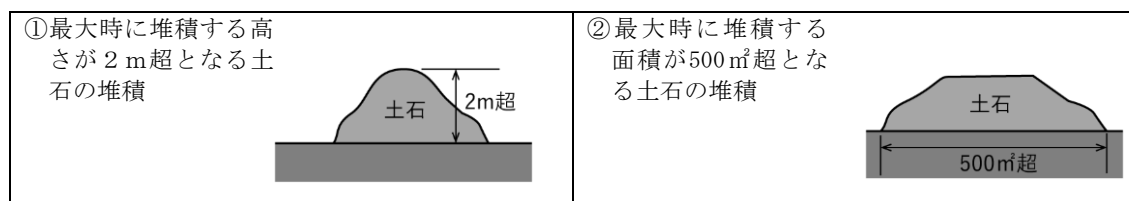


図 1.4 土石の堆積の定義

<土石の定義>

「土石」とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指す。

・「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいう。

① 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）

② 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの

③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの

④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

・「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。

(5) 工事主・工事施行者等

(定義)

法第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。

六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第55条第2項において同じ。）を作成することをいう。

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

盛土規制法において、盛土等を行う工事主や工事施行者等の定義は、以下のとおり規定されている。

「災害」

災害とは、崖崩れ又は土砂の流出による災害を指しており、土砂の流出には土石流による災害等も含まれている。

「設計」

設計とは、その者の責任において、工事を実施するため必要な図面や仕様書を作成することと定義されており、設計者は設計したことにより生じる責任を自らが負うこと念頭に設計する必要がある。

「工事主」

工事主とは、工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者と定義されており、許可申請等の主体となる者である。

なお、残土処分場に係る許可を取得する場合は、個別の残土受け入れについて許可を得るのでなく、残土処分場を設置・運営する者が許可を取得する必要がある。

「工事施行者」

工事施行者とは、工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者と定義されており、請負人とは元請け人であって下請け人は含まれない。また、工事施行者は工事を完成するために必要な能力も求められている。

「造成宅地」

造成宅地とは、既に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された宅地をいい、造成宅地防災区域に関連して扱われる。

第2節 規制区域の指定状況

（宅地造成等工事規制区域）

法第10条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第5項及び第26条第1項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

（特定盛土等規制区域）

法第26条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

盛土規制法においては、土地の利用状況や地形等の条件から「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2つの規制区域（表 1.2）を指定できるとされており、本県においては、基礎調査を実施した結果、県内全域を2つの規制区域のいずれかに指定している。

規制区域内で新たに行われる一定規模の盛土等に対する規制や、既存の盛土等に対する指導等を行い、盛土等の安全確保を図っていくこととなる。

なお、本県における規制区域の指定状況は、図 1.5 に示すとおりである。規制区域の詳細は、県都市政策課HPより確認すること。なお、宇都宮市は中核市であるため、規制区域の指定など、法に基づく事務を市が行っている。

表 1.2 規制区域の概要

規制区域	概要
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア（都市計画区域、集落の区域等）を指定したもので、区域内で新たに行われる工事の規制等を行う区域
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定したもので、区域内で新たに行われる工事の規制等を行う区域



図 1.5 栃木県における規制区域の指定状況

第3節 許可又は届出を要する工事について

1 許可又は届出を要する工事の判定フロー

許可申請又は届出の要否の判定の流れは、図 1.6 に示すとおりである。

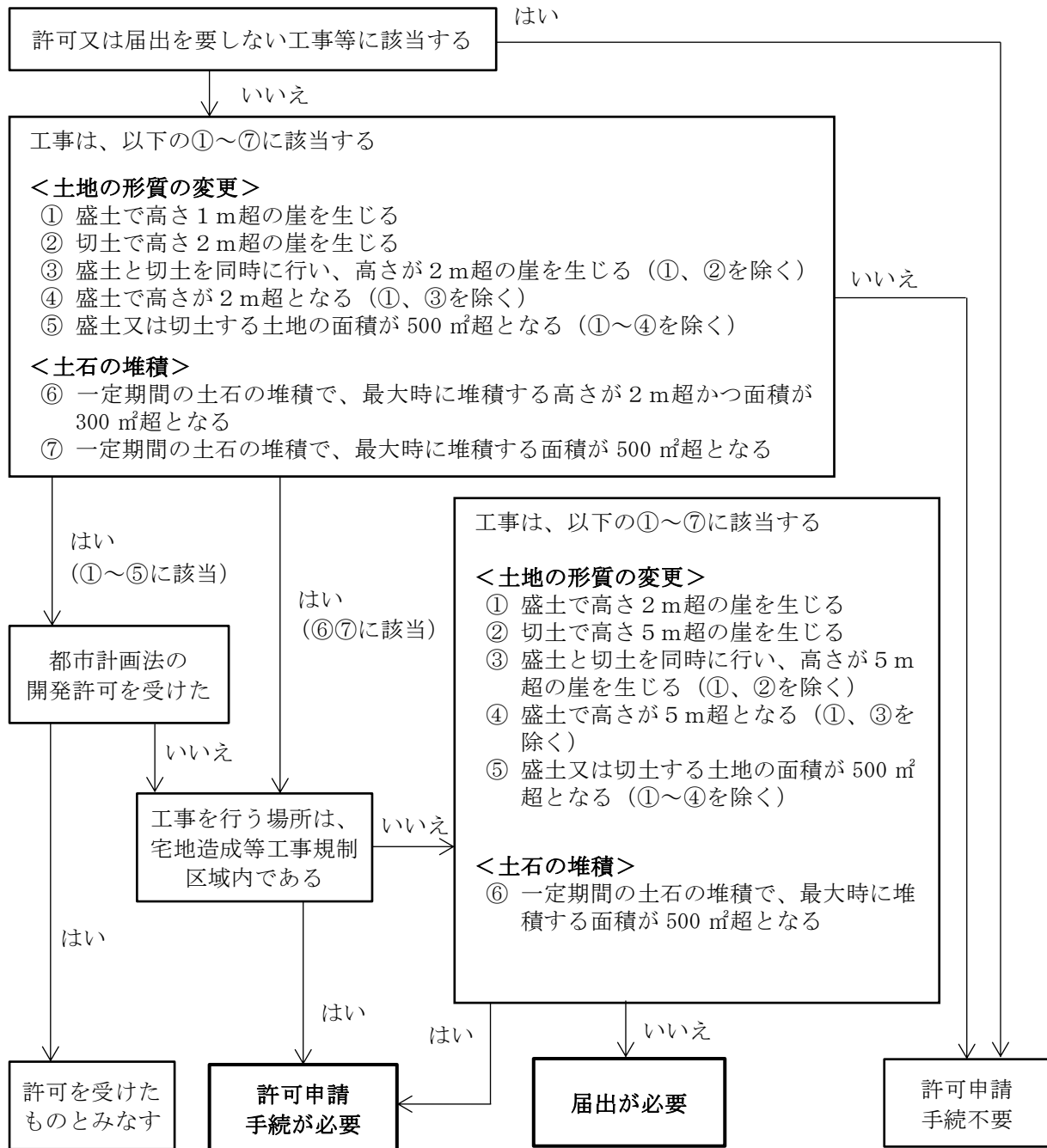


図 1.6 盛土規制法に基づく許可・届出要否の判定フロー

2 許可を要する工事

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第30条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

法第32条 都道府県は、第30条第1項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

令第28条 法第30条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第30条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

令第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

令第25条 1 略

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(特定盛土等又は土石の堆積の規模)

条例第3条 法第32条の条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

2 法第32条の条例で定める規模の土石の堆積は、土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超える土石の堆積とする。

[趣 旨]

規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、県知事の許可を受ける必要があることを規定している。

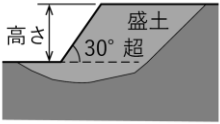
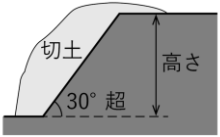
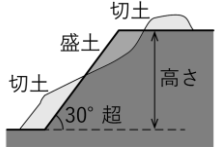
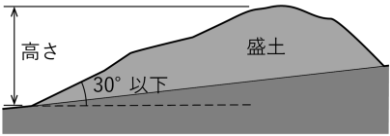
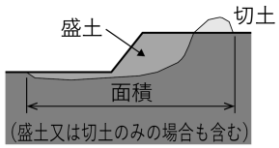
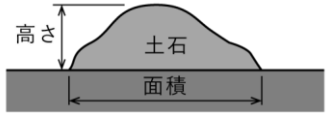
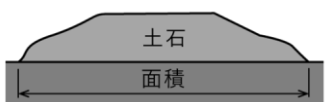
[運用上の留意点]

(1) 許可対象規模

許可を要する工事は、表 1.3 に示すとおりである。

なお、特定盛土等規制区域においては、都道府県等の条例により許可対象規模の引下げができることとなっている。そのため、これまでの県と市町の土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）の規制状況を踏まえ、特定盛土等規制区域の規制が市町の土砂条例よりも緩和されないよう条例を制定し、特定盛土等規制区域における許可対象規模（面積要件）を3,000㎡超から500㎡超へと引き下げている。

表 1.3 許可が必要となる工事の規模

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ
土地の形質の変更	①盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	①盛土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	②切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが5 m超の崖を生ずるもの	
	③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③盛土と切土を同時に行い、高さが5 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④盛土で高さが2 m超となるもの（①、③を除く）	④盛土で高さが5 m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 ㎡超となるもの（①～④を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 ㎡超となるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	①最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300 ㎡を超えるもの		
	②最大時に堆積する面積が500 ㎡超となる土石の堆積	①最大時に堆積する面積が500 ㎡超となる土石の堆積	

※分離された崖が一体の崖である場合には、一体の崖としての高さで許可対象への該当性を判断する。

※土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えない場合は、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事である。

(2) 土地の面積

許可申請に係る土地の範囲は、原則として、盛土等を行う土地だけでなく、土地の利用目的、物理的形狀から見て一体と認められる土地の範囲のことである。

※当該土地の範囲における盛土等すべてが許可対象となる。

(3) 盛土等の一体性の判断

盛土等に一体性がある場合は、一体性がある盛土等の面積を合計して許可対象規模を判断する。なお、一体性の判断については、個別の状況に応じて以下の観点から総合的に判断する。

ア 事業者の同一性

同一の事業者が行っている場合のほか、実質的に同一と認められる場合も含む

イ 物理的一体性

- ・複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合
- ・複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合
- ・同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合 等

ウ 機能的一体性

事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合

エ 時期的近接性

盛土等が行われた時期が近い場合

3 届出を要する工事

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

法第27条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第29条第1項又は第2項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

【趣 旨】

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、許可を要する工事以外で、一定規模以上の工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、工事着手の30日前までに、県知事へ届出書を提出する必要があることを規定している。

また、届出によって得た情報については、公表や市町通知によって県民や市町と盛土等の情報共有を行うとともに、必要に応じて問題のある箇所の改善を図ること等により盛土等の安全確保を図るものである。

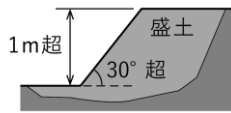
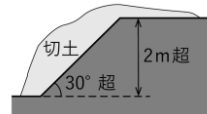
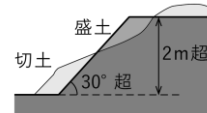
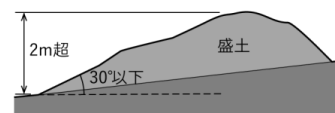
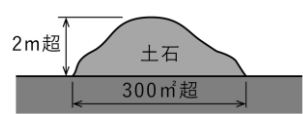
【運用上の留意点】

(1) 届出対象規模

届出を要する工事の規模は、表 1.4 に示すとおりである。

届出を受理した場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などを公表するほか、関係市町長に通知を行う。なお、都市計画法に基づく開発許可の申請をした場合は、特定盛土等について届出をしたものとみなすため、届出は不要である。

表 1.4 届出が必要となる工事の規模

土地の 形質の 変更	①盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	②切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④盛土で高さが2 m超となるもの（①、③を除く）	
土石の 堆積	①最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡を超えるもの	

(2) 土地の面積・一体性の判断

届出に係る土地の面積及び一体性の判断は許可に準じる。

4 許可又は届出を要しない工事等

(1) 災害の発生のおそれがないものと認められる工事

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

法第27条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第30条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

令第5条 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第2項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和25年法律第291号）第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2 法第12条第2項第四号（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 二 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業
- 三 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業
- 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第2条第4号に規定する住宅街区整備事業
- 五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第5号に規定する防災街区整備事業

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

令第27条 法第27条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

令第29条 法第30条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

2 法第30条第2項第四号（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、第5条第2項各号に掲げるものとする。

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

規則第8条 令第5条第1項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

二 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

三 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

五 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

六 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超え

ないもの

- ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
- ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【趣 旨】

許可又は届出の対象となる規模の工事であっても、他法令で許可等を受け監督等がなされること等により、災害のおそれがないと認められる工事については、許可又は届出は不要であることを規定している。なお、許可は不要となるものの、災害のおそれがある場合は改善命令等の対象となる。

【運用上の留意点】

以下の工事については許可不要である。

ア 他の法令により確認が行われる工事

以下の法令による許認可等に基づく工事をいう。

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）及び準ずる事業
※準ずる事業の場合には、土地改良事業計画基準等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要である。
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

イ 森林施業に必要な作業路網の整備工事

森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事をいう。

ウ 国、地方公共団体等が行う応急措置工事

以下のものが非常災害のために必要な応急措置として行う工事をいう。

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構

エ 一定規模以下の工事

表 1.5 に示す一定規模以下の工事をいう。

なお、許可申請に係る土地の範囲に図 1.7 のように盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が 30 cm を超える部分と超えない部分がある場合、30 cm を超える部分の面積の合計により許可不要工事への該当性を判断する。

※土石の堆積も同様の考え方による。

※許可不要工事に該当せずに許可の対象となる場合には、30 cm を超えない部分も含め「盛土又は切土をする土地の面積」に算入され、許可基準への適合も必要となる。

表 1.5 許可・届出不要の工事

土地の 形質の 変更	高さが 2 m 以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超えない盛土又は切土をするもの	
土石の 堆積	土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えないもの	
	土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 cm を超えないもの	

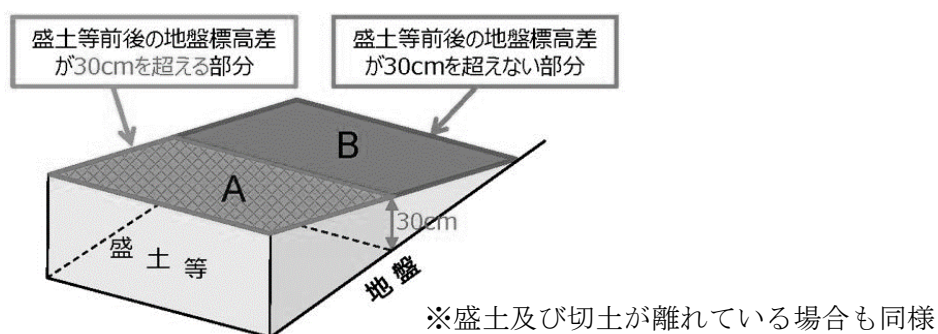


図 1.7 許可不要となる盛土等の考え方

オ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積

工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものをいう。

なお、適用する範囲については次の事項を踏まえて判断する。

- ・「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指す。なお、主任技術者等が本体工事と一体的に管理できる範囲は、原則、本体工事が行われている土地から直線で10km以内の範囲とする。
- ・「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
- ・「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体工事が行われている土地と当該土地の相互の距離が直線で原則10km以内のものに限る）については、工事の現場として扱う。
- ・「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。
- ・土石の堆積期間は主たる工事の期間内に限られる。ただし、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要として扱うことができるものとする。
- ・工事に付随する土石の堆積であり、許可不要となる条件に合致していることが客観的に確認できるよう、堆積期間、管理体制などを記した看板を現場に掲示することが望ましい。

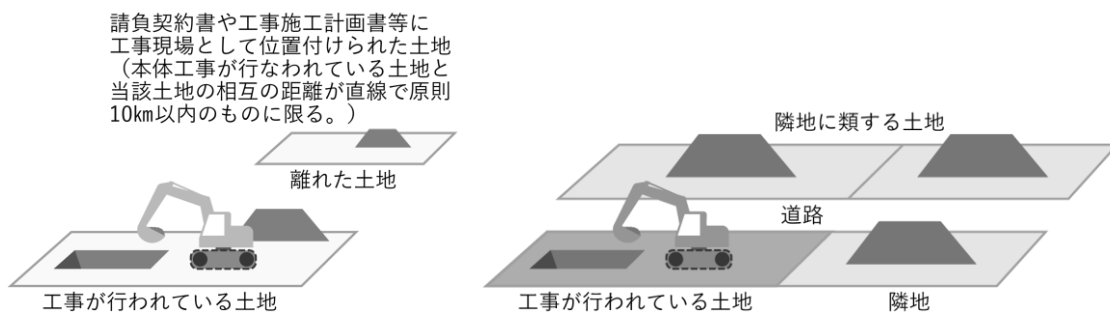


図 1.8 許可又は届出は不要となる土石の堆積の場所

(2) その他の許可又は届出不要の工事等

以下の場合、盛土規制法の規制対象外となり、許可又は届出は不要である。

ア 土地利用のために土地の形質を維持する行為

土地利用のために土地の形質を維持する行為については、土地の形質の変更に該当せず、災害の危険性を増大させないことから本法の規制対象外となる。

これらに該当する行為として、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷均し等があげられる。ただし、営農行為については、通常の営農行為の範疇ではない場合は規制対象となりうる可能性があるため、留意する必要がある。

なお、通常の営農行為に含まれるか否かについては、必要に応じて所在地の農業委員会等に対して許可申請前に相談を行うこと。

表 1.6 通常の営農行為とそれ以外の行為について

区分	主な行為	補足説明等
土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為) ↓盛土規制法の規制対象外	耕起、代かき、整地、畝立て 土壌改良材（たい肥等）の投入※1 表土の補充※2・※3 表土の入れ替え※4 けい畔の新設・補修・除去 農業用暗渠排水の新設・改修 樹園地における樹木の改植 法面や耕作道の維持管理（農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復する行為も含む） 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）	※1：土砂を含まない土壌改良材は土石の扱いとならない。 ※2：作物生産のために耕起、施肥等が行われる土層である表土が降雨によって流出した場合や特定の作物栽培上で表土の厚さが不足する場合に行う補充を想定している。 【表土の補充の例】 （作物の特性に応じて表土を補充するケース） （表土が流出しやすい傾斜地の畑のケース） ①表土の補充前 ②表土の補充後 （搬入した土の表面に凸凹がない状態） ※3：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの（高畝栽培をする場合の畝立ての高さは除く）。 ※4：表土の入れ替えのイメージ
土地の形質の変更に該当する行為 ↓盛土規制法の規制対象	ほ場の大区画化・均平・勾配修正※5 盛土を伴う田畑転換※6 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 農道の整備※8 農業用施設用地の整備※9 土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事は規制対象外	※5：ほ場の大区画化・均平のイメージ ※6：盛土を伴う田畑転換のイメージ ※7：耕作の用に供するために表土の締固めを行わない箇所については、その範囲を土地の平面図及び断面図で明示すること。 ※8：農道の整備のイメージ ※9：農業用施設用地の整備のイメージ

イ 規制対象とならない土石の堆積

土石の堆積のうち、以下の行為は、本法の規制対象外となる。

- ・ 試験、検査等のための試料の堆積
- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積であって、当該土石に雨水その他の地表水の侵入のおそれがないもの
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの（勾配が 1/10 以下の土地に限る。）
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

※主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、規制対象となる。

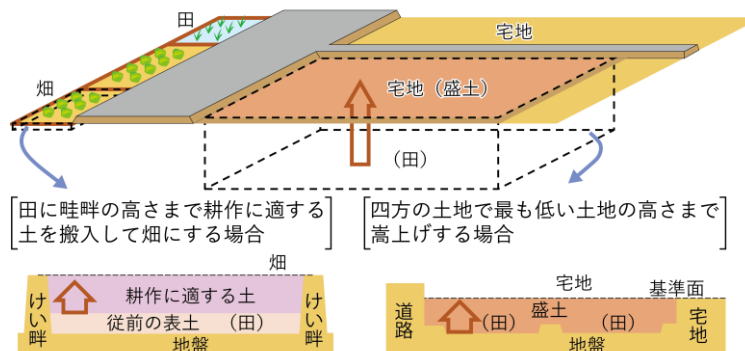
ウ 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻しについては、土地の形質が変更されたものとみなされないため、規制対象外となる。また、建築物等の工作物の解体に伴う地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀及び埋戻しも規制対象外となる。ただし、埋め戻す周囲の地盤高さを超えるものは盛土として取り扱う。

エ 窪地の埋め立て

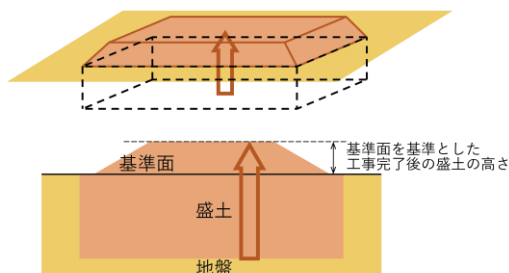
四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならない。ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるなど土圧により滑動等の影響が想定される場合などは堤体等も含めて一体的な盛土として安全の確保が必要となるため、許可対象規模を超えるものは許可が必要となる。

【四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合】



【四方の土地より少し高く盛土をする場合】

窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面(基準面)を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要である。



【堤体を有する人工池を埋める場合】

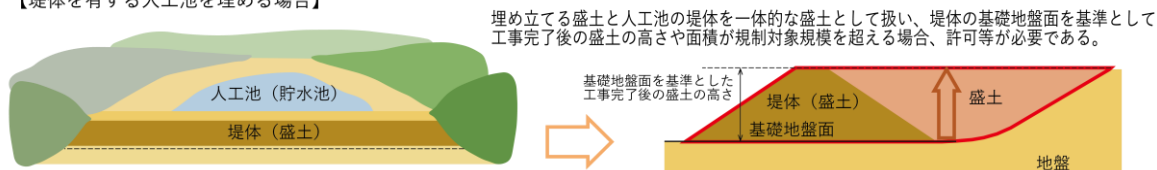


図 1.9 窪地における盛土の規制要件の考え方

5 許可の特例（みなし許可）

（１）国等と許可権者との協議が成立した工事（法第 15 条・第 34 条）

（許可の特例）

法第15条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第12条第1項の許可があつたものとみなす。

（許可の特例）

法第34条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第30条第1項の許可があつたものとみなす。

国又は県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって、許可があつたものとみなされ、これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要がある。

(2) 都市計画法の開発許可を受けた工事（法第15条等）

(許可の特例)

法第15条 1 略

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

法第16条 1～4 略

- 5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

(許可の特例)

法第34条 1 略

- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

法第35条 1～4 略

- 5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる。また、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても同様に、盛土規制法によるものとみなす。

なお、都市計画法に基づく開発許可を受けて盛土規制法のみなし許可となる場合であっても、次の盛土規制法の規定が適用されることに留意が必要である。

表 1.7 みなし許可となった場合にも適用される盛土規制法の規定

適用される規定	備考
技術的基準への適合	法第13条・第31条、都市計画法第33条第1項第7号の規定による
中間検査	法第18条・第37条
定期の報告	法第19条・第38条
監督処分	法第20条・第39条
標識の掲示	法第49条



図 1.10 盛土規制法みなし許可の場合の開発許可制度の主な流れ

第2章 許可を要する工事の手続き

第1節 許可申請について

1 許可申請の手続きの流れ

(1) 土地の形質の変更に関する工事

土地の形質の変更に関する工事の手続の流れは図 2.1 に示すとおりである。

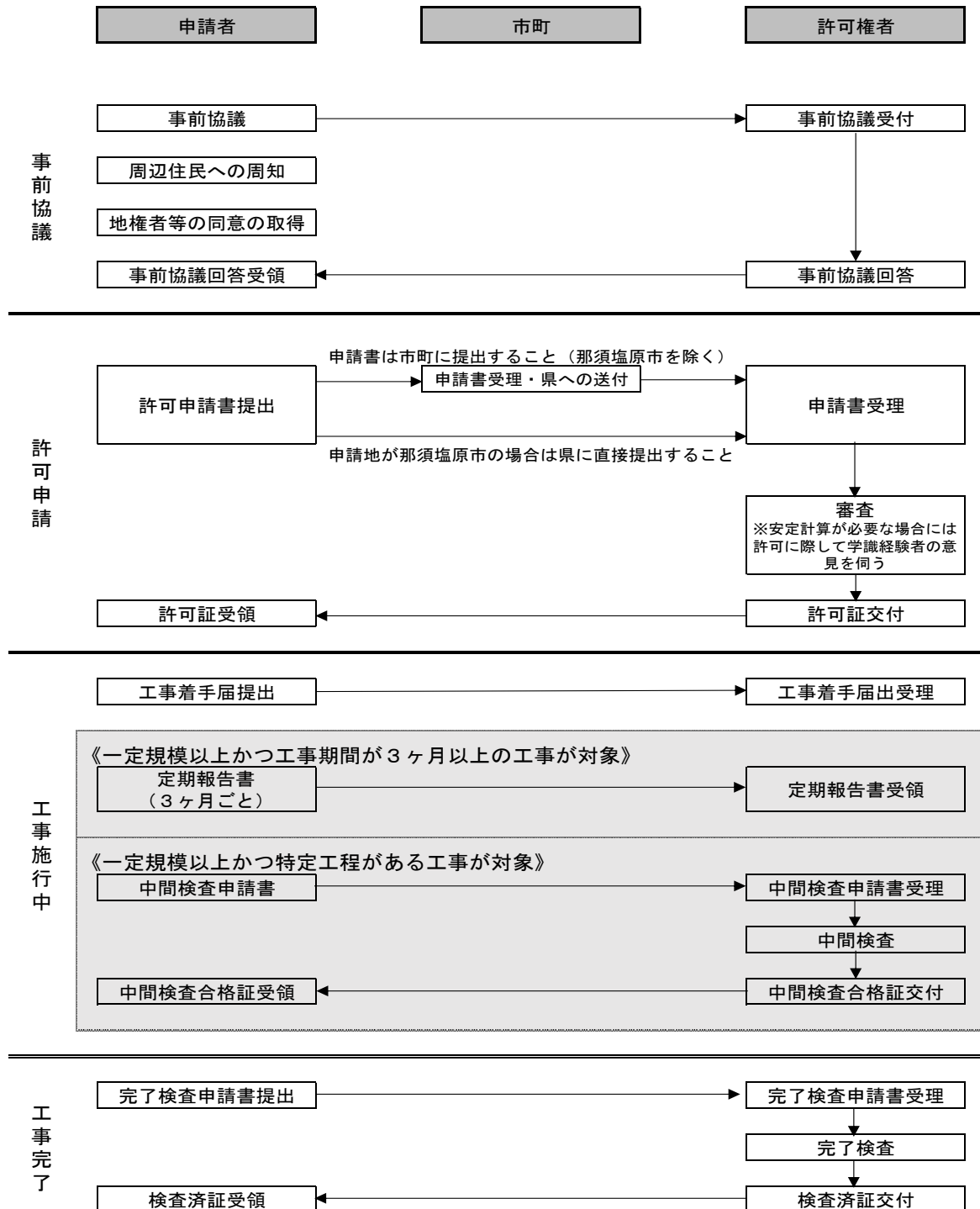


図 2.1 土地の形質の変更に関する工事の手続の流れ

(2) 土石の堆積に関する工事

土石の堆積に関する工事の手続の流れは、図 2.2 に示すとおりである。

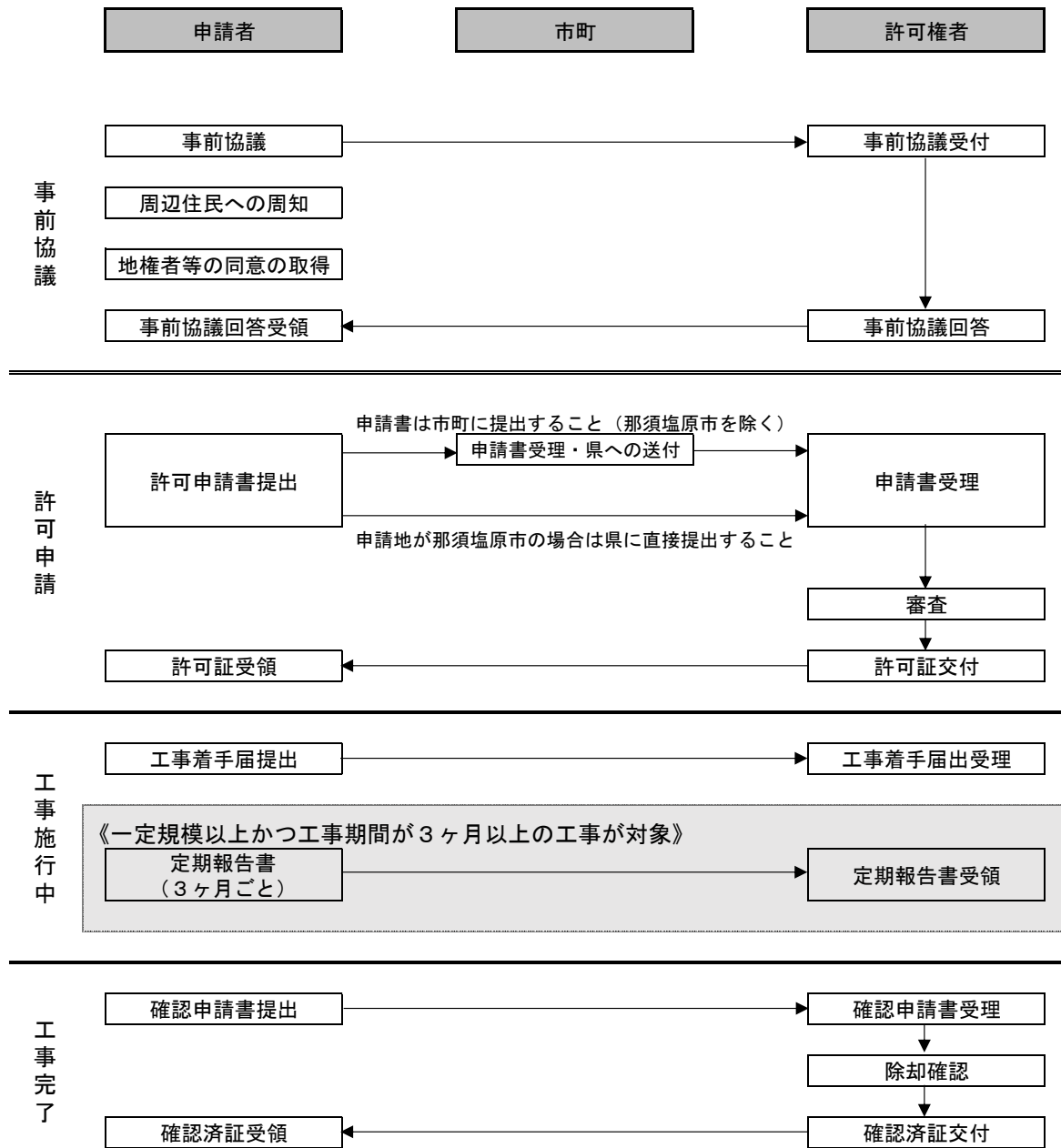


図 2.2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

2 許可申請の事前相談

盛土等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の可否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があるため、事前相談書に必要書類を添えて、県都市政策課に事前相談をすること。

なお、事前相談の具体的な方法については、県都市政策課HPで確認することができる。

また、開発許可に伴い、盛土規制法のみなし許可となる場合には、盛土規制法の技術的基準への適合が必要となるため、盛土規制法の許可対象の該当性について、県都市政策課に事前相談をすること。

表 2.1 事前相談等の受付窓口（県）

許可担当部署	住所	電話番号
栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館14階	電話番号：028-623-2801 ファックス番号：028-623-2595 Email：moridoanzen@pref.tochigi.lg.jp

3 許可申請等の提出先

（1）許可申請等の提出先・部数

許可を要する工事については、許可申請をはじめ、各種申請・届出について、所定の様式に必要書類等を添付の上、表 2.2 に示す提出先に必要部数を提出すること。

表 2.2 許可申請等の提出先・部数一覧

手続き		区分	様式	提出先	提出部数
許可申請		土地の形質の変更	規則様式第二	市町※	3
		土石の堆積	規則様式第四	市町※	3
工事着手届出		共通	細則様式第 6 号	県	1
中止（廃止、再開）届出		共通	細則様式第 7 号	県	1
工事の変更許可申請		土地の形質の変更	規則様式第七	市町※	3
		土石の堆積	規則様式第八	市町※	3
軽微な変更に関する届出		共通	細則様式第 8 号	市町※	2
中間検査 申請	開発みなし許可以外	土地の形質の変更	規則様式第十三	県	1
	県開発みなし許可の場合	土地の形質の変更	同上	県	1
	事務処理市開発みなし許可の場合	土地の形質の変更	同上	事務処理市	1
定期報告	開発みなし許可以外	共通	細則様式第 9 号	県	1
	県開発みなし許可の場合	共通	同上	県	2
	事務処理市開発みなし許可の場合	共通	同上	事務処理市	2
完了検査 ・確認	完了検査申請	土地の形質の変更	規則様式第九	県	1
	確認申請	土石の堆積	規則様式第十一	県	1

※申請地が那須塩原市の場合の提出先は県（提出部数は1部減）

(2) 許可申請に必要な書類等

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

規則第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 三 令第7条第2項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- 四 令第8条第1項第一号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

- 五 第一号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
- 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
- イ 登記事項証明書
- ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 九 別記様式第三の資金計画書
- 十 法第12条第2項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
- 十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	

- 二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
- イ 登記事項証明書
- ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 七 別記様式第五の資金計画書
- 八 法第12条第2項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
- 九 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請）

規則第63条 特定盛土等に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第7条第1項第一号から第11号までに掲げる書類
 - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第7条第2項第一号から第九号までに掲げる書類
 - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

（許可の申請）

細則第3条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号若しくは第2項第1号又は第63条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定により添付する図面に、当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（許可申請書の添付書類）

細則第7条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第12条第2項第2号及び第30条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用に関する申告書（別記様式第4号）
- (2) 法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号に規定する工事施行者の能力に関する申告書（別記様式第5号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

許可申請時には、表 2.3 から表 2.5 を確認の上、規則及び細則等に定められている書類等を添付して提出すること。なお、審査にあたり、別途書類等を求める場合があることに留意すること。

当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、位置図等の関係する図面に、当該工区の位置、区域及び規模を明示すること。

表 2.3 許可申請の提出先・提出部数

提出先	提出部数	備考
市町	3部（正本1部、副本2部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市の場合

表 2.4 許可申請に必要な書類

No	書類の名称	提出区分		内容	備考
		土地の 形質 変更	土石の 堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書(規則様式第二)	○	—	—	—
	土石の堆積に関する工事の許可申請書(規則様式第四)	—	○	—	—
2	構造計算書	○	—	□擁壁及び崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、試験結果、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書等	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁及び崖面崩壊防止施設を設置する場合に提出すること。
		○	○	□地盤について講じる対策工の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書等	・地盤について講じる対策工を講じる場合に提出すること。
		—	○	□堆積した土石の崩壊を防止するための措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合に提出すること。
		—	○	□土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の概要、構造計画等を記載した構造計算書	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合に提出すること。
3	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	○	—	□土質試験等に基づく地盤の安定計算書 □土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	・安定計算が必要な盛土を行う場合に提出すること。
4	設計者の資格証明書	○	—	□設計者の設計資格に関する申告書(規則様式第1号) □添付書類 (1) 資格証明書 (2) 卒業証明書 (3) 大学院等の在籍期間の証明書 (4) 設計者資格講習修了証明書	・以下の場合には、申告書に該当する資格証明書を添付し提出すること。 ① 高さが5mを超える擁壁の設置 ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
5	現況写真	○	○	□盛土・切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	—
6	申請者確認書類	○	○	(個人の場合) □氏名及び住所を証する書類	・氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し、個人番号カードの写し(表面のみ)又はこれらに類するものを提出すること。
		○	○	(法人の場合) □登記事項証明書 □役員の氏名及び住所を証する書類	・氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し、個人番号カードの写し(表面のみ)又はこれらに類するものを提出すること。
7	資金計画書(規則様式第三・第五)	○	—	□添付書類 (1) 預金証明 (2) 融資証明	—
		—	○	□添付書類 (1) 預金証明 (2) 融資証明	—

No	書類の名称	提出区分		内容	備考
		土地 の 形質 変更	土石 の 堆積		
8	申請者の資力・信用確認書類	○	○	☐ 工事主の資力及び信用に関する申告書（細則様式第4号） ☐ 添付書類 (1) 法人税又は所得税の納税証明書 (2) 財務諸表等（直前事業年度のもの） (3) 業務経歴書 (4) 資力及び信用に関する誓約書	・納税証明書は、法人の場合は法人税、個人の場合は所得税について、直近事業年度のものを提出すること。 ・財務諸表等及び業務経歴書は、法人の場合に提出すること。 ・誓約書は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書」、「暴力団員等に該当しない旨の誓約書」を提出すること。
9	施行者の能力を証する書類	○	○	☐ 工事施行者の能力に関する申告書（細則様式第5号） ☐ 添付書類 (1) 法人税又は所得税の納税証明書 (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書） (3) 事業経歴書 (4) 建設業許可書	・納税証明書は、法人の場合は法人税及び法人事業税、個人の場合は所得税及び個人事業税について、直近事業年度のものを提出すること。 ・工事の内容と合致する建設業許可書を提出すること。
10	権利者全ての同意を得たことを証する書類	○	○	☐ 同意書（細則様式第2号） ☐ 添付書類 (1) 土地の登記事項証明書 (2) 印鑑証明書	—
11	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	○	○	☐ 周知措置報告書（細則様式第3号） ☐ 添付書類 (1) 説明会を開催した場合 ア 開催の周知範囲の位置図 イ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） (2) 書面を配布した場合 ア 配布範囲の位置図 イ 配布書面 (3) 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ア 掲示場所の位置図 イ 掲示状況の写真 ウ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	・周知措置の内容に応じた添付書類を提出すること。
12	工事工程表	○	○	—	—
13	工事計画書・防災計画書	○	—	○	・安定計算が必要な盛土をする場合に提出すること。
14	申請区域外で行う工事の書類	○	○	—	・排水施設として放流先まで管渠を敷設する工事等を行う場合に提出すること。
15	排水計算書（流量計算、構造計算等）	○	—	☐ 流量計算書、構造計算書 等	—
16	流末先利害関係者との協議書	○	—	☐ 排水先の利害関係者との協議結果の書面	—
17	大臣認定擁壁の認定書	○	—	—	・認定擁壁を使用する場合に提出すること。
18	認定擁壁の条件を確認できる書類	○	—	—	・申請手続きを代理人に委任する場合に添付すること。
19	委任状	○	○	—	

※官公庁等が発行する書類については、原則として、取得から3ヶ月以内のものを提出すること。

表 2.5 許可申請に必要な図面

No	図書の名称	提出区分		明示すべき事項	縮尺	備考
		土地の 形質 変更	土石の 堆積			
1	位置図	○	○	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	—
2	地形図	○	○	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	○	—	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・のり面保護工 ・崖面保護工 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること。 ・耕作の用に供するために表土の締固めを行わない箇所については、その範囲を明示すること。
		—	○	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	○	—	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・高低差の著しい箇所について作成すること。 ・段切りの措置をする場合はその内容を示すこと。 ・耕作の用に供するために表土の締固めを行わない箇所については、その範囲を明示すること。
		—	○	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	○	—	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上	—
6	崖の断面図	○	—	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。

No	図書の名称	提出区分		明示すべき事項	縮尺	備考
		土地の形質変更	土石の堆積			
7	擁壁の断面図	○	—	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	—
8	擁壁の背面図	○	—	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	・擁壁用透水マットを使用する場合は、認定証、設計・施工要領及びカタログを提出すること。
9	崖面崩壊防止施設の断面図	○	—	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	—
10	崖面崩壊防止施設の背面図	○	—	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	公図	○	○	—	—	・転写者の氏名・印
12	現況図	○	○	・位置、方位、等高線、現在の土地利用の状況、付近の土地利用の状況 等	1/2, 500	・作成者の氏名
13	土地利用計画図	○	—	・申請区域界、公共施設の位置・形状、予定建築物の敷地形状・位置等	1/1, 000以上	・作成者の氏名
14	排水施設構造図 (管渠、浸透施設・調整池 等)	○	—	・仕様、形状	1/50以上	—
15	土地の求積図	○	○	・実測図による三斜法又は座標計算	1/1, 000以上	—
16	申請区域外で行う工事の図面	○	○	—	—	・排水施設として放流先まで管渠を敷設する工事等をする場合に提出すること。

※申請区域内に省令第12条に規定する土地（溪流等）が存在する場合は、関連する図面（地形図、平面図、断面図、現況図等）に溪流の位置等を記載すること。

※申請区域内に砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に規定する災害のおそれのある区域が存在する場合は、関連する図面（地形図、平面図、断面図、現況図等）に位置等を記載すること。

4 許可申請等手数料

許可申請等に係る手数料は、表 2.6 及び表 2.7 のとおりである。

(1) 許可・中間検査

表 2.6 許可及び中間検査の申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積※ 土石の堆積を行う土地の面積※	①宅地造成又は 特定盛土等 の許可(円)	②土石の堆積 の許可(円)	④中間検査 (円)
500㎡以内	15,000	13,000	3,700
500㎡超～1,000㎡以内	26,000	16,000	3,700
1,000㎡超～2,000㎡以内	37,000	18,000	3,700
2,000㎡超～3,000㎡以内	55,000	21,000	3,700
3,000㎡超～5,000㎡以内	66,000	30,000	5,600
5,000㎡超～10,000㎡以内	89,000	33,000	5,600
10,000㎡超～20,000㎡以内	141,000	39,000	5,600
20,000㎡超～40,000㎡以内	216,000	53,000	9,400
40,000㎡超～70,000㎡以内	337,000	72,000	16,000
70,000㎡超～100,000㎡以内	476,000	106,000	28,000
100,000㎡超	614,000	129,000	39,000

※許可申請書へ記載した「盛土又は切土をする土地の面積」（土石の堆積の場合には「土石の堆積を行う土地の面積」）により手数料を算定します。

(2) 変更許可

表 2.7 変更許可の申請手数料

宅地造成 又は特定 盛土等 に関する変 更許可申 請手数料	申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額 (その金額が614,000円を超えるときは、614,000円) - 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（2のみに該当する場合を除く。）：盛土又は切土をする土地の面積（2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、許可申請手数料として規定する額に10分の1を乗じて得た金額 - 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更：新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、許可申請手数料として規定する金額 - その他の変更については次の額 10,000円
土石の堆 積に関す る変更許 可申請手 数料	申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額 (その金額が129,000円を超えるときは、129,000円) - 土石の堆積に関する工事の設計の変更（2のみに該当する場合を除く。）：土石の堆積を行う土地の面積（2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、許可申請手数料として規定する額に10分の1を乗じて得た金額 - 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更：新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、許可申請手数料として規定する金額 - その他の変更については次の額 10,000円

【変更許可手数料の計算例】

表 2.8 盛土又は切土をする土地の面積が増加する場合

変更イメージ	
	B：従前（許可済み） 5,000㎡ A：編入 1,000㎡
パターン	手数料の計算例
●当初5,000㎡で許可を受けた後、新たな区域を編入する場合	A分：500㎡超～1,000㎡以内の手数料である26,000円 ＜算定＞ A = 26,000円
●当初5,000㎡で許可を受けた後、新たな区域を編入する場合 + ●従前の区域の設計変更を行う場合	A分：500㎡超～1,000㎡以内の手数料である26,000円 B分：3,000㎡超～5,000㎡以内の手数料である66,000円/10 = 6,600円 ＜算定＞ A + B = 32,600円
●当初5,000㎡で許可を受けた後、新たな区域を編入する場合 + ●従前の区域の設計変更を行う場合 + ●その他の変更を伴う場合	A分：500㎡超～1,000㎡以内の手数料である26,000円 B分：3,000㎡超～5,000㎡以内の手数料である66,000円/10 = 6,600円 C分：その他の変更として10,000円 ＜算定＞ A + B + C = 42,600円

※土石の堆積についても同様の考えにより徴収

表 2.9 盛土又は切土をする土地の面積が増減する場合

変更イメージ	
	A：縮小後 3,000㎡ 縮小箇所 2,000㎡ B：編入 1,000㎡
パターン	手数料の計算例
●当初5,000㎡で許可を受けた後、区域が縮小する場合	A分：縮小後の2,000㎡超～3,000㎡以内の手数料である55,000円の10分の1 = 5,500円 ＜算定＞ A = 5,500円
●当初5,000㎡で許可を受けた後、区域が縮小する場合 + ●新たな区域を編入する場合	A分：縮小後の2,000㎡超～3,000㎡以内の手数料である55,000円の10分の1 = 5,500円 B分：500㎡超～1,000㎡以内の手数料である26,000円 ＜算定＞ A + B = 31,500円

※土石の堆積についても同様の考えにより徴収

5 標準処理期間

(標準処理期間)

行政手続法第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

[趣 旨]

本条は、申請の迅速な処理の確保を確保するため、行政庁において、申請が法令に定められた提出先機関の事務所に到着してから当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安（標準処理期間）を定めるべき旨を規定したものである。

本条に基づき、本県においても許可事務等に係る標準処理期間を定めている。

[運用上の留意点]

(1) 標準処理期間

標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もある。表 2.10 に許可事務等の標準処理日数を示す。

表 2.10 標準処理期間

事務		総日数	市町	都市政策課
宅地造成又は 特定盛土等	工事の許可	30日	10日	20日
	工事の許可（5ha以上）	40日	10日	30日
	工事の変更の許可	25日	10日	15日
土石の堆積	工事の許可	24日	10日	14日
	工事の変更の許可	20日	10日	10日
法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項 又は第35条第1項の規定に適合していることを 証する書面の交付		10日	0日	10日

(2) 標準処理日数の算定

標準処理日数は、申請書が市町に到達した日から起算し、当該申請に対する処分を行うまでの日数とする。なお、市町の処理（経由）日数は、申請書が市町に到達した日から起算し、発送するまでの日数とする。

(3) 留意事項

次に掲げる日数は、標準処理日数に算入しない。

ア 申請書等の不備を補正するために要する日数

イ 関係他法令との調整に要する日数

ウ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数

エ 12月29日から翌年の1月3日までの日の日数（上記ウに掲げる日数を除く。）

オ 審査において学識経験者の意見を伺うための日数

6 許可又は不許可の通知

(許可証の交付又は不許可の通知)

法第14条 都道府県知事は、第12条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可証の交付又は不許可の通知)

法第33条 都道府県知事は、第30条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条 1・2略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第30条 1・2略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可証の様式)

規則第36条 法第14条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第14条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第7条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第14条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第7条第2項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前2項の規定は、法第16条第3項において準用する法第14条第1項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第2項中「第7条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、前項中「第7条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

(許可証の様式)

規則第66条 法第33条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第33条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第63条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第33条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第63条第2項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前2項の規定は、法第35条第3項において準用する法第33条第1項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第2項中「第63条第1項」とあるのは「第67条第1項」と、前項中「第63条第2項」とあるのは「第67条第2項」と読み替えるものとする。

(1) 許可証の交付または不許可の通知

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできない。審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付し、不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行う。

(2) 工事の許可に付する条件

工事の許可には、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付す場合がある。、実際の条件は、個々の申請により異なるため、工事主、工事施行者は、必ずその内容を確認し、当該条件を遵守して工事を行うこと。

7 許可情報の公表

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条 1～3略

- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第30条 1～3略

- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

規則第9条 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

規則第10条 法第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法)

規則第64条 法第30条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

規則第65条 法第30条第4項の主務省令で定める事項は、第10条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

[趣 旨]

地域の住民や関係市町長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表するとともに、関係市町長への通知を行うことを規定している。

[運用上の留意点]

公表する事項は、表 2.11 のとおりである。

表 2.11 公表事項

土地の形質の変更	土石の堆積
①工事が施行される土地の位置図	①工事が施行される土地の位置図
②工事の許可年月日及び許可番号	②工事の許可年月日及び許可番号
③工事施行者の氏名又は名称	③工事施行者の氏名又は名称
④工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	④工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量

8 法に適合していることの証明書の交付

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

規則第88条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(証明書の交付)

細則第15条 省令第88条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、別記様式第10号の適合証明願2部を知事に提出しなければならない。

【趣 旨】

建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする者等は、県知事から盛土規制法の許可を得た又は許可が不要であることの証明の交付を受けることができる。

なお、本証明は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象とはならない。

【運用上の留意点】

手続きに必要な書類は、表 2.12 及び表 2.13 に示すとおりである。

表 2.12 提出が必要な書類（適合証明）

書類の名称	法令等	備考
適合証明願（細則様式第10号）	細則第15条	

表 2.13 適合証明への具体的な添付図書

名称	標準縮尺	説明
公図写し	-	適合証明願における「敷地の所在及び地番」が分かるものであること。
位置図	1/50,000 以上	敷地の位置及び規制区域の別が分かるものであること。
配置図	1/2,500 以上	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び敷地周辺の土地利用の状況が分かるものであること。
求積図	1/1,000 以上	実測図による三斜法又は座標計算により、敷地面積が分かるものであること。
平面図	1/200 以上	建築物の各階平面図を添付すること。 用途、工事の種別及び建築面積も併せて記載すること。
他法令の許可証写し及びその添付書類	-	他法令の許可を受けたことで盛土規制法の許可不要となる場合に添付すること。 許可証写しのみでなく、許可の内容が分かるような図面等も併せて添付すること。
その他必要な書類	-	上記によらないものの、適合状況を確認するために必要となる図書については適宜添付すること。

9 関係法令等

盛土規制法は、盛土等による災害の防止を目的として規制を行うものであるが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性がある。

そのため、自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令等において、盛土等の行為について許可を要する場合がある。なお、主な関係する法令等については表 2.14、表 2.15 のとおりであるが、記載されているものに限らず、他法令等を含めた違反がないよう、入念に確認をすること。

表 2.14 関係法令等

法令	対象区域	所管部署
都市計画法	都市計画区域・都市計画区域外	県土整備部
道路法	道路区域	
河川法	河川区域	
砂防法	砂防指定地	
地すべり等防止法	地すべり防止区域	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	
建築基準法	都市計画区域・都市計画区域外	
森林法	保安林・地域森林計画対象 民有林	環境森林部
栃木県立自然公園条例	県立自然公園	
自然環境の保全及び緑化に関する条例	自然環境保全地域	
とちぎふるさと街道景観条例	街道景観形成地区	
栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例	県内全域	
農地法	農地	農政部
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域のうち農用地 区域	
栃木県文化財保護条例	重要文化財、史跡・名勝・天然記念物	生活文化スポーツ部
自然公園法	国立・国定公園	環境省
文化財保護法	重要文化財、史跡・名勝・天然記念物	文化庁

表 2.15 関係市町における条例等

市町	名称
足利市	足利市風致地区条例
	足利市文化財保護条例
	足利市ゴルフ場等大規模開発事業対策連絡会議規程
栃木市	栃木市風致地区条例
	栃木市文化財保護条例
	栃木市土地利用対策委員会設置要綱
佐野市	佐野市文化財保護条例
	佐野市土地利用事前協議要綱
鹿沼市	鹿沼市文化財保護条例
	鹿沼市土地利用に関する事前協議要綱
日光市	日光市風致地区条例
	日光市文化財保護条例
	日光市土地開発指導要綱
小山市	小山市文化財保護条例
	小山市宅地開発指導要綱
真岡市	真岡市文化財保護条例
大田原市	大田原市風致地区条例
	大田原市文化財保護条例
	大田原市開発行為等指導要綱
矢板市	矢板市文化財保護条例
	矢板市土地利用に関する事前指導要綱
那須塩原市	那須塩原市文化財保護条例
	那須塩原市都市計画法に基づく開発行為の手続等に関する規則
さくら市	さくら市文化財保護条例
	さくら市土地開発指導要綱
那須烏山市	那須烏山市文化財保護条例
	那須烏山市土地利用適正化条例
下野市	下野市文化財保護条例
	下野市開発指導要綱
上三川町	上三川町文化財保護条例
	上三川町開発指導要綱
益子町	益子町文化財保護条例
	益子町土地利用に関する事前指導要綱
茂木町	茂木町文化財保護条例
	茂木町開発行為の適正化等に関する条例

市町	名称
市貝町	市貝町文化財保護条例
	市貝町土地利用に関する事前指導要綱
芳賀町	芳賀町文化財保護条例
	芳賀町開発指導要綱
壬生町	壬生町文化財保護条例
	壬生町土地利用に関する事前指導要綱
野木町	野木町文化財保護条例
塩谷町	塩谷町文化財保護条例
	国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届け出（事後届出）に関する事務処理要領
高根沢町	高根沢町文化財保護条例
那須町	那須町文化財保護条例
	那須町土地利用に関する事前指導要綱
那珂川町	那珂川町文化財保護条例
	那珂川町土地利用に関する事前指導要綱

※各市町の土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例については、改正作業中であるため、掲載していない。

第2節 許可後に必要となる手続き

1 標識の掲出

(標識の掲示)

法第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

規則第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

盛土規制法では、工事の許可を受けた又は届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地に必要な事項を記載した標識を掲げることを義務付けている。

許可を受けた工事主は、当該工事の着手の前には、工事を行う土地の見やすい場所に表 2.16 に示す様式に必要な事項を記載し掲示する必要がある。

なお、都市計画法に基づく開発許可を受けて盛土規制法のみなし許可となる場合であっても、盛土規制法の標識を掲げる必要がある。

表 2.16 標識に記載する事項

様式	・宅地造成、特定盛土等の場合：規則様式第二十三 ・土石の堆積の場合：規則様式 第二十四
記載事項	・工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ・工事施行者の氏名又は名称 ・現場管理者の氏名又は名称 ・工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ・宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ・盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ・盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ・盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ・工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ・許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

2 工事着手届

(工事の着手の届出)

細則第8条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、別記様式第6号の工事着手届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。

【趣 旨】

工事着手届については、当初の予定どおりに許可を受けた工事に着手していることを県が確認するために細則で規定している。

【運用上の留意点】

盛土規制法に基づく工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、県知事へ表 2.17 に示す届出書を提出すること。

なお、工事の着手とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点である。

※請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階、工事の準備工は着手として取り扱わない。

表 2.17 提出が必要な書類（工事着手に関する届出）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の 形質の変更	土石の 堆積	
工事着手届出書	細則様式第6号	○	○	細則第8条

表 2.18 提出先・提出部数（工事着手に関する届出）

提出先	提出部数	備考
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	—

3 工事中止（廃止、再開）届

(工事の中止等の届出)

細則第9条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに、別記様式第7号の工事中止（廃止、再開）届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。

【趣 旨】

工事を完了しないまま放置されることになると、盛土等の崩落による人的・物的被害が生じるおそれがある。

このことから、工事の中止等の届出について、工事が中止又は廃止される場合に災害防止等の措置が適切に講じられていることを県が確認するために細則で規定している。

【運用上の留意点】

(1) 工事の中止等

ア 中止

中止は、完了前に工事を一時的に中止することをいう。

なお、この場合においても、許可を受けた時点から完了までの間、法第19条又は第35条の規定による定期の報告は必要である。

イ 廃止

廃止は、完了前に工事の全部を廃止することをいい、完了前に部分的な廃止をしようとするときは、法第 16 条又は第 35 条の規定による変更の許可申請を行うこと。

ウ 再開

再開は、中止した工事を再開することをいう。

(2) 手続き

当該許可に係る工事の中止等をする場合は、県知事へ表 2.19 に示す届出書を提出すること。なお、工事の中止又は廃止は、災害防止等の措置が必要となることから、災害防止計画書等をもとに事前に県都市政策課に相談すること。

表 2.19 提出が必要な書類（工事中止（廃止、再開）に関する届出）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の 形質の変更	土石の 堆積	
中止（廃止、再開）届出書 添付書類 (1) 現況写真 (2) 災害防止計画書	細則様式第 7 号	○	○	—

表 2.20 提出先・提出部数（工事中止（廃止、再開）に関する届出）

提出先	提出部数	備考
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1 部（正本 1 部）	—

(3) 進行管理等

工事着手(完了)予定年月日を過ぎても工事着手の届出がないもの・完了検査等の申請がないものについては、進行状況、工事続行の意思等について報告を求める場合がある。

開発行為を中止（廃止）する意思がありながら中止（廃止）の手続きをしない場合又は工事再開（廃止）の意思があるとしながらも客観的にみて工事再開（廃止）の意思ないし能力を欠いていると認められるものについては、許可を取り消すことがある。

4 変更許可申請

(変更の許可等)

法第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。

(変更の許可等)

法第35条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第30条第2項から第4項まで、第31条から第33条まで及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第38条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第30条第1項の許可の内容とみなす。

(変更の許可の申請)

規則第37条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

規則第67条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第63条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第63条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

盛土規制法では、工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更の許可を受ける必要がある。

工事の計画を変更する場合には、表 2.21 に示す工事の変更許可申請書、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を提出すること。なお、変更許可の要否については、事前に都市政策課と協議すること。また、変更許可に該当するものが複数回行われる場合には、個々の変更について都度変更許可をとるのではなく、事前協議の活用等によりいくつかの変更を一括して行うことができる。

当初の許可の内容と同一性を失うような大幅な変更が行われる場合には、変更許可ではなく、新たな許可申請が必要となる。

表 2.21 提出が必要な書類（工事の変更許可申請）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の 形質の変更	土石の 堆積	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	規則様式第七	○	－	規則第37条第1項 規則第67条第1項
土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	規則様式第八	－	○	規則第37条第2項 規則第67条第2項
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	－	○	○	規則第37条 規則第67条

表 2.22 提出先・提出部数（工事の変更許可申請）

提出先	提出部数	備考
市町	3部（正本1部、副本2部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市の場合

5 軽微な変更に関する届出

(変更の許可等)

法第16条 1 略

- 2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

法第35条 1 略

- 2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(軽微な変更)

規則第38条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

(軽微な変更)

規則第68条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第1項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第2項第各号に掲げるものとする。

(軽微な変更の届出)

細則第11条 法第16条第2項及び第35条第2項の規定による届出は、別記様式第8号の軽微な変更の届出書によらなければならない。

[趣 旨]

許可を受けた工事主は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、県知事への届出が必要となる。なお、当該届出に際しての届出書様式を細則で規定している。

[運用上の留意点]

表 2.23 に該当する内容であり、表 2.24 に示す届出書を提出すること。ただし、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となる。

表 2.23 軽微な変更に関する事項

土地の形質の変更に関する工事	土石の堆積に関する工事
①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更	①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（ただし、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

表 2.24 提出が必要な書類（軽微な変更に関する届出）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の形質の変更	土石の堆積	
軽微な変更の届出書	細則様式第8号	○	○	—

表 2.25 提出先・提出部数（軽微な変更に関する届出）

提出先	提出部数	備考
市町	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	申請地が那須塩原市の場合

6 許可に基づく地位の継承

(1) 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぐことができる。そのため、地位を承継したときは、速やかに県知事に軽微な変更の届出書を提出すること。

なお、一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止届出書の提出が必要となり、この場合においても、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させること。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指す。

表 2.26 提出が必要な書類（一般継承）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の 形質の変更	土石の 堆積	
軽微な変更の届出書	細則様式第8号	○	○	法人登記事項証明書、戸籍抄本、相続放棄受理証明書、遺産分割協議書等を添付すること。

表 2.27 提出先・提出部数（一般継承）

提出先	提出部数	備考
市町	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	申請地が那須塩原市の場合

(2) 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受ける必要がある。

※特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指す。

第3節 中間検査

(中間検査)

法第18条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(中間検査)

法第37条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第1項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第1項の検査において第31条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

令第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

令第24条 法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模等)

令第32条 法第37条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第37条第1項の政令で定める工程は、第24条第1項に規定する工程とする。

3 前項に規定する工程に係る法第37条第3項の政令で定める工程は、第24条第2項に規定する工程とする。

(中間検査の申請期間)

規則第45条 法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。

(中間検査の申請)

規則第46条 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

規則第47条 法第18条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(中間検査の申請期間)

規則第75条 法第37条第1項の主務省令で定める期間は、第45条に規定する期間とする。

(中間検査の申請)

規則第76条 法第37条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

規則第77条 法第37条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(中間検査の申請)

細則第13条 法第18条第1項又は第37条第1項の規定により検査を申請しようとする者は、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を工区に分けて受けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

1 中間検査の概要

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う重要な検査であり、中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができない。なお、細則第13条に基づき、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、工区毎に中間検査を受検する必要がある。

都市計画法に基づく開発許可を受けた盛土規制法のみなし許可の工事でも中間検査の対象となる。なお、本県においては、開発許可の権限を有する市がみなし許可の工事に係る中間検査を実施できるように、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」で規定しているため、開発許可の許可権者に申請を行い、必ず受検すること。

中間検査を要する工事の規模は表 2.28、特定工程に関することは表 2.29に示すとおりである。

表 2.28 中間検査を要する工事の規模

① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
② 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの

表 2.29 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程（中間検査対象）	特定工程後の工程（検査後）
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

2 中間検査の申請

検査の対象となる工事が完了した日から4日以内に表 2.30 の書類等により中間検査の申請をすること。

表 2.30 提出が必要な書類等（中間検査）

書類の名称	様式	内容	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	規則様式第十三	—	規則第46条 規則第76条
平面図	—	・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの	

表 2.31 提出先・提出部数（中間検査）

提出先	提出部数	備考
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	—
県（都市政策課 開発指導担当）	1部（正本1部）	県の開発許可を受けて盛土規制法のみなし許可となった工事の場合
開発許可事務処理市	1部（正本1部）	事務処理市の開発許可を受けて盛土規制法のみなし許可となった工事の場合

3 中間検査の受検

中間検査は、工事内容を説明できる工事の責任者等の立会のもとで実施する。

中間検査の結果、是正措置が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施する。

4 中間検査合格証の交付

中間検査に合格した場合は、中間検査合格証を交付する。

合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができない。

なお、工区を分けて中間検査を受検・合格した場合は、当該工区の中間検査合格証を交付する。当該工区以外の工区における特定工程後の工程には着手することができないので留意すること。

第4節 定期報告

(定期の報告)

法第19条 第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(定期の報告)

法第38条 第30条第1項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

令第25条 法第19条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

令第33条 法第38条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第38条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

(定期の報告)

規則第48条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

規則第78条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

規則第49条 法第19条第1項の主務省令で定める期間は、3月とする。

(定期の報告の期間)

規則第79条 法第38条第1項の主務省令で定める期間は、第49条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

規則第50条 法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
 - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
 - 四 報告の時点における擁壁等（法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
 - 二 報告の時点における土石の堆積の面積
 - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
 - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

（定期の報告の報告事項）

規則第80条 法第38条第1項の主務省令で定める事項は、第50条第1項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

- 2 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第2項各号に掲げる事項について行うものとする。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第3項各号に掲げる事項について行うものとする。

（定期報告）

細則第14条 法第19条第1項及び第38条第1項の規定による報告は、別記様式第9号の定期報告書によらなければならない。

1 定期報告の概要

一定以上の規模の工事の許可を受けた者は、許可日から工事完了時までの間3ヵ月ごとに、その進捗状況等について報告をする必要がある。なお、都市計画法に基づく開発許可を受けた盛土規制法のみなし許可の工事も定期報告の対象となる。

定期報告を要する工事の規模は表 2.32 に示すとおりである。

表 2.32 定期報告を要する工事の規模

行為	定期報告を要する規模
土地の 形質の変更	① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ② 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡を超えるもの ② 最大時に堆積する面積が3,000㎡超となる土石の堆積

2 定期報告の時期・報告事項

定期報告は、許可日から工事完了時までの間3ヵ月ごとに、表 2.3.3 に示す項目について、定期的な報告が必要であり、細則で定期報告書の様式を規定している。表 2.3.4 のとおり、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出すること。

表 2.3.3 定期報告の報告事項

区分	検査項目
共通	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日（※2回目以降）
土地の 形質の変更	① 報告の時点における盛土又は切土の高さ ② 報告の時点における盛土又は切土の面積 ③ 報告の時点における盛土又は切土の土量 ④ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	① 報告の時点における土石の堆積の高さ ② 報告の時点における土石の堆積の面積 ③ 報告の時点における堆積されている土石の土量 ④ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

表 2.3.4 提出が必要な書類（定期報告）

書類の名称	様式	内容	備考
定期報告書	細則様式第9号	—	細則第13条
写真	—	・報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	

表 2.3.5 提出先・提出部数（定期報告）

提出先	提出部数	備考
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	—
県（都市政策課 開発指導担当）	2部（正本1部、副本1部）	県の開発許可を受けて盛土規制法のみなし許可となった工事の場合
開発許可事務処理市	2部（正本1部、副本1部）	事務処理市の開発許可を受けて盛土規制法のみなし許可となった工事の場合

第5節 完了検査等

(完了検査等)

法第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査等)

法第36条 特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査の申請期間)

規則第39条 法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(完了の検査の申請)

規則第40条 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

規則第41条 法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

規則第42条 法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(確認の申請)

規則第43条 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

規則第44条 法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(完了検査の申請期間)

規則第69条 法第36条第1項の主務省令で定める期間は、第39条に規定する期間とする。

(完了検査の申請)

規則第70条 法第36条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

規則第71条 法第36条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

規則第72条 法第36条第4項の主務省令で定める期間は、第42条に規定する期間とする。

(確認の申請)

規則第73条 法第36条第4項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

規則第74条 法第36条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(完了検査の申請)

細則第12条 法第17条第1項又は第36条第1項の規定により検査を申請しようとする者は、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を工区に分けて受けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

1 完了検査等の概要

盛土規制法に基づく工事の許可を受けたときは、工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることの検査等を行うため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査の申請、土石の堆積に関する工事については確認の申請を行う必要がある。

なお、都市計画法に基づく開発許可を受けた盛土規制法のみなし許可の工事については、都市計画法第36条による検査済証の交付をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、盛土規制法に基づく完了検査を受検する必要はない。

2 完了検査等の申請

完了検査又は確認の申請は、検査等の対象となる工事が完了した日から4日以内に、表 2.36 の書類等により検査等の申請を行うこと。

なお、細則第12条に基づき、許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに検査を行わなければならない。

表 2.36 提出が必要な書類（完了検査・確認申請）

書類の名称	様式	内容	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	規則様式第九	—	・土地の形質の変更の場合 (規則第40条、第70条)
土石の堆積に関する工事の確認申請書	規則様式第十一	—	・土石の堆積の場合 (規則第43条、第73条)

表 2.37 提出先・提出部数（完了検査・確認申請）

提出先	提出部数	備考
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	—

3 完了検査等の受検

工事の完了検査は、工事内容を説明できる工事の責任者等の立会のもとで実施する。

工事完了の検査は、それぞれの完了部分が設計及び許可に付した条件に適合しているかについて検査を行う。盛土等の外形より判断する形状及び性質の検査を原則とするが、盛土の締固め、排水管の埋設工事又は擁壁の築造工事など、工事完了後外見から検査することが困難な部分の工事については写真により施工状況を確認するため、写真撮影による管理を徹底すること。

なお、写真撮影による管理が困難な場合は随時工事中に検査を受けること。

<写真撮影にあたっての留意事項>

①次に掲げる事項を記載した小黒板等を被写体と共に撮影すること。

- ・撮影年月日 ・工事名 ・工事施工場所 ・工事種別 ・設計寸法
- ・実測寸法 ・略図

②構造物の寸法測定写真は、スケール、箱尺等の測定器具を用い、構造物の寸法が明確に読み取れるように撮影すること。

4 検査済証等の交付

土地の形質の変更に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認した上で検査済証を交付する。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認した上で確認済証を交付する。

第6節 土地の保全等

(土地の保全等)

第22条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第1項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(土地の保全等)

第41条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第1項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

- 3 第20条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(改善命令)

第42条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

- 3 第39条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

1 土地の保全等の概要

盛土規制法では、盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。なお、規制区域の指定前に工事が行われた土地についても、土地の保全等の対象となる。

土地の維持管理が適切に行われず、安全上、必要な措置がとられていない場合には、土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがある。

2 維持管理

土地所有者等は日常的に点検や清掃を実施し、必要に応じて補修等を行い維持管理をする必要がある。

また、土地所有者等が複数に分かれる場合は、各所有者が自らの土地を維持管理するとともに、お互いに連携しながら盛土等全体の維持管理を行うこと。

第3章 届出を要する工事の手続き

第1節 届出の手続き

1 届出の手続きの流れ

届出を要する工事の手続の流れを図 3.1 に示す。

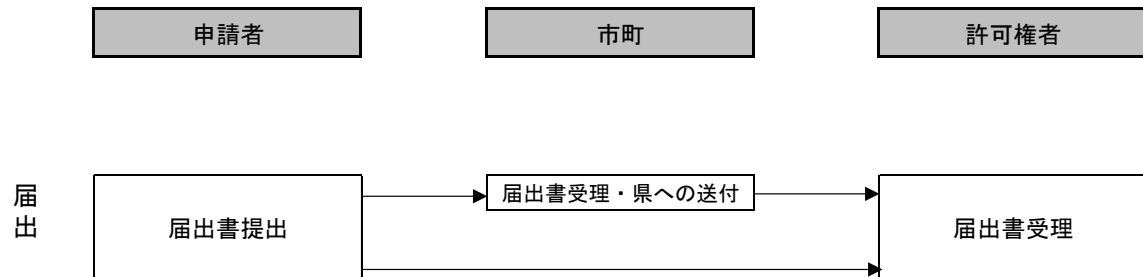


図 3.1 届出に関わる手続きの流れ

2 届出の事前相談

届出を要する工事について、届出の必要性等について確認する場合、事前相談書に必要書類を添えて、県都市政策課に事前相談すること。なお、相談先は、「第2章第1節2 許可申請の事前相談」を参照すること。

3 届出の提出先

届出を要する工事については、所定の様式に必要書類等を添付したものを表 3.1 に示す提出先に、必要部数、提出すること。

表 3.1 届出書等の提出先・部数一覧

手続き		区分	様式	提出先	提出部数
特定盛土等規制区域における工事届出		土地の形質の変更	規則様式第十九	市町※	2
		土石の堆積	規則様式第二十	市町※	2
特定盛土等規制区域の工事届出の変更届出		土地の形質の変更	規則様式第二十一	市町※	2
		土石の堆積	規則様式第二十二	市町※	2
その他	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	土地の形質の変更	規則様式第十五	市町※	2
		土石の堆積	規則様式第十六	市町※	2
	擁壁等の全部又は一部の除却工事に関する届出	—	規則様式第十七	市町※	2
	公共施設用地の転用に関する届出	—	規則様式第十八	市町※	2

※申請地が那須塩原市の場合の提出先は県（提出部数は1部減）

第2節 特定盛土等規制区域における工事の届出

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

規則第58条 特定盛土等に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第7条第1項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第7条第2項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

「第1章第3節3 届出を要する工事」に該当する工事は、工事に着手する日の30日前までに、表 3.2 に示す書類を提出する必要がある。なお、届出に係る工事の計画について災害の防止のため必要があると県知事が認める場合は、届出を受理した日から30日以内に限り、工事の計画の変更等を勧告することがある。

表 3.2 届出に必要な書類（特定盛土等規制区域における工事に関する届出）

No	図書の名称		内容	提出区分		備考
				形質の土地の変更	土石の堆積	
1	特定盛土等に関する工事の届出書		☐ 届出書(規則様式第十九)	○	—	規則第58条第1項第1号
	土石の堆積に関する工事の届出書		☐ 届出書(規則様式第二十)	—	○	規則第58条第2項第1号
2	現況写真		☐ 盛土・切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	
3	申請者確認書類	個人の場合	☐ 氏名及び住所を証する書類	○	○	氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し、個人番号カードの写し（表面のみ）又はこれらに類するもの
		法人の場合	☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類	○	○	
4	図面		位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図等	○	○	※

※図面は、「表 2.5 許可申請に必要な図面」に同じ。

表 3.3 提出先・提出部数（特定盛土等規制区域における工事に関する届出）

提出先	提出部数	備考
市町	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	申請地が那須塩原市の場合

2 標識の掲出

(標識の掲示)

法第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

規則第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

盛土規制法においては、工事の許可を受けた又は届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地に必要な事項を記載した標識を掲げる必要がある。

そのため、工事主は、当該工事の着手の前に、工事を行う土地の見やすい場所に、表 3.4 に示す様式に必要な事項を記載し掲示すること。

なお、都市計画法に基づく開発許可を受けた盛土規制法のみなし許可の工事であっても、盛土規制法の標識を掲げる必要がある。

表 3.4 標識に記載する事項

様式	・宅地造成、特定盛土等の場合：規則様式第二十三 ・土石の堆積の場合：規則様式 第二十四
記載事項	・工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ・工事施行者の氏名又は名称 ・現場管理者の氏名又は名称 ・工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ・宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ・盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ・盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ・盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ・工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ・許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

3 変更の届出

(変更の届出等)

法第28条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第5項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(変更の届出)

規則第61条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第58条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第58条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした工事主は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事に着手する日の30日前までに、表 3.5 に示す書類により届出をする必要がある。

また、変更の届出は、工事の届出と同様に届出事項の公表や関係市町への通知が適用される。なお、変更の届出に係る工事の計画について災害の防止のため必要があると県知事が認める場合は、変更の届出を受理した日から30日以内に限り、工事の計画の変更等を勧告することがある。

表 3.5 提出が必要な書類（工事変更の届出）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の 形質の変更	土石の 堆積	
特定盛土等に関する工事の変更届出書	規則様式第二十一	○	—	規則第61条第1項
土石の堆積に関する工事の変更届出書	規則様式第二十二	—	○	規則第61条第2項
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	○	○	規則第61条第1項 規則第61条第2項

表 3.6 提出先・提出部数（工事変更の届出）

提出先	提出部数	備考
市町	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	申請地が那須塩原市の場合

第3節 その他の届出

1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

(工事等の届出)

法第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

法第40条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

規則第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

- 4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)	
規則第82条	特定盛土等に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第2項の規定を準用する。
2	土石の堆積に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第4項の規定を準用する。

盛土規制法に基づく規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から21日以内に、県知事へ届出書を提出する必要がある。

届出は、表 3.7 に示す書類によること。なお、表 3.9 の規模に該当する工事である場合は、表 3.8 に示す図面等を添付すること。

表 3.7 届出に必要な書類（規制区域の指定の際に既に行われている工事に関する届出）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		形質の土地の変更	土石の堆積	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	規則様式第十五	○	—	規則第52条第1項 規則第82条第1項
土砂の堆積に関する工事の届出書	規則様式第十六	—	○	規則第52条第3項 規則第82条第2項

表 3.8 届出に必要な図面（規制区域の指定の際に既に行われている工事に関する届出）

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	提出区分		備考
			形質の土地の変更	土石の堆積	
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	○	○	
地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	○	○	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	○	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	—	○	
現況写真	盛土・切土している土地又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況	—	○	○	

※土地の面積の関係等により、この縮尺により難しい場合は事前相談の上作成すること。

表 3.9 図面等の添付を要する工事の規模

宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの	① 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500㎡を超えるもの
② 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの	② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000㎡を超えるもの
③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの	
④ ①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5mを超えるもの	
⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの	

表 3.10 提出先・提出部数（規制区域の指定の際に既に行われている工事に関する届出）

提出先	提出部数	備考
市町	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	申請地が那須塩原市の場合

2 擁壁等の全部又は一部の除却工事に関する届出

（工事等の届出）

法第21条 1・2略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（工事等の届出）

法第40条 1・2略

3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（届出を要する工事）

令第26条 法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

（届出を要する工事）

令第34条 法第40条第3項の政令で定める工事は、第26条第1項に規定する工事とする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

（擁壁等に関する工事の届出）

規則第55条 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

（擁壁等に関する工事の届出）

規則第85条 法第40条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

【趣 旨】

擁壁等の全部又は一部の除却工事は災害の発生と密接な関係があるとともに、当該工事が行われた後の土地は、特に留意して監視する必要があることから、当該擁壁等の全部又は一部の除却を届出の対象としている。

【運用上の留意点】

規制区域内の土地において、以下の届出が必要な工事を行う場合には、工事に着手する日の14日前までに、表 3.11 に示す書類を提出すること。

なお、規制区域の指定前に設置された擁壁等を除却する場合も届出の対象となる。

＜届出が必要な工事＞

- ・ 高さが2 m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事（全部又は一部）
- ・ 地表水等を排除するための排水施設の除却工事（全部又は一部）
- ・ 地滑り抑止ぐい等の除却工事（全部又は一部）

※工事の許可を受けて行う除去工事は届出不要

表 3.11 届出が必要な書類（擁壁等の全部又は一部の除却工事に関する届出）

書類の名称	様式	備考
擁壁等に関する工事の届出書	規則様式第十七	規則第55条、規則第85条

表 3.12 提出先・提出部数（擁壁等の全部又は一部の除却工事に関する届出）

提出先	提出部数	備考
市町	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	申請地が那須塩原市の場合

3 公共施設用地の転用に関する届出

(工事等の届出)

法第21条 1～3略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

法第40条 1～3略

- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

規則第56条 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、表 3.13 に示す書類を提出すること。

表 3.13 届出が必要な書類（公共施設用地の転用に関する届出）

書類の名称	様式	備考
公共施設用地の転用の届出書	規則様式第十八	規則第56条、規則第86条

表 3.14 提出先・提出部数（公共施設用地の転用に関する届出）

提出先	提出部数	備考
市町	2部（正本1部、副本1部）	申請地が那須塩原市以外の場合
県（都市政策課 盛土安全推進班）	1部（正本1部）	申請地が那須塩原市の場合

第4章 許可基準

1 周辺住民への周知

(住民への周知)

法第11条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(住民への周知)

法第29条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(住民への周知の方法)

規則第6条 法第11条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第7条第2項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条及び次条第1項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条及び次条第1項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(住民への周知の方法)

規則第62条 法第29条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第6条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

(住民への周知措置を講じたことを証する書類の様式)

第6条 省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に規定する、法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類の様式は、別記様式第3号とする。

[趣 旨]

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要がある。

[運用上の留意点]

(1) 周知の方法

次のア～ウのいずれかの方法により行うこと。

なお、溪流等の災害が生ずるおそれが特に大きい土地において、高さ15m超の盛土をする場合は、アによる周知を必須とする。

- ア 説明会の開催
- イ 書面の配布
- ウ 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページへの掲載

(2) 周知内容

少なくとも次の事項について周知を行うこと。

- ・工事主の氏名又は名称
- ・工事が施行される土地の所在地
- ・工事施行者の氏名又は名称
- ・工事の着手予定日及び完了予定日
- ・盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

(3) 周知範囲

表 4. 1 に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行うこと。

なお、住民とは、生活の拠点としている者を指しており、単に土地を所有しているだけの者は住民に含まない。

表 4. 1 住民への周知を行う範囲の考え方

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の隣接地 ・盛土等の境界（のり尻から）から水平距離 $2H$ 以上（最大50m） 住民への周知を行う範囲 $2H \geq L$ (最大50m) 盛土等の最大高さ H 地盤勾配1/10未満
腹付け盛土	・盛土等の境界（のり尻）から水平距離 $5H$ 以上（最大250m） 住民への周知を行う範囲 $5H \geq L$ (最大250m) 盛土等の最大高さ H
①規則第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等におけるの盛土 ③谷埋め盛土 ④腹付け盛土（上記の腹付け盛土の周知を行う範囲に溪流等の溪床が存在するもの）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲 住民への周知を行う範囲 下流の溪床勾配が2度以上
平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土	

(4) 提出書類

周知措置を講じたことを証する書類として、表 4.2 の書類を許可申請時に提出すること。

表 4.2 工事の内容を周知させるための措置を講じたことを証する書類

書類の名称	法令等	備考
周知措置報告書（細則様式第3号） 添付書類 （1）説明会を開催した場合 ア 開催の周知範囲の位置図 イ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） （2）書面を配布した場合 ア 配布範囲の位置図 イ 配布書面 （3）工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ア 掲示場所の位置図 イ 掲示状況の写真 ウ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	細則第6条	

2 技術的基準への適合

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第30条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

法第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

法第31条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第40条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

[趣 旨]

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければならない。これらの措置は、政令に規定のある技術的基準に適合する必要がある。

【運用上の留意点】

政令で規定されている技術的基準は表 4.3 のとおりであり、その詳細は、「第5章 技術的基準」を参照すること。

表 4.3 政令に規定されている技術的基準

政令	技術的基準
令第7条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準
令第8条	擁壁の設置に関する技術的基準
令第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
令第10条	練積み造の擁壁の構造
令第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
令第12条	擁壁の水抜穴
令第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
令第14条	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準
令第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準
令第16条	排水施設の設置に関する技術的基準
令第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
令第18条	特定盛土等に関する工事の技術的基準（第7条から第17条までの規定の準用）
令第19条	土石の堆積に関する工事の技術的基準
令第20条	規則への委任（都道府県の規則での技術的基準の強化・付加）

3 工事主の資力・信用

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第30条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(許可申請書の添付書類)

細則第7条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 法第12条第2項第2号及び第30条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用に関する申告書(別記様式第4号)

[趣 旨]

工事の許可に当たっては、工事主は工事を行うために必要な資力及び信用が必要になる。

[運用上の留意点]

工事主の資力及び信用を証する書類として、表 4.4 の書類を許可申請時に提出すること。

なお、必要な資力及び信用は、事業規模との関連により判断するもので、画一的な基準を設けることが困難であるため、必要に応じて所要の書類の提出を求めることがある。

表 4.4 工事主の資力及び信用を確認するための書類

書類の名称	法令等	備考
資金計画書(規則様式第三・第五) ＜添付書類＞ (1) 預金証明 (2) 融資証明	規則第7章第1項第9号 規則第7条第2項第7号	資金計画書の自己資金及び借入金を確認できる預金証明、融資証明を提出すること。
工事主の資力及び信用に関する申告書(細則様式第4号) ＜添付書類＞ (1) 法人税又は所得税の納税証明書 (2) 財務諸表(直前事業年度のもの) (3) 業務経歴書(法人の場合のみ) (4) 資力及び信用に関する誓約書	細則第7条	納税証明書は、法人の場合は法人税、個人の場合は所得税について、直前事業年度のものを提出すること。 財務諸表等は、法人の場合に提出すること。 誓約書は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書」、「暴力団員等に該当しない旨の誓約書」を提出すること。

4 工事施行者の能力

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第30条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(許可申請書の添付書類)

細則第7条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

(2) 法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号に規定する工事施行者の能力に関する申告書（別記様式第5号）

[趣 旨]

工事の許可に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められる。

[運用上の留意点]

工事を完成するために必要な能力を証する書類として、表 4.5 の書類を許可申請時に提出すること。

表 4.5 能力を確認するための書類

書類の名称	法令等	備考
工事施行者の能力に関する申告書（細則様式第5号） ＜添付書類＞ (1) 法人税又は所得税の納税証明書 (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書） (3) 事業経歴書 (4) 建設業許可証	細則第7条	・納税証明書は、法人の場合は法人税及び法人事業税、個人の場合は所得税及び個人事業税について、直近事業年度のものを提出すること。 ・工事の内容と合致する建設業許可の種類を提出すること。

5 土地所有者の同意

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第30条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

(同意書の様式)

細則第5条 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に規定する、法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類の様式は、別記様式第2号とする。

[趣 旨]

盛土規制法においては、工事の許可申請に当たり、あらかじめ、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要がある。

[運用上の留意点]

(1) 同意の範囲

許可申請に係る土地の区域内の土地について、所有権、地上権、永小作権、地役権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用貸借による権利及び採石権を有する者

※抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）を有する者の同意は不要

※建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要

(2) 提出書類

土地所有者の同意を確認する書類として、表 4.6 の書類を許可申請時に提出すること。

土地の権利を有する者が国又は地方等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付し、公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行った後は、速やかにそのことがわかる書類等の写しを提出すること。

表 4.6 土地所有者の同意を確認するための書類

書類の名称	法令等	備考
同意書（細則様式第2号） ＜添付書類＞ (1) 土地の登記事項証明書 (2) 印鑑証明書	細則第5条	・同意書等は取得から3ヶ月以内

6 設計者の資格

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

法第13条 1 略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

法第31条 1 略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

令第21条 法第13条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等)

令第31条 法第31条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第21条各号に掲げるものとする。

(設計者の資格)

令第22条 法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(設計者の資格)

規則第35条 令第22条第5号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第1005号】

○宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（昭和三十七年三月二十九日）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十二條第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門

（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者

四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（設計者の資格を証する書類の様式）

細則第4条 省令第7条第1項第5号に規定する設計者の資格を証する書類の様式は、別記様式第1号とする。

【趣 旨】

専門的知識及び経験を必要とする次の工事の設計のためには、一定の資格が必要となる。

＜資格を有する者の設計によらなければならない措置＞

- ・ 高さが5 mを超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

【運用上の留意点】

（1）設計資格

資格者による設計が必要な工事を設計するに当たっては、表 4.7 に示す資格が必要となる。

表 4.7 設計者の資格

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	卒業証明書
短期大学（3年制）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	宅地造成技術講習会修了証書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	大学院等在籍証明書
技術士（建設部門以外は、該当する部門・選択科目を合格した者）	技術士の資格証明書
一級建築士	一級建築士の資格証明書
土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者	設計者資格講習修了証明書

（2）提出書類

設計者の資格を確認する書類として、表 4.8 の書類を許可申請時に提出すること。

表 4.8 設計者の資格を確認する書類

書類の名称	法令等	備考
設計者の設計資格に関する申告書（細則様式第1号） ＜添付書類＞	細則第4条	該当する資格の証明書を提出すること。

(1) 資格証明書		
(2) 卒業証明書		
(3) 大学院等在籍証明書		
(4) 設計者資格講習修了証明書		

第5章 技術的基準

第1節 地盤に関する技術的基準

1 地盤勾配

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

【趣 旨】

雨水その他の地表水が崖面を表流し崖面を侵食することに加え、崖面の上端付近で雨水その他の地表水が崖地盤へ浸透することを防止するため、必要な対策を行うことを規定している。

【運用上の留意点】

(1) 崖の上端に続く地表面の勾配

崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付して排水すること。

崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難であるなど、やむを得ない場合は、崖の上端に側溝を設けて地表水をのり面の縦排水に導くなどの対策を講じること。

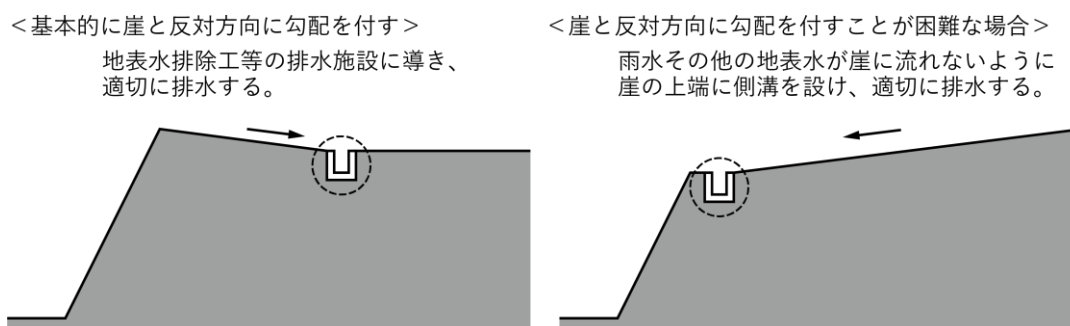


図 5.1 崖の上端に続く地表面の排水基準

2 盛土の基準

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
 - ロ 略
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
- 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

(締固め)

基準第3条 政令第7条第1項第1号イに規定する締固めは、適正な盛土の材料・工法等により十分な強度を確保するものとする。

(小段)

基準第4条 盛土又は切土をする場合にあっては、その規模に応じて小段を適正に設置するものとする。ただし、第5条に規定する安定計算を行った場合はこの限りではない。

- 2 前項に規定する小段を設置した場合にあっては、原則として、小段に排水工を適正に設置するものとする。

(安定計算)

基準第5条 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合にあっては、原則として、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことにより、その安定が保持されるものであることを確かめるものとする。

- (1) 略
- (2) のり高が特に大きい盛土その他盛土をした後の土地の地盤の安定性を確認する必要があるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合にあっては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことにより、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ることを確かめるものとする。
 - (1) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの
 - (2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの

【趣 旨】

盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行い、必要に応じて盛土の安定を確保するための対策工を行う必要がある。

特に、著しく傾斜している土地に盛土をする場合には、原地盤と盛土の間で滑りが生じる可能性があるため、段切りを行う必要がある。

また、盛土の安定性を確保するために、のり高が大きな盛土には小段を設けることに加え、15mを超える盛土等や大規模盛土造成地では地盤状況等を把握した上での安定計算の実施により、盛土の安全性を確保することが必要である。

〔運用上の留意点〕

(1) 盛土の締固め

ア 原地盤の処理

盛土完成後の有害な沈下を防ぎ、盛土と基礎地盤のなじみをよくして、初期の盛土作業を円滑にするため次のとおり原地盤の処理を行うこと。

- ・ 伐開除根を行うこと。
- ・ 極端な凹凸及び段差はできるだけ平坦にかき均すこと。

なお、盛土の基礎となる原地盤の状態は、現場状況に応じて様々であるので、現地踏査、土質調査等に行い、原地盤の状態を把握すること。

調査等の結果、軟弱地盤、山地・森林における複雑性・脆弱性が懸念される地盤、溪流等の湧水や地下水が懸念される地盤等がある場合には、適切な対策工により処理すること。

イ 盛土材料

- ・ 盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないことなど、盛土材料として適切であることを確認すること。なお、盛土材料の含水比が計画と著しく異なる場合には、バツ気又は散水を行って、その含水量を調節すること。また、盛土材料の品質によっては、盛土の締固めに先立ち、化学的な安定処理等を行うこと。
- ・ 切土からの流用土又は付近の土取場からの採取土を使用する場合は、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、適切な対策を行い、品質の良い盛土を築造すること。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにすること。

ウ 施工方法

盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さ（巻き出し厚さ）を概ね30cm以下に設定した上で、均等かつ所定の厚さ以内に敷均し、締固め用の機械で十分に締め固めること。なお、締固め機械は、工種、土質、工事規模等と締固め用機械の特性を考慮して選定すること。

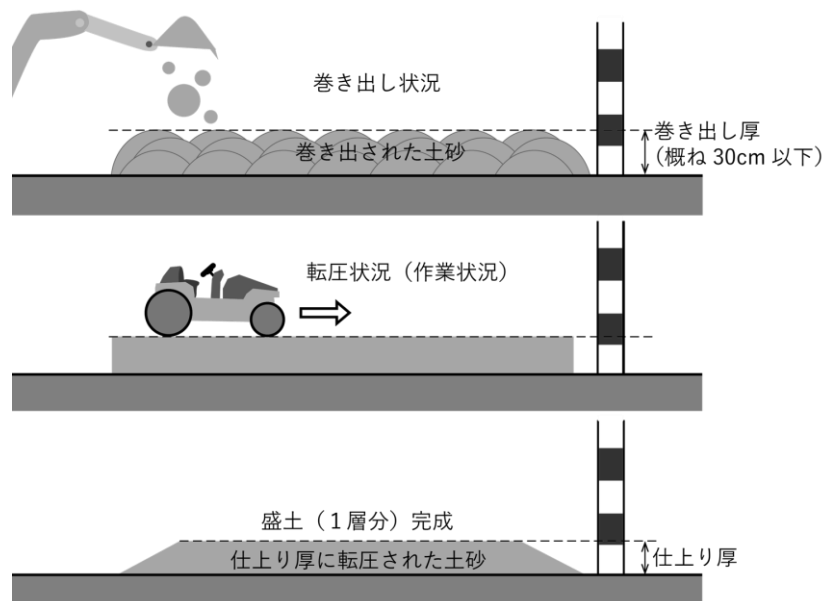


図 5.2 敷均し・締固めの基準

(2) 原地盤の段切り

ア 著しく傾斜している土地の定義

著しく傾斜している土地とは、勾配が15度程度以上（約1：4）の傾斜地盤とする。

イ 段切りの仕様

段切りの寸法は、高さ0.5m以上、幅1m以上とすること。

段切り面の排水勾配は、のり尻方向に向かって3～5%の下り勾配とすること。

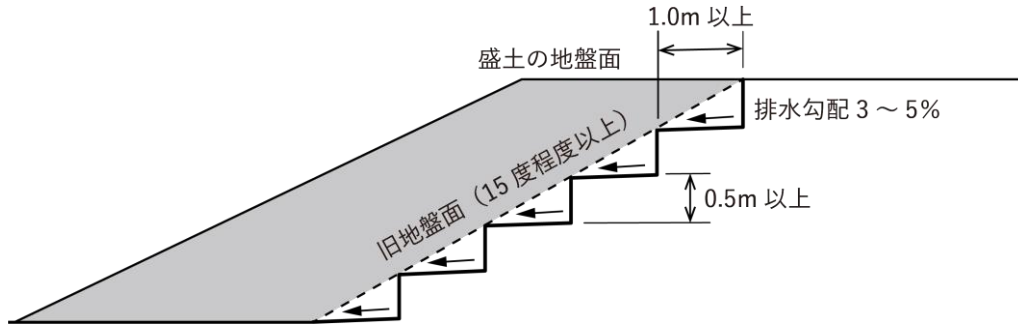


図 5.3 段切りの基準

【指導事項】

谷地形等で地下水位が高くなる箇所では、地盤の傾斜勾配が緩くても段切りを行うことが望ましい。

(3) 盛土のり面の形状

ア 盛土のり面の勾配、小段の設置等

盛土のり面の勾配は30度以下とすることとし、以下のとおり適切に小段を設けること。ただし、安定計算を行い、盛土のり面の安定性が確認できる場合は、この限りではない。（安定計算の詳細は「第5章第1節2(5)イ のり面の安定計算」参照）

＜小段の仕様＞

- ・盛土の高さ5m以下ごとに幅1.5m以上の小段を設けること。
- ・全体の盛土高さが15mを超える場合は、高さ15mごとに3m以上の小段を設けること。
- ・小段にはのり面の浸食防止のため、適切な勾配を付すこと。

※小段を設置した場合には、原則、小段排水工を設置（詳細は表面排水工を参照）

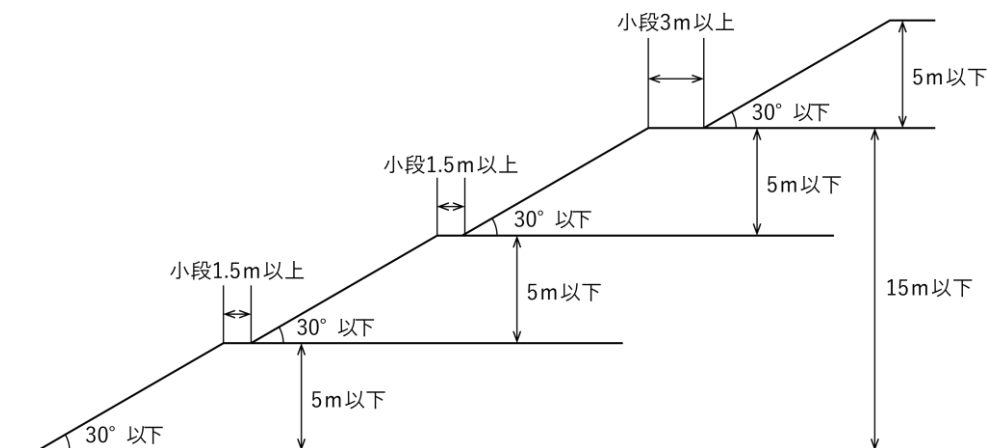


図 5.4 盛土のり面の形状の基準

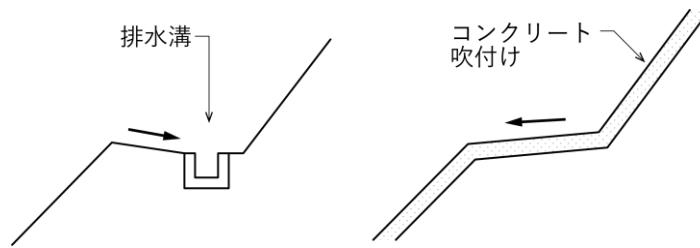


図 5.5 小段勾配の標準図

(4) 対策工

ア 対策工の設置

盛土を行う場合、盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするため、必要に応じて土留工の設置等の対策工を行うこと。

また、盛土、構造物等に対する影響のある軟弱地盤や、液状化地盤が存在する場合は、適切な対策工を行うこと。

対策工は、土質、機構条件、対策工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性、施工性に配慮しながら選定すること。

なお、主な対策工は以下のものが考えられる。

(ア) 地滑り抑止杭工

杭工は、一般に複数の鋼管杭を地すべりの移動方向に対して直角方向に列状に配置し、すべり面を貫いて不動土塊まで挿入することによって、せん断抵抗力や曲げ抵抗力を付加し、地すべり移動土塊の滑動力に対し、直接抵抗する工法である。

(イ) グラウンドアンカー工

グラウンドアンカー工は、不動土塊に達する比較的小さい削孔を行い、高強度の鋼材等を引張材として地盤に定着させて、引張材の頭部に作用した荷重を定着地盤に伝達し、群体としての反力構造物と地山とを一体化することにより地滑りを防止する工法である。

イ 対策工の設計

地すべり防止技術指針(国土交通省)、地すべり防止技術指針解説(国立研究開発法人 土木研究所)、土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」(農林水産省)、河川砂防技術基準 計画編(国土交通省)等を参照の上、所定の安全率が得られるよう設計すること。

(5) 盛土の安定計算

ア 安定計算が必要な盛土

溪流等における一定規模の盛土に加え、高さが 15m を超える盛土等や大規模盛土造成地については、地盤状況等を把握した上で安定計算による盛土の安全性の確認が必要である。

盛土の安定計算は、表 5.1 に示すとおり盛土の種別に応じた計算方法を用いること。なお、安定計算が必要な盛土については、専門的な見地から安全性の確認を行うため、許可の審査にあたり、学識経験者の意見を伺うこととしている。

また、現場状況や施行状況が、計画と逸脱しないように管理を徹底すること。

表 5.1 安定計算の種別

盛土の種別	計算の種別	
	のり面の安定計算	盛土全体の安定計算
溪流等 ^{※1} における一定規模の盛土 ^{※2}	○	— ^{※6}
15m を超える盛土等 ^{※3}	○	— ^{※6}
谷埋め型大規模盛土造成地 ^{※4}	—	○
腹付け型大規模盛土造成地 ^{※5}	—	○ ^{※7}

※1 溪流等：

常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形であり、溪流及びそれに接する集水地形（ゼロ次谷等）の総称である。溪流等の範囲は、「第5章第1節3 溪流等における盛土」を参照。

※2 一定規模の盛土：

定期報告が必要となる規模の盛土（盛土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの、盛土で高さが 5 m 超となるもの、盛土する土地の面積が 3,000 m² 超となるもの）

※3 15m を超える盛土等：

15m を超える盛土や原地盤が不安定な場所（地すべり地・急傾斜地等）で行う一定規模の盛土^{※2}など、盛土をした後の土地の地盤の安定性を確認する必要があるもの

※4 谷埋め型大規模盛土造成地：

盛土をする土地の面積が 3,000 m² 以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの

※5 腹付け型大規模盛土造成地：

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 m 以上となるもの

※6 大規模盛土造成地に該当する盛土は盛土全体の安定計算も必要

※7 二次元分割法のうち簡便法（のり面の安定計算）により検討

イ のり面の安定計算

盛土のり面の安定計算は以下のとおり行うこと。

(7) 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とすること。

また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）を標準とすること。

なお、間げき水圧を考慮した安定計算を行う場合は、修正フェレニウス式を標準とすること。

○フェレニウス式

<常時（全応力法）>

$$F_s = \frac{M_R}{M_D} = \frac{\sum \{c \cdot \ell + (W \cos \alpha - U_s \cdot \ell) \tan \phi\}}{\sum W \sin \alpha}$$

- F_s : 安全率
 M_R : 土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)
 M_D : 土塊の滑動モーメント (kN・m/m)
 c : 盛土の粘着力 (kN/m²)
 ϕ : 盛土の内部摩擦角 (°)
 ℓ : 各スライスの滑り面の長さ (m)
 W : 各スライスの単位長さ重量 (kN/m)
 α : 各スライスの滑り面の midpoint と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)
 U_s : 常時の地下水の静水圧時における間げき水圧 (kN/m²)

<地震時（全応力法）>

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c \cdot \ell + \{W (\cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) - U_s \cdot \ell\} \tan \phi]}{\sum (W \sin \alpha + k_h \cdot W \cdot h/r)}$$

- F_s : 安全率（地震時）
 M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)
 M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント (kN・m/m)
 c : 盛土の粘着力 (kN/m²)
 ϕ : 盛土の内部摩擦角 (°)
 ℓ : 各分割片の滑り面の長さ (m)
 W : 各分割片の単位長さ重量 (kN/m)
 α : 各分割片の滑り面の midpoint と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)
 k_h : 設計水平震度（地震力の作用位置は分割片の重心位置）
 U_s : 常時の地下水の静水圧時における間げき水圧 (kN/m²)
 h : 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片の重心との鉛直距離 (m)
 r : 滑り面の半径 (m)

○修正フェレニウス式

<常時（全応力法）>

$$F_s = \frac{\sum \{c \cdot \ell + (W - U_s \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi\}}{\sum W \sin \alpha}$$

- b : スライス幅 (m)

<地震時（全応力法）>

$$F_s = \frac{\sum [c \cdot \ell + \{(W - U_s \cdot b) \cos \alpha - k_h \cdot W \cdot \sin \alpha\} \tan \phi]}{\sum (W \sin \alpha + k_h \cdot W \cdot h/r)}$$

- b : スライス幅 (m)

(イ) 原地盤の確認

地形図及び現地調査等により、原地盤の状況を確認すること。

ボーリング調査等により、地質、地下水及びすべり面の位置と形状を想定すること。

(ウ) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力(c)及び内部摩擦角(ϕ)の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めること。

(エ) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることを原則とすること。

溪流等においては、高さ15m超の盛土は間げき水圧を考慮することを標準として安定計算を行うこと。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧(u)とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮すること。

これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締め固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ15m超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施すること。

【指導事項】

計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましく、盛土内の静水圧の設定水位は盛土高の1/3とすることが望ましい。

また、現場条件等により間げき水圧の上昇が大きいと考えられる場合は、設定水位を盛土高の1/2とすることが望ましい。

(オ) 最小安全率

常時1.5以上、地震時1.0以上であることを確認すること。

大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とすること。(栃木県におけるZの数値は1.0)

ウ 盛土全体の安定計算（谷埋め型大規模盛土造成地）

(7) 安定計算の方法

二次元の分割法により検討することを標準とすること。

<地震時（全応力法）>

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c \cdot \ell + \{W (\cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) - U_s \cdot \ell\} \tan \phi] \cdot R_t}{\sum W \cdot R_w - \sum W (\cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) \cdot R_r + \sum k_h \cdot W \cdot R_e}$$

- F_s : 安全率（地震時）
 M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント（ $\text{kN} \cdot \text{m}/\text{m}$ ）
 M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント（ $\text{kN} \cdot \text{m}/\text{m}$ ）
 c : 盛土の粘着力（ kN/m^2 ）
 ϕ : 盛土の内部摩擦角（ $^\circ$ ）
 ℓ : 各分割片の滑り面の長さ（ m ）
 W : 各分割片の単位長さ重量（ kN/m ）
: 次の式によって計算した各分割片の滑り面の勾配（ rad ）
 $\alpha = \tan^{-1}(H/L)$
この式においてH及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 α H : 各分割片の滑り面の最下流端と最上流端の標高差を計測した数値（ m ）
L : 各分割片の滑り面の標高差を計測した二地点間の水平距離を計測した数値（ m ）
 k_h : 設計水平震度（地震力の作用位置は分割片の重心位置）
 U_s : 常時の地下水による間げき水圧（ kN/m^2 ）
 R_t : 分割されたそれぞれの滑り面のモーメントの腕の長さ（ m ）
 R_w : 各分割片の滑り面上の自重によるモーメントの腕の長さ（ m ）
 R_r : 各分割片の滑り面上の底面反力によるモーメントの腕の長さ（ m ）
 R_e : 各分割片の滑り面上に作用する地震力によるモーメントの腕の長さ（ m ）

(イ) 原地盤の確認

「第5章第1節2(5)イ のり面の安定計算（イ）原地盤の確認」と同様

(ウ) 設計土質定数

「第5章第1節2(5)イ のり面の安定計算（ウ）設計土質定数」と同様

(エ) 間げき水圧

「第5章第1節2(5)イ のり面の安定計算（エ）間げき水圧」と同様（【指導事項】含む）

(オ) 最小安全率

「第5章第1節2(5)イ のり面の安定計算（オ）最小安全率」と同様

エ 盛土全体の安定計算（腹付け型大規模盛土造成地）

(7) 安定計算の方法

「第5章第1節2(5)イ のり面の安定計算」に準じて、安定性の検討を行うこと。

なお、安定計算の方法は、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とすること。

3 溪流等における盛土

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

規則第12条 令第7条第2項第二号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

(安定計算)

基準第5条 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合にあつては、原則として、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことにより、その安定が保持されるものであることを確かめるものとする。

(1) 省令第12条に規定する土地（以下「溪流等」という。）で行う盛土

[趣 旨]

溪流等における盛土は、地表水や地下水の集中により盛土内にまで地下水が上昇しやすく、周辺斜面からの湧水や河川の影響により、斜面侵食や表層崩壊が発生しやすいことに加え、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。

そのため、やむを得ず、溪流等において盛土を行う場合には、通常の盛土に比べて様々な対策を検討する必要があることから、一定規模の盛土については、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等を検討することを規定している。

※溪流等とは、常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形であり、溪流及びそれに接する集水地形（ゼロ次谷等）の総称である。

〔運用上の留意点〕

（１）溪流等の範囲

溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲とする。

溪流等に該当する土地の該当性については、現地調査等により周辺も含めた地形等を把握した上で判断すること。なお、現地調査等の参考にできるように、溪流等の概ねの位置について県HPで確認することができる。

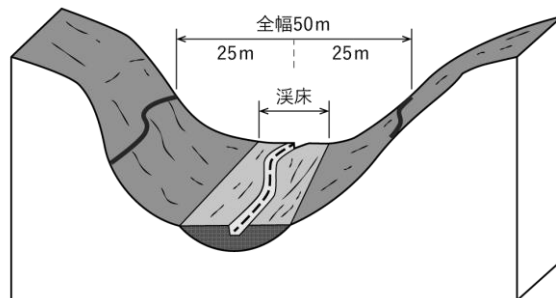


図 5.6 溪流等の範囲

（２）溪流等における盛土の安定性の検討

溪流等で一定規模の盛土を行う場合には、「第5章第1節2(5)イ のり面の安定計算」に準じて盛土の安定性を検討し、盛土の安定性を確保すること。

なお、大規模盛土造成地に該当する場合は、「第5章第1節2(5)ウ 盛土全体の安定計算」に示す安定計算の方法に準じて安定性を検討し、盛土の安定性を確保すること。

また、盛土の高さは15m以下を基本とし、盛土の高さが15mを超える場合は、より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。

図 5.7 溪流等で安定計算が必要となる工事の規模

工事の規模	イメージ
①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
②盛土で高さが5m超となるもの（①を除く）	
③盛土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①②を除く）	

【指導事項】

＜溪流等における安定計算の方法等＞

盛土高が15mを超え、盛土量が5万 m^3 以下となる場合は、盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた地表水や湧水等の水文状況や、崩壊跡地や土石流跡地、地すべり地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握することが望ましい。

盛土高が15mを超え、盛土量が5万 m^3 超となる場合は、二次元の安定計算に加え、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）により、二次元の安定計算モデルや計算結果（滑り面の発生位置等）の妥当性について検証することが望ましい。なお、二次元解析（変形解析や浸透流解析等）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。さらに、三次元解析を行うために、より広範囲で数多くの調査・試験等を行い、周辺も含めた計画地の三次元的な地質構造及び地下水特性の把握することが望ましい。

4 切土の基準

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

(小段)

第4条 盛土又は切土をする場合にあっては、その規模に応じて小段を適正に設置すること。ただし、第5条に規定する安定計算を行った場合はこの限りではない。

2 前項に規定する小段を設置した場合にあっては、原則として、小段に排水工を適正に設置すること。

[趣 旨]

切土した後の地盤に滑りやすい土質があるときは、必要に応じ対策工を行う必要がある。

また、切土のり面の安定性を確保するために、のり高が大きな切土には小段を設ける必要がある。

[運用上の留意点]

(1) 切土のり面の標準形状

ア 切土のり面の勾配

切土のり面の勾配は土質に応じて適切に設定すること。

(土質に応じた切土勾配は、表 5.2 参照)

イ 小段の設置

切土のり面には、以下のとおり適切に小段を設けること。ただし、安定計算を行い、安定性の確認が出来る場合は、この限りではない。

- ・切土の高さ5m以下ごとに幅1.5m以上の小段を設けること。なお、安定した良好な土質で、かつ、安全性が確保される場合等では、のり面の規模に応じて法高5～10m程度の範囲で小段を設けることができる。
- ・全体の切土高さが15mを超える場合は、高さ15mごとに3m以上の小段を設けること。
- ・小段にはのり面の浸食防止のため、適切な勾配を付すこと。

※小段を設置した場合には、原則、小段排水工を設置（詳細は表面排水工を参照）

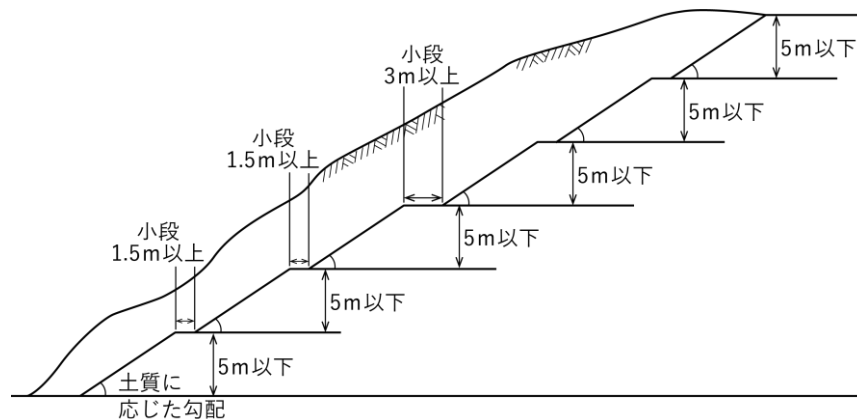


図 5.8 切土のり面の形状の基準

(2) 切土のり面の安定性の検討

次のような場合は、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で、勾配や対策工を決定すること。

- ・ のり高が特に大きい場合
- ・ のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の早い岩、浸食に弱い土質、崩積土等である場合
- ・ のり面に湧水等が多い場合
- ・ のり面又は崖の上に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

(3) 切土の施行上の留意事項

切土の施行に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更する等、適切に対応すること。

5 山地・森林の場が有する特性を考慮した安全対策の検討

【趣 旨】

盛土規制法の施行に伴い、旧宅地造成等規制法よりも規制区域が拡大され、山地・森林の場が有する地盤の複雑性・脆弱性や溪流・集水地形等の特性に配慮した技術基準が設定された。

山地・森林において盛土等を行う際には、山地・森林の場が有する特性を考慮し、周辺地盤を含めた崩壊・土石流・地すべり等の可能性や水文状況の把握等を行うための調査を行い、災害発生のおそれや選定地区の変更も含めて十分に検討する必要がある。

また、盛土等による湧水や地下水の変化等に伴い、周辺の自然斜面等の安全性に影響が生じないように、周辺の自然斜面等も含めて綿密な調査を行い、十分な対策を検討する必要がある。

【運用上の留意点】

（１）事業実施地区の選定等

事業実施地区の選定に当たっては、あらかじめ各法令等による行為規制、地形・地質・地盤条件等の土地条件、過去の災害記録、各種公表された災害危険想定地域の関係資料等について必要な情報を収集し、防災上の観点からこれについて十分に検討すること。

特に、山地・森林を事業実施地区に選定する場合、山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性や溪流・集水地形等の特性を踏まえた災害の要因となりうる情報の整理を行うこと。

また、事業の実施に当たっては、気象、地形、地質、地質構造、土質、環境、土地利用状況等に関する調査を行い、事業実施地区（必要に応じてその周辺地区を含む。）の状況を十分に把握し、必要な対策を検討すること。

（２）自然斜面等への配慮

山地・森林等において盛土等を行う場合には、山地・森林等の場が有する複雑性や脆弱性を考慮した対応を行うため、盛土等により造成される地盤面のみならず、地形改変により周辺の自然斜面が不安定化する等の影響を十分に調査し、自然斜面と盛土等を含めた全体の安定を考慮して、必要な対策を検討すること。

【指導事項】

土砂災害警戒区域や山地災害危険地区等の土砂災害発生の危険性を有する区域において盛土等を行う場合には、災害発生のおそれを考慮して選定地区の変更も含めて十分な検討を行うことが望ましい。

第2節 擁壁に関する技術的基準

1 擁壁の設置義務

(擁壁の設置に関する技術的基準)

令第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（1）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

（2）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

(定義等)

令第1条 1～3 略

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁の代替措置)

細則第10条 政令第20条第1項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地については、知事が災害の防止上支障がないと認める措置をもって、政令第8条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁の設置に代えることができる。

[趣 旨]

盛土又は切土により崖面が生じた場合には、崖面の崩落を防止するために、擁壁を設置することについて規定している。

〔運用上の留意点〕

(1) 擁壁の設置義務

以下に示す擁壁設置が必要な崖は、その面の崩壊を防ぐため、原則として擁壁で覆うこと。

(上下に分離された崖の考え方は、表 5.4 参照)

ただし、以下に示す擁壁設置が不要となる崖では、擁壁を設置する必要はない。

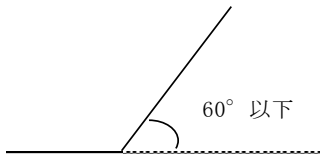
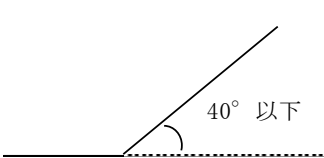
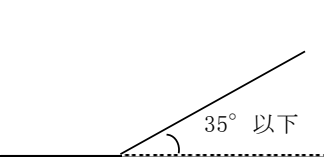
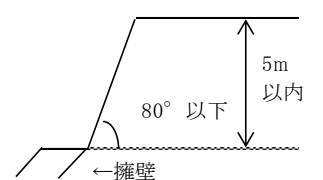
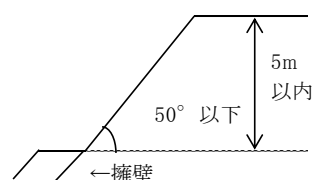
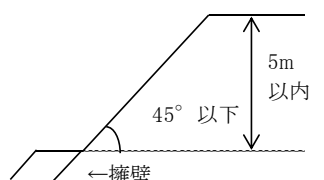
＜擁壁設置が必要な崖＞

- ・ 盛土をした土地の部分に生ずる高さが 1 m を超える崖面
- ・ 切土をした土地の部分に生ずる高さが 2 m を超える崖面
- ・ 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが 2 m を超える崖面

＜擁壁設置が不要となる崖＞

- ・ 政令第 3 条第 4 号又は同条第 5 号に該当する土地の形質の変更により生じた崖面
- ・ 切土により生じた崖面又は崖面の部分であって、土質に応じ崖の勾配が表 5.2 に示すいずれかに該当する場合
- ・ 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ・ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面
- ・ 表 5.3 に該当する崖の部分

表 5.2 擁壁を設置する必要がない切土のり面の勾配基準

	軟岩 (風化の著しいものを除く。)	風化の著しい岩	真砂土、関東ローム 硬質粘土、砂利 その他これに類するもの
①			
②			

※①：崖の上端からの垂直距離が 5 m 超

②：崖の上端からの垂直距離が 5 m 以下

表 5.3 擁壁を要しない崖又は崖の部分

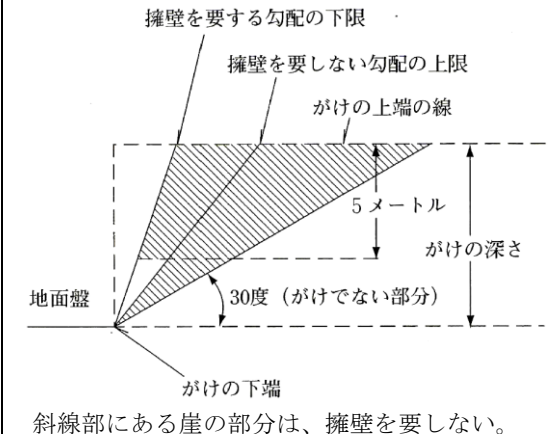
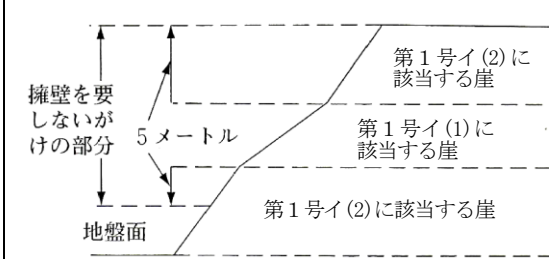
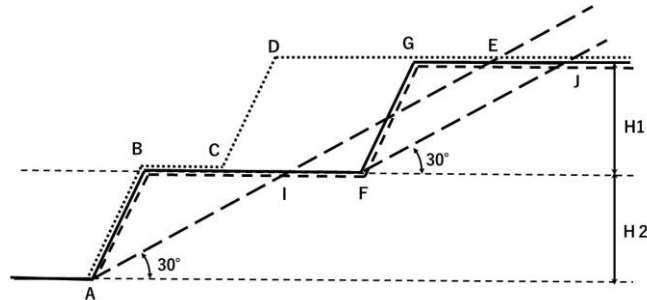
	 令 8 条第 1 号イ(1)に該当する崖の部分の上下に令 8 条第 1 号イ(2)に規定する崖の部分がある場合、令 8 条第 1 号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなし、上図の 5 m 以内には擁壁を要しない。
---	--

表 5.4 上下に分離された崖の部分がある場合の考え方

図に示すABCDEで囲まれる部分は一体の崖とみなされる。また、上段の崖の下端がFである時はABCFGEで囲まれる部分は一体の崖とみなされず、それぞれABCI及びFG E Jという別々の崖と取扱われる。



- <例>
- ・ABCDEの場合（上層崖下Cが30°線より上）
一体の崖とみなす、崖の高さはH1 + H2
 - ・ABFGEの場合（上層崖下Fが30°線より下）
ABIとFG Eは2つの別の崖、崖の高さはそれぞれH2及びH1

(2) 擁壁の設置の代替措置

災害の防止上支障がないと認められる土地については、知事が災害の防止上支障がないと認める措置をもって、擁壁の設置に代えて他の措置が講じることができる。

- ・「災害の防止上支障がないと認められる土地」とは、地盤自体が安定していることはもとより、未利用地等で周囲に対する影響が少ないとみられる土地をいう。
- ・「擁壁の設置に代えて他の措置」とは、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等をいう。

(3) その他留意事項

ア 斜面上に設置する擁壁

斜面上に擁壁を設置する場合には、図5.9のとおり擁壁基礎前端より擁壁の高さの0.4H以上で、かつ1.5m以上だけ土質に応じた勾配線(θ =表5.5)より後退し、その部分は、コンクリート打ち等により風化侵食のおそれのないようにすること。

なお、擁壁を設置しない通常の盛土のり面についても準用すること。

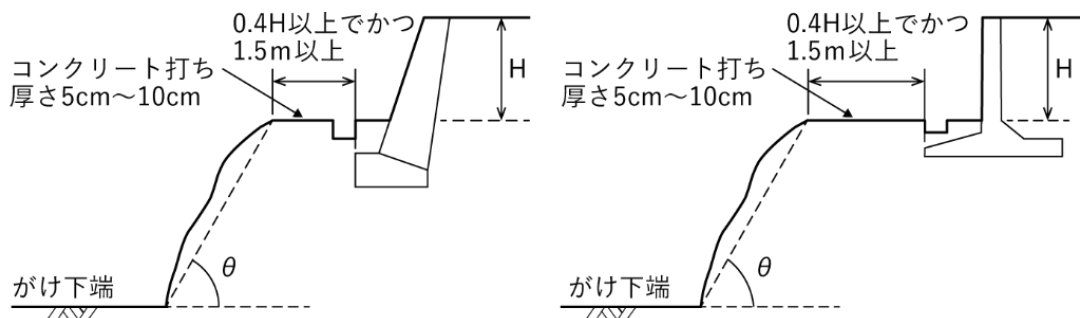


図 5.9 斜面上に擁壁を設置する場合の考え方

表 5.5 土質別角度(θ)

背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度(θ)	60°	40°	35°	25°

イ 二段擁壁

図 5.10 に示す擁壁で表 5.5 の θ 角度以内に入っていない又は $0.4H$ 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていないものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなす。

二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置すること。

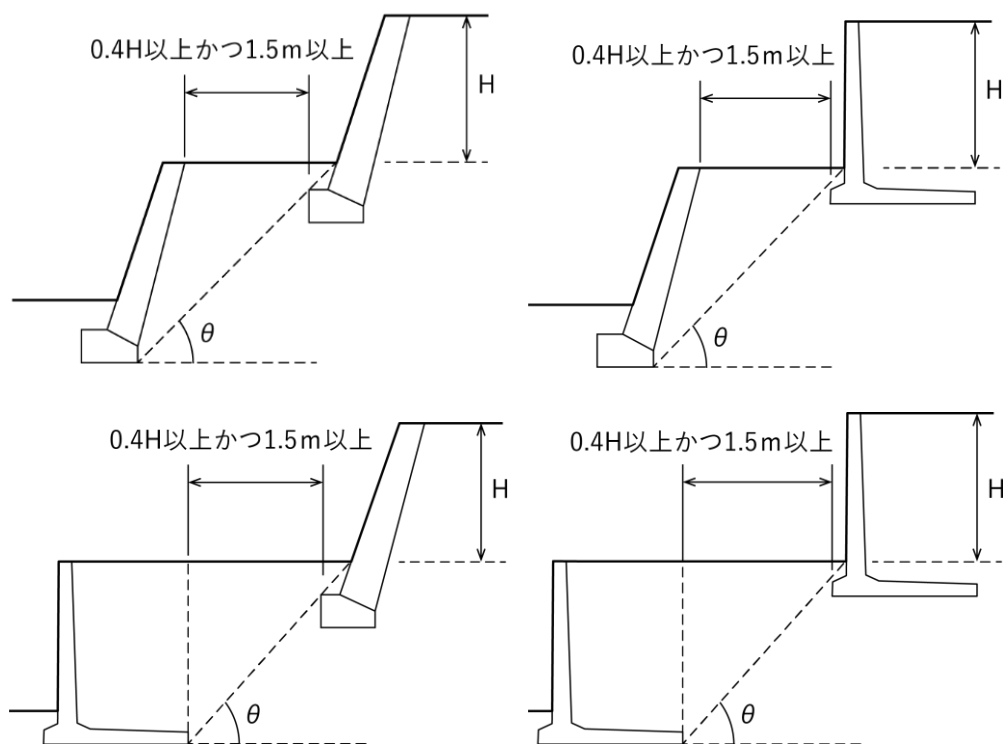


図 5.10 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

ウ 既存擁壁の取扱い

新たに盛土等を行う土地において、当該土地内に既存の擁壁等が設置されているものの、当該擁壁等に手を加えずに新たな盛土等を行う場合、既存擁壁等に係る土地の部分が基礎地盤にあたるのであれば、原地盤の一部として考慮する必要があるが、擁壁等としての技術的基準への適合までは求めないものとする。

なお、「既存擁壁に係る基礎地盤を原地盤の一部として考慮する」とある範囲は、二段擁壁の考え方を準用すること。

2 擁壁の構造

(擁壁の設置に関する技術的基準)

令第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ～ハ 略

- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

令第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第二号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

[趣 旨]

擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする事となっており、それぞれ政令で構造方法等の基準が定められている。

これらの構造方法等に適合しない擁壁については、国土交通大臣の認定を受けることによって使用することができる事となっている。

[運用上の留意点]

一般に用いられる擁壁は、図 5.11 のように大別される。

なお、鉄筋コンクリート造擁壁の標準断面図は図 5.12、練積み造擁壁の標準断面図は図 5.13 のとおりである。

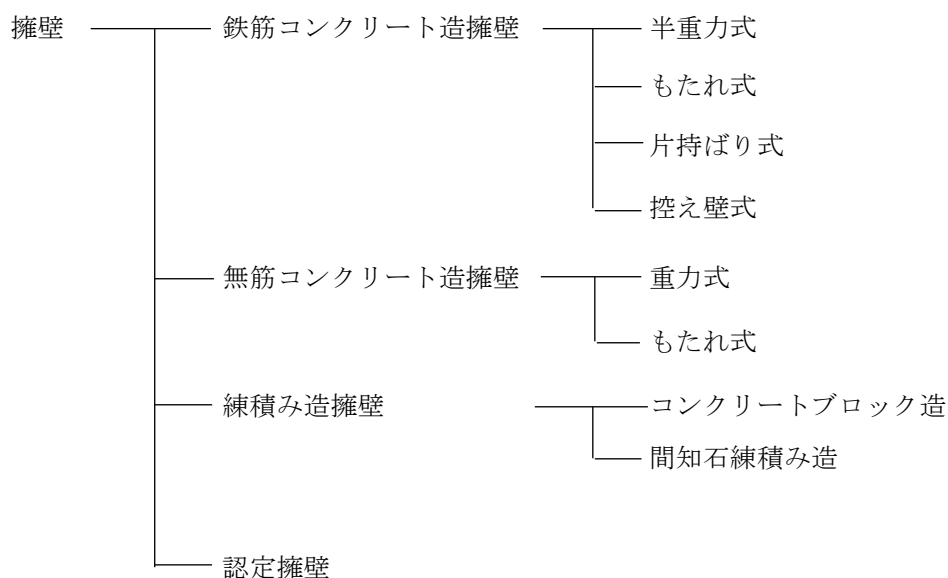


図 5.11 擁壁の種類

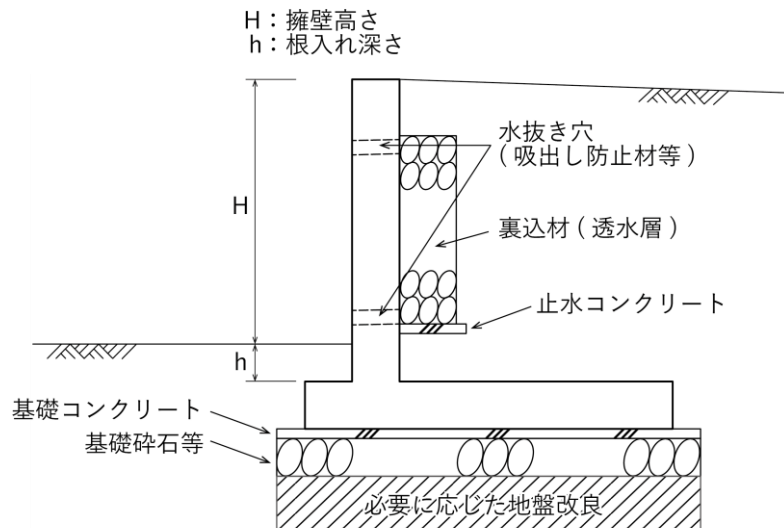


図 5. 1 2 鉄筋コンクリート造擁壁の標準断面図

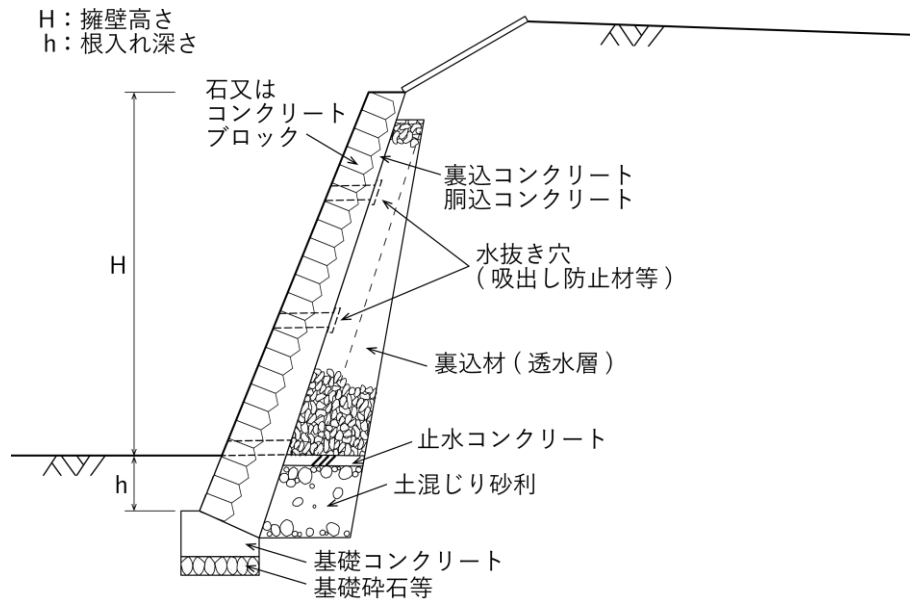


図 5. 1 3 練積み造擁壁の標準断面図

3 鉄筋コンクリート造擁壁等の構造計算

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

令第9条 前条第1項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
- 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二

土質	単位体積重量（1立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第三（第9条、第30条、第35条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 （擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

【建築基準法施行令】

(鋼材等)

第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

表一

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/(1.5\sqrt{3})$	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。			
	黒皮	—	$F/1.5$	—	—				
	ボルト	—	$F/1.5$	—	$F/2$ (Fが240を超えるボルトについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)				
	仕上げ	—	$F/1.5$	—					
	構造用ケーブル	—	$F/1.5$	—	—				
	リベット鋼	—	$F/1.5$	—	$F/2$				
ステンレス鋼	鋼材	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/(1.5\sqrt{3})$				
	構造用鋼材	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/(1.5\sqrt{3})$				
	ボルト	—	$F/1.5$	—	$F/(1.5\sqrt{3})$				
	構造用ケーブル	—	$F/1.5$	—	—				
鉄鋼	鋼材	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/(1.5\sqrt{3})$				
	鋼材	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/1.5$	$F/(1.5\sqrt{3})$				
鉄鋼		$F/1.5$	—	—	—				

この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

表二

種類		許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)		
			圧縮	引張り		圧縮	引張り	
				せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に 用いる場合		せん断補強以外に用 いる場合	せん断補強に 用いる場合
丸鋼		F／1.5 (当該数値が 155を超える場合には は、155)	F／1.5 (当該数値が 155を超える場合には は、155)	F／1.5 (当該数値が 195を超える場合には は、195)	F	F	F (当該数値が295 を超える場合には、 295)	
異形鉄筋	径28ミリメートル 以下のもの	F／1.5 (当該数値が 215を超える場合には は、215)	F／1.5 (当該数値が 215を超える場合には は、215)	F／1.5 (当該数値が 195を超える場合には は、195)	F	F	F (当該数値が390 を超える場合には、 390)	
	径28ミリメートル を超えるもの	F／1.5 (当該数値が 195を超える場合には は、195)	F／1.5 (当該数値が 195を超える場合には は、195)	F／1.5 (当該数値が 195を超える場合には は、195)	F	F	F (当該数値が390 を超える場合には、 390)	
鉄線の径が4ミリメートル 以上の溶接金網		－	F／1.5	F／1.5	－	F (ただし、床版に 用いる場合に限 る。)	F	
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。								

(コンクリート)

第91条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
$F/3$	$F/30$ (Fが21を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)		0.7 (軽量骨材を使用するものにあつては、0.6)	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の2倍 (Fが21を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。			

この表において、Fは、設計基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

(地盤及び基礎ぐい)

第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)
岩盤	1000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の2倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤(地震時に液化化のおそれのないものに限る。)	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

【建設省告示第2464号】

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件(平成12年12月26日)

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質				基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)
炭素鋼	構造用鋼材	SKK400 SHK400 SHK400K SS400 SM400A SM400B SM400C SMA400AW SMA400AP SMA400BW SMA400BP SMA400CW SMA400CP	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	235
		SN400A SN400B SN400C SNR400A SNR400B SSC400 SWH400 SWH400L STK400 STKR400 STKN400W STKN400B	鋼材の厚さが40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	215
		SGH400 SGC400 CGC400 SGLH400 SGLC400 CGLC400		280
		SHK490M	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	315
		SS490	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	275
			鋼材の厚さが40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	255
		SKK490 SM490A SM490B SM490C SM490YA SM490YB SMA490AW SMA490AP SMA490BW	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	325

		SMA490BP SMA490CW SMA490CP SN490B SN490C SNR490B STK490 STKR490 STKN490B	鋼材の厚さが40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	295
		SGH490 SGC490 CGC490 SGLH490 SGLC490 CGLC490		345
		SM520B SM520C	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	355
			鋼材の厚さが40ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの	335
			鋼材の厚さが75ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	325
		SS540	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	375
		SDP1T SDP1TG	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	205
		SDP2 SDP2G SDP3	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	235
ボルト		黒皮		185
	仕上げ	強度区分	4.6	240
			5.6 5.8 6.8	300 420
	構造用ケーブル			構造用ケーブルの種類に応じて、次のいずれかの数値とすること。 1 日本工業規格(以下「JIS」という。)G3525(ワイヤロープ)－1998の付表1から付表10までの区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重(単位 キロニュートン)に2分の1000を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積(単位 平方ミリメートル)で除した数値 2 JIS G3546(異形線ロープ)－2000の付表1から付表6までの区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重(単位 キロニュートン)に2分の1000を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積(単位 平方ミリメートル)で除した数値 3 JIS G3549(構造用ワイヤロープ)－2000の付表1から付表16までの区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重(単位 キロニュートン)に2分の1000を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積(単位 平方ミリメートル)で除した数値
	リベット鋼			235
	鋳鋼	SC480 SCW410 SCW410CF		235
		SCW480 SCW480CF		275
		SCW490CF		315
ステンレス鋼	構造用鋼材	SUS304A SUS316A SDP4 SDP5		235
		SUS304N2A SDP6		325
	ボルト	A2－150 A4－50		210
	構造用ケーブル		JIS G3550(構造用ステンレス鋼ワイヤロープ)－2003の付表の区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重(単位 キロニュートン)に2分の1000を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積(単位 平方ミリメートル)で除した数値	
	鋳鋼	SCS13AA－CF		235
鋳鉄				150
丸鋼	SR235 SRR235			235
	SR295			295
異形鉄筋	SDR235			235
	SD295A SD295B			295
	SD345			345
	SD390			390

この表において、SKK400及びSKK490は、JIS A5525(鋼管ぐい)－1994に定めるSKK400及びSKK490を、SHK400、SHK400M及びSHK490Mは、JIS A5526(H形鋼ぐい)－1994に定めるSHK400、SHK400M及びSHK490Mを、SS400、SS490及びSS540は、JIS G3101(一般構造用圧延鋼材)－1995に定めるSS400、SS490及びSS540を、SM400A、SM400B、SM400C、SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B及びSM520Cは、JIS G3106(溶接構造用圧延鋼材)－1999に定めるSM400A、SM400B、SM400C、SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B及びSM520Cを、SMA400AW、SMA400AP、SMA400BW、SMA400BP、SMA400CW、SMA400CP、SMA490AW、SMA490AP、SMA490BW、SMA490BP、SMA490CW及びSMA490CPは、JIS G3114(溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材)－1998に定めるSMA400AW、SMA400AP、SMA400BW、SMA400BP、SMA400CW、SMA400CP、SMA490AW、SMA490AP、SMA490BW、SMA490BP、SMA490CW及びSMA490CPを、SN400A、SN400B、SN400C、SN490B及びSN490Cは、JIS G3136(建築構造用圧延鋼材)－1994に定めるSN400A、SN400B、SN400C、SN490B及びSN490Cを、SNR400A、SNR400B及びSNR490Bは、JIS G3138(建築構造用圧延鋼材)－1996に定めるSNR400A、SNR400B及びSNR490Bを、SGH400、SGC400、SGH490及びSGC490は、JIS G3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)－1998に定めるSGH400、SGC400、SGH490及びSGC490を、CGC400及びCGC490は、JIS G3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)－1994に定めるCGC400及びCGC490を、SGLH400、SGLC400、SGLH490及びSGLC490は、JIS G3321(溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)－1998に定めるSGLH400、SGLC400、SGLH490及びSGLC490を、CGLC400及びCGLC490は、JIS G3322(塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)－1998に定めるCGLC400及びCGLC490を、SSC400は、JIS G3350(一般構造用軽量鋼)－1987に定めるSSC400を、SDP1T、SDP1TG、SDP2、SDP2G、SDP3、SDP4、SDP5及びSDP6は、JIS G3352(デッキプレート)－2003に定めるSDP1T、SDP1TG、SDP2、SDP2G、SDP3、SDP4、SDP5及びSDP6を、SWH400は、JIS G3353(一般構造用溶接軽量H形鋼)－1990に定めるSWH400及びSWH400Lを、STK400及びSTK490は、JIS G3444(一般構造用炭素鋼管)－1994に定めるSTK400及びSTK490を、STKR400及びSTKR490は、JIS G3466(一般構造用角形鋼管)－1988に定めるSTKR400及びSTKR490を、STKN400W、STKN400B及びSTKN490Bは、JIS G3475(建築構造用炭素鋼管)－1996に定めるSTKN400W、STKN400B及びSTKN490Bを、4.6、4.8、5.6、5.8及び6.8は、JIS B1051(炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト)－2000に定める強度区分である4.6、4.8、5.6、5.8及び6.8を、SC480は、JIS G5101(炭素鋼鋳鋼品)－1991に定めるSC480を、SCW410及びSCW480は、JIS G5102(溶接構造用鋳鋼品)－1991に定めるSCW410及びSCW480を、SCW410CF、SCW480CF及びSCW490CFは、JIS G5201(溶接構造用遠心力鋳鋼管)－1991に定めるSCW410CF、SCW480CF及びSCW490CFを、SUS304A、SUS316A、SUS304N2A及びSCS13AA－CFは、JIS G4321(建築構造用ステンレス鋼材)－2000に定めるSUS304A、SUS316A、SUS304N2A及びSCS13AA－CFを、A2－50及びA4－50は、JIS B1054－1(耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質－第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト)－2001に定めるA2－50及びA4－50を、SR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345及びSD390は、JIS G3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)－1987に定めるSR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345及びSD390を、SRR235及びSDR235は、JIS G3117(鉄筋コンクリート用再生棒鋼)－1987に定めるSRR235及びSDR235を、それぞれ表すものとする。以下第2の表において同様とする。

【国交省告示第1113号】

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件（平成13年7月2日）

第一 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ボーリング調査
- 二 標準貫入試験
- 三 静的貫入試験
- 四 ベーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板載荷試験
- 八 載荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第二 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(一)項、(二)項又は(三)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は(三)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方2 m以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が1キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方2 mを超え5 m以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が500ニュートン以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(一)	$qa = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_v \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$qa = \frac{2}{3}(i_c \alpha C N_c + i_v \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(二)	$qa = qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$	$qa = 2 \cdot qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$
(三)	$qa = 30 + 0.6 \sqrt{N_{sw}}$	$qa = 60 + 1.2 \sqrt{N_{sw}}$

この表において、 q_a 、 i_c 、 i_y 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_r 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 q_t 、 N' 及び $\overline{N_{sw}}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_a ： 地盤の許容応力度（単位 キロニュートン/ m^2 ）

i_c 、 i_y 及び i_q ：基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値。

$$\text{イ } i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2 \quad \text{ロ } i_y = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ ： 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角（ θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。）（単位 $^\circ$ ）

ϕ ： 地盤の特性によって求めた内部摩擦角（単位 $^\circ$ ）

α 及び β ： 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

基礎荷重面の形状	円形	円形以外の形状
係数： α	1.2	$1.0 + 0.2 \cdot \frac{B}{L}$
係数： β	0.3	$0.5 - 0.2 \cdot \frac{B}{L}$

この表において、 B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ（単位 m ）を表すものとする。

C ： 基礎荷重面下にある地盤の粘着力（単位 キロニュートン/ m^2 ）

B ： 基礎荷重面の短辺又は短径（単位 m ）

N_c 、 N_r 及び N_q ：地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

	内部摩擦角									
支持力係数	0度	05度	10度	15度	20度	25度	28度	32度	36度	40度以上
N_c	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
N_r	0.0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
N_q	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた N_c 、 N_r 及び N_q は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

γ_1 ：基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量（単位 キロニュートン/ m^3 ）

γ_2 ：基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量（単位 キロニュートン/ m^3 ）

D_f ：基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ（単位 m ）

q_t ：平板載荷試験による降伏荷重度の2分の1の数値又は極限応力度の3分の1の数値のうちいずれか小さい値（単位 キロニュートン/ m^2 ）

N' ：基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く。)	粘土質地盤
N'	12	6	3

$\overline{N_{sw}}$ ：基礎の底部から下方2m以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける1mあたりの半回転数（150を超える場合は150とする。）の平均値（単位 回）

【趣 旨】

鉄筋コンクリート造等擁壁が備えるべき性能について規定している。

【運用上の留意点】

(1) 安全性の検討

擁壁が次の性能を満たしていること。

ア 安定性（常時）

- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること。
- ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.5 倍以上であること。
- ・最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること。

イ 部材の応力度（常時）

- ・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること。

【指導事項】

次の擁壁は、地震時の影響を考慮して安定性や部材の応力度を検討することが望ましい。

- ・全高が 8 m を超える擁壁
- ・重要な擁壁あるいは復旧が困難な擁壁

<安定性（地震時）>

- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.0 倍以上であること。
- ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.0 倍以上であること。
- ・最大接地圧が、地盤の極限支持力度以下であること。

<部材の応力度（地震時）>

・中地震時

擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の短期許容応力度以内に収まっていること。

・大地震時

擁壁躯体の各部に作用する応力度が、終局耐力（設計基準強度及び基準強度）以内に収まっていること。

表 5.6 安全率 (Fs) 等のまとめ

区 分	常時	中地震時	大地震時
転倒	1.5	—	1.0
滑動	1.5	—	1.0
支持力	3.0	—	1.0
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力 (設計基準強度及び基準強度)

※大地震時の構造計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とすること。(栃木県における Z の数値は 1.0)

(2) 地盤の許容応力度

地盤の許容応力度は、原則として地盤調査等に基づいて確認すること。

なお、表 5.7 に示す地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ表 5.7 に示す数値によることができる。

表 5.7 地盤の許容応力度（建築基準法施行令第 93 条）

地盤	長期許容応力度 (kN/m ²)	短期許容応力度 (kN/m ²)
岩盤	1,000	長期許容応力度 の 2 倍
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る）	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

地盤の許容応力度の標準的な求め方は以下のとおりである。

ア 支持力式による方法

$$\text{長期の許容応力度 } q_a = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$$

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)

i_c 、 i_γ 、 i_q : 基礎に作用する荷重の傾斜に応じた補正係数、次式による。

$$i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2 \quad i_\gamma = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (°)
ただし、 $\theta \leq \phi$ とし、 θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。

ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (°)

α 、 β : 基礎荷重面の形状に応じた係数（表 5.8）

B : 基礎荷重面の短辺又は短径 (m)

L : 基礎荷重面の長辺又は長径 (m)

c : 基礎荷重面下の地盤の粘着力 (kN/m²)

N_c 、 N_γ 、 N_q : 支持力係数（表 5.9）

γ_1 : 基礎荷重面下の地盤の単位体積重量 (kN/m³)

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m³)
（ γ_1 、 γ_2 とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。）

D_f : 根入れの深さ (m)

表 5.8 基礎の形状係数

基礎底面の形状	円形以外の形状	円形
α	$1.0 + 0.2 \cdot \frac{B}{L}$	1.2
β	$0.5 - 0.2 \cdot \frac{B}{L}$	0.3

表 5.9 支持力係数

内部摩擦角	支持力係数		
ϕ	Nc	Nr	Nq
0°	5.1	0.0	1.0
5°	6.5	0.1	1.6
10°	8.3	0.4	2.5
15°	11.0	1.1	3.9
20°	14.8	2.9	6.4
25°	20.7	6.8	10.7
28°	25.8	11.2	14.7
32°	35.5	22.0	23.2
36°	50.6	44.4	37.8
40° 以上	75.3	93.7	64.2

イ 平板載荷試験による方法

$$\text{長期の許容応力度} \quad q_a = q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$$

- q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)
 q_t : 平板載荷試験による降伏荷重度の 1 / 2 の数値又は極限応力度の 1 / 3 の数値のうちいずれか小さい数値 (kN/m²)
 N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて表 5.10 に掲げる係数
 γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m³)
(地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)
 D_f : 根入れの深さ (m)

表 5.10 基礎荷重面下の地盤の種類に応じた係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く)	粘土質地盤
N'	12	6	3

ウ スウェーデン式サウンディングによる方法

$$\text{長期の許容応力度} \quad q_a = 30 + 0.6 \overline{N_{sw}}$$

- q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)
 $\overline{N_{sw}}$: 基礎の底部から下方 2 m 以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける 1 m あたりの半回転数の平均値 (回) (150 を超える場合は 150 とする。)

(3) 設計定数

ア 土質条件

土質定数は、原則として土質調査・原位置試験に基づき求めたものを使用すること。

なお、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ、政令の別表第二（表 5.11）の単位体積重量及び土圧係数を用いた計算された数値を用いることができる。

また、地盤の土質に応じ政令の別表第三（表 5.12）の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

$$\mu = \tan \phi_B \quad (\phi_B : \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

表 5.11 単位体積重量と土圧係数（政令別表第二）

土質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

※土圧係数には、5 kN/m²の積載荷重が含まれていることに留意すること。

表 5.12 基礎地盤と摩擦係数（政令別表第三）

基礎地盤の土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

イ 積載荷重

擁壁の設置箇所の実情に応じて、建築物、工作物、積雪等による積載荷重を考慮すること。

【指導事項】

擁壁に作用する載荷重は、住宅地においては一般的な戸建て住宅が建てられることを想定し、5～10 kN/m²程度の均等荷重をかけることを標準とし、住宅地以外の土地利用が想定される場合は、実状に応じて適切な載荷重を設定することが望ましい。

設計に用いる載荷重として活荷重などを考慮するものとし、その値は、一般に10 kN/m²とすることが望ましい。

(4) 土圧の算定

土圧の標準的な算定方法は、以下のとおりである。

ア 土圧の作用面と壁面摩擦角

原則として、以下のとおり土圧の作用面等を決定すること。

- ・重力式擁壁やもたれ式擁壁等において擁壁自体の安定性の照査及び躯体の部材設計を行う場合は、図 5.14 に示すように土圧の作用面は、躯体コンクリート背面とする。
- ・片持ばり式擁壁等における擁壁自体の安定性の照査、底版の部材設計においては、図 5.15 に示すように、かかと版の先端 b 点から鉛直上方へ伸ばした面を仮想背面とし、この仮想背面に土圧が作用するものとする。
- ・土圧の作用位置は、土圧分布下端より分布高さ H の $1/3$ とする。
- ・壁面摩擦角 δ は、表 5.13 に示すところにより決定する。
- ・仮想のり面傾斜角 β' は、表 5.14、図 5.16 に示すところにより決定する。

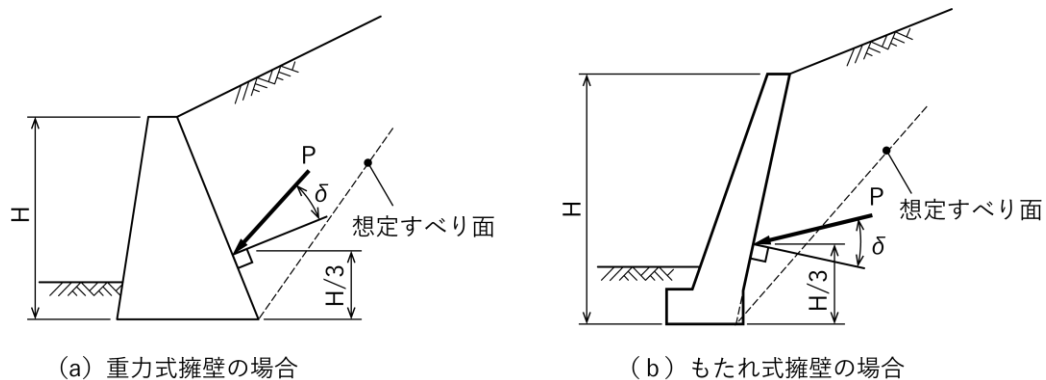


図 5.14 重力式擁壁等の土圧作用面

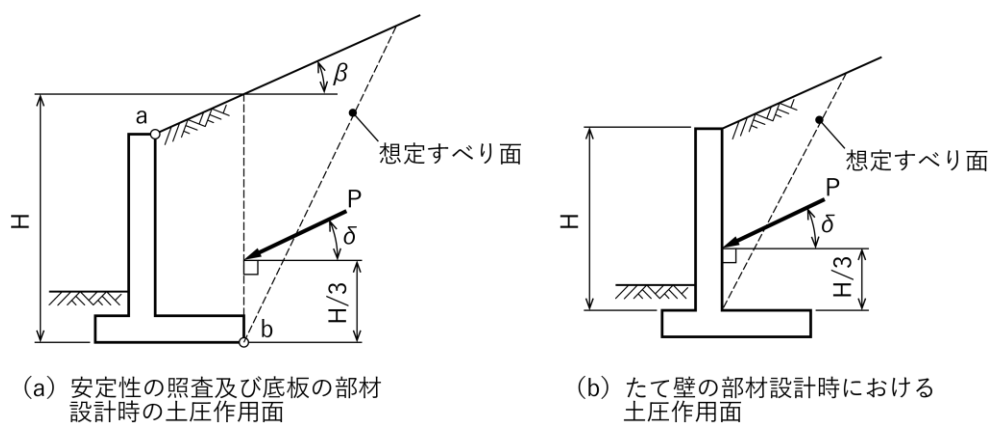


図 5.15 片持ばり式の土圧作用面

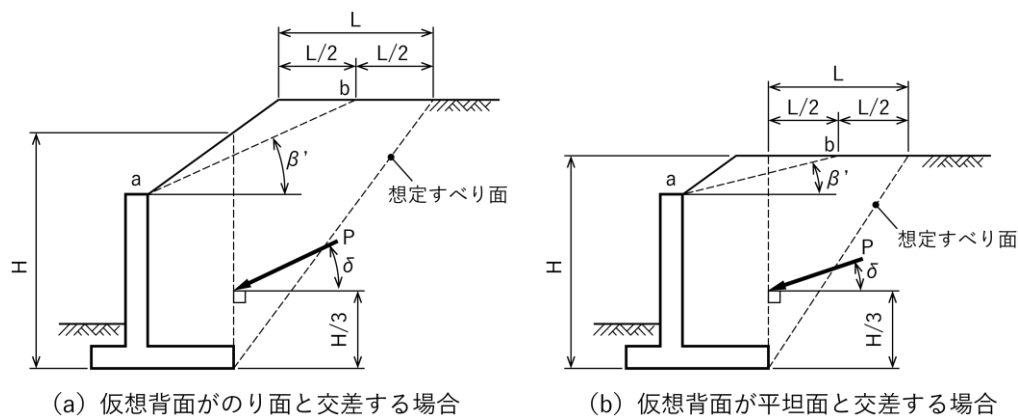
表 5.13 壁面摩擦角

擁壁の種類	検討項目	土圧作用面の状態	壁面摩擦角	
			常時 δ	地震時 δ_E
重力式等	安 定 性	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$
	部材応力			
片持ばり式等	安 定 性	土と土	β'	式による
	部材応力	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$

ϕ : 裏込め土のせん断抵抗角

表 5.14 仮想のり面摩擦角 β' の設定法

背後のり面勾配	β'
一様な場合	のり面勾配 β (図 5.16 参照)
変化する場合	仮定したすべり線と上部平面の交点からのり肩までの距離を二分した点と仮想背面とのり面の交点を結んだ線と水平面の勾配 (図 5.16 参照)

図 5.16 背後のり面形状が変化する場合の β' の設定方法

イ 主働土圧

常時の作用において、U型擁壁を除くコンクリート造擁壁自体の安定性の照査及び部材の安全性の照査に用いる土圧は主働土圧を用いること。

なお、主働土圧は、試行くさび法により算定することを標準とすること。

(7) 試行くさび法による算出

以下の式により、 ω を変化させて最大となる P を求めること。最大となるときの P を主働土圧の合力 P_A とすること。

$$P = \frac{W \cdot \sin(\omega - \phi)}{\cos(\omega - \phi - \alpha - \delta)}$$

R : 滑り面における地盤からの反力 (方向既知、大きさ未知)

W : 土くさび重量 (方向既知、大きさ既知)

P : 土圧の反力 (方向既知、大きさ未知)

ω : 滑り面が水平面に対してなす角度

ϕ : 土の内部摩擦角

α : 宅地擁壁背面と鉛直面のなす角度

β : 地表面と水平面のなす角度

(4) クーロンの主働土圧

試行くさび法において、擁壁背面の盛土形状が一様で裏込め土の粘着力がない場合の単位幅当たりの壁面に作用する土圧は以下の式で与えられるクーロンの主働土圧と一致する。ただし、 $\phi < \beta$ の場合、この式は適用できない。

$$P_A = \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma \cdot (H + h)^2 \dots\dots\dots$$

$$K_A = \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2 \alpha \cdot \cos(\alpha + \delta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right\}^2}$$

P_A : 全主働土圧 (kN/m)

K_A : 主働土圧係数

γ : 裏込め土の単位体積重量 (kN/m³)

H : 宅地擁壁高さ (ただし、仮想背面を考える場合はその高さ) (m)

h : 積載荷重による換算高さ $\left(= \frac{q}{\gamma} \right)$ (m)

q : 積載荷重 (kN/m²)

ϕ : 土の内部摩擦角 (°)

α : 宅地擁壁背面と鉛直面とのなす角 (°)

δ : 壁面摩擦角 (°)

β : 地表面と水平面のなす角 (°)

ウ 地震時土圧

地震時土圧の算定は試行くさび法又は、岡部・物部式によることを標準とする。

また、実背面（土とコンクリート）の場合における地震時の壁面摩擦角は $\delta E = \phi/2$ を用いることができる。

なお、仮想背面に土圧を作用させる場合の δE は次の式により求めること。

$$\tan \delta E = \frac{\sin \phi \cdot \sin (\theta + \Delta - \beta)}{1 - \sin \phi \cdot \cos (\theta + \Delta - \beta)}$$

$$\text{ここに、} \sin \Delta = \frac{\sin (\beta + \theta)}{\sin \phi}$$

ϕ : 土の内部摩擦角

θ : 地震時合成角 ($=\tan^{-1} K_h$)

K_h : 設計水平震度

β : 地表面勾配

エ 受動土圧

擁壁前面の埋戻し土は、基礎工事時の掘削等により乱されていることが多いことや、洗堀等の影響により長期にわたる確実性が期待できないことから、これによる受働土圧は考慮しない。

(5) 安全率の検討

ア 転倒に対する検討

以下の式により、転倒に対する安全率の確認を行うこと。

$$F_s = \frac{\text{抵抗モーメント}}{\text{転倒モーメント}} = \frac{M_r}{M_o}$$

F_s : 転倒安全率

M_r : 転倒に抵抗しようとするモーメント (kN・m)

M_o : 転倒させようとするモーメント (kN・m)

イ 滑動に対する検討

以下の式により、滑動に対する安全率の確認を行うこと。

$$F_s = \frac{\text{滑動に対する抵抗力}}{\text{滑動力}} = \frac{R_v \cdot \mu + C_B \cdot B}{R_H}$$

F_s : 滑動安全率

R_v : 基礎下面における全鉛直荷重 (kN/m)

R_H : 基礎下面における全水平荷重 (kN/m)

μ : 擁壁底版と基礎地盤の間の摩擦係数

C_B : 擁壁底版と基礎地盤の間の粘着力 (kN/m)

B : 基礎底版幅 (m)

ウ 沈下に対する検討

以下の式により、沈下に対する安全率の確認を行うこと。

なお、 q_1 、 q_2 の算出については、合力の作用点により適用する算定式が異なるため、あらかじめ作用点の確認を行った上で、算出すること。

$$\left. \begin{array}{l} q_1 \\ q_2 \end{array} \right\} \leq q_a = \frac{q_u}{F_s}$$

q_a ：地盤の許容支持力度 (kN/m²)

q_u ：地盤の極限支持力度 (kN/m²)

F_s ：地盤の支持力に対する安全率

<合力作用点が擁壁底版幅中央の $B/3$ の範囲にある場合>

$$q_1 = \frac{R_v}{B} \cdot \left[1 + \frac{6 \cdot e}{B} \right]$$

$$q_2 = \frac{R_v}{B} \cdot \left[1 - \frac{6 \cdot e}{B} \right]$$

q_1 ：擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

q_2 ：擁壁の底面後部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

R_v ：底版下面における全鉛直荷重 (kN)

e ：偏心距離 (m) $e = \frac{B}{2} - d$

B ：底版幅 (m)

<合力作用点が擁壁底面幅中央の $B/3$ から $2B/3$ の範囲にある場合>

$$q_1 = \frac{2R_v}{3d}$$

q_1 ：擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

R_v ：底版下面における全鉛直荷重 (kN)

d ：底版つま先から合力作用点までの距離 (m)

$$d = \frac{(M_r - M_o)}{V} = \frac{(M_r - M_o)}{(W + P_v)}$$

M_r ：転倒に抵抗しようとするモーメント (kN/m²)

M_o ：転倒させようとするモーメント (kN/m²)

V ：擁壁に作用する力及び自重の鉛直成分 (kN) (= $W + P_v$)

(6) 部材の応力

ア 部材の応力の照査

以下に示す式により、堅壁、かかと版、つま先版に生じるコンクリートの圧縮応力度及びせん断応力度、鉄筋の引張応力度を算出し、照査を行うこと。

鉄筋とコンクリートのヤング係数比 n は15として計算すること。

<必要鉄筋量>

$$A_s = \text{使用鉄筋公称断面積} \times 1000 / \text{鉄筋ピッチ}$$

<引張鉄筋比>

$$p = \frac{A_s}{b \times d}$$

<中立軸比>

$$k = \sqrt{2 \cdot p \cdot n + (p \cdot n)^2} - pn$$

<合力中心間距離>

$$j = 1 - \frac{k}{3}$$

<鉄筋の引張応力度>

$$\sigma_s = \frac{M}{A_s \cdot j \cdot d}$$

<コンクリートの圧縮応力度>

$$\sigma_c = \frac{2 \times M}{k \times j \times b \times d^2}$$

<コンクリートのせん断応力度>

$$\tau = \frac{S}{b \times j \times d}$$

A_s	: 必要鉄筋量
p	: 引張鉄筋比
b	: 単位幅
d	: 有効高
k	: 中立軸比
n	: ヤング比
j	: 合力中心間距離
σ_s	: 鉄筋の引張応力度
M	: 部材断面の作用する曲げモーメント
σ_c	: コンクリートの圧縮応力度
τ	: コンクリートのせん断応力度

イ 縦壁の照査

片持ばり式擁壁の縦壁の照査に用いる荷重は、図 5.17 に示すとおりとする。

主働土圧の鉛直成分及び縦壁の自重は、無視してよい。

縦壁は、底版との結合部を固定端とする片持ばりとして照査すること。

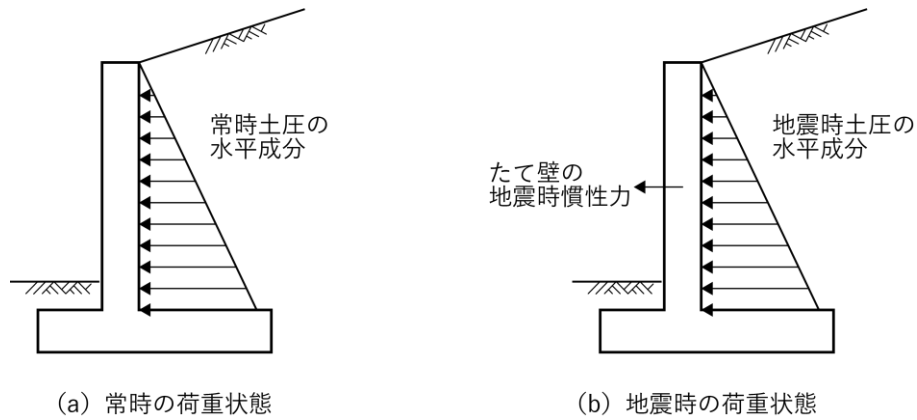


図 5.17 縦壁の断面計算における荷重状態

ウ つま先版の照査

つま先版上の土砂等の荷重は無視してよい。

つま先版は、縦壁との結合部を固定端とする片持ばりとして照査すること。

曲げモーメントに対する照査は、図 5.18 に示すとおり、縦壁の前面位置において行うこと。

せん断力に対する照査は、縦壁の前面から底版厚さの1/2 離れた位置（図 5.18 に示す A-A 断面）において行うこと。ハンチやテーパのない擁壁の場合には、曲げモーメントと同じ位置で照査してよい。

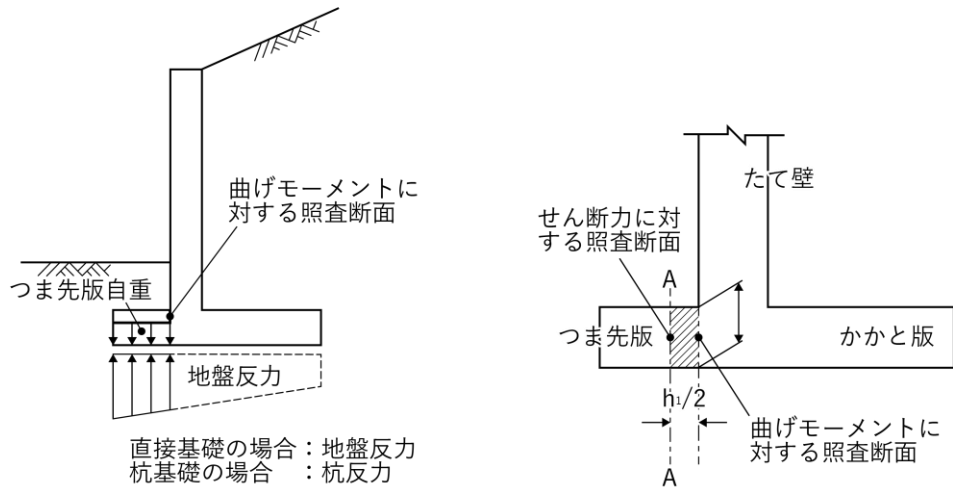


図 5.18 (左) つま先版に作用する荷重・(右) つま先版のせん断力を照査する断面

エ かかと版の照査

曲げモーメントに対する照査は、図 5.19 に示すとおり、堅壁の背面位置において行うこと。

せん断力に対する照査は、堅壁の背面から底版厚さの1/2 離れた位置（図 5.20 に示す B-B 断面）において行うこと。ハンチやテーパのない擁壁の場合には、曲げモーメントと同じ位置で照査してよい。

かかと版付け根の曲げモーメント M_3 が堅壁付け根の曲げモーメント M_1 より大きくなる場合 ($M_3 > M_1$)、部材設計に用いるかかと版付け根の曲げモーメントは、堅壁付け根の曲げモーメントを用い $M_3 = M_1$ とし、堅壁付け根における曲げモーメント M_1 を超えないものとする。

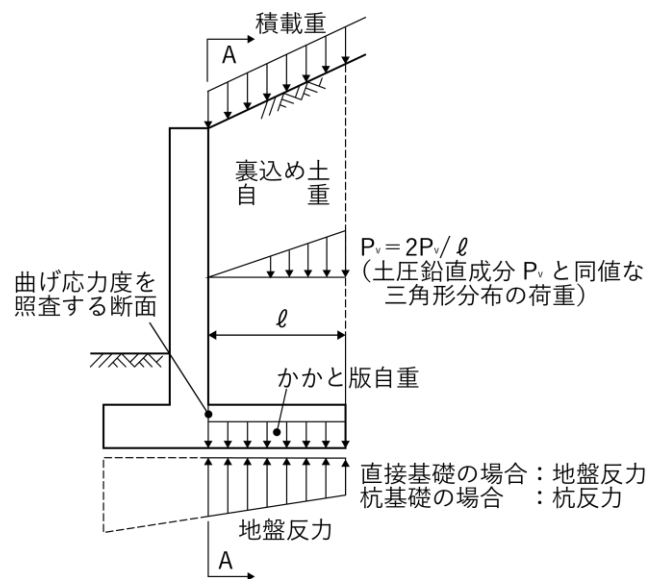


図 5.19 かかと版に作用する荷重

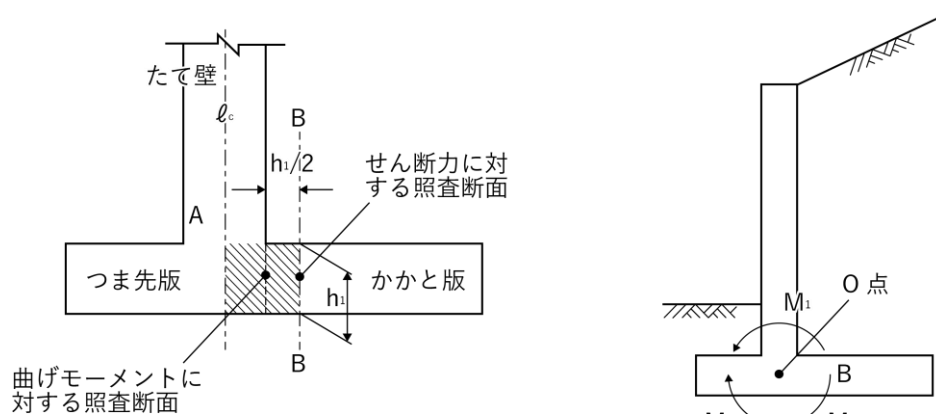


図 5.20 (左) かかと版のせん断力を照査する断面・(右) 曲げモーメントの関係

(7) 鉄筋コンクリート造擁壁等の構造

ア 根入れ

擁壁底板が地表に露出しないよう、また排水施設等の構造物より十分な余裕をみて設定すること。

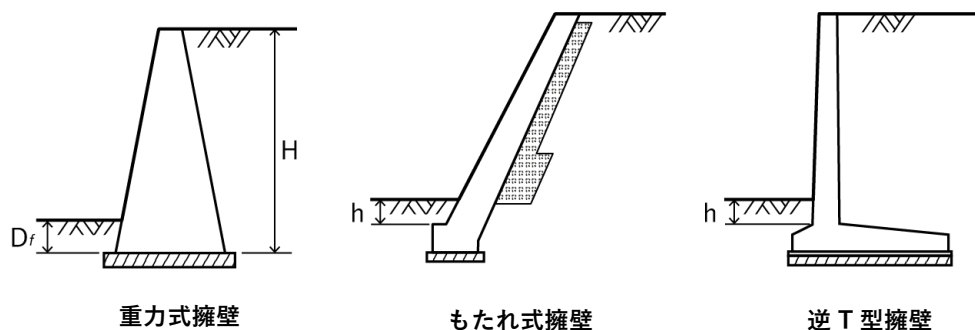


図 5.21 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の根入れ深さ

【指導事項】

特に設計上根入れの深さの指定のない擁壁の根入れ深さは、練積み造擁壁の根入れ深さを準用して設計することが望ましい。

4 練積み造擁壁の構造

(練積み造の擁壁の構造)

令第10条 第8条第1項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四（第10条、第30条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え 75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え 70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	60センチメートル以上
第二種	真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これら に類するもの	70度を超え 75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超え 70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	65センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	80センチメートル以上
		第三種	その他の土質	70度を超え 75度以下
2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル以上			
65度を超え 70度以下	2メートル以下			75センチメートル以上
	2メートルを超え 3メートル以下			85センチメートル以上
	3メートルを超え 4メートル以下			105センチメートル以上
65度以下	2メートル以下			70センチメートル以上
	2メートルを超え 3メートル以下			80センチメートル以上
	3メートルを超え 4メートル以下			95センチメートル以上
		4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上	

【趣 旨】

練積み造の擁壁については、構造上の特徴から、安定計算による断面の設計は難しいことから、経験的に定められたものとして、擁壁の勾配や背面の土質、高さ等の構造的な仕様が規定されている。

【運用上の留意点】

(1) 構造

ア 形状

擁壁の形状が図 5.23 に定める形状に合致すること。

イ 石材その他の組積材

組積材がコンクリートにより一体化されていること。

控え長さは30cm以上とすること。

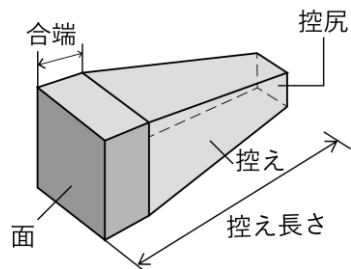


図 5.22 コンクリート積みブロックの各部名称

ウ 裏込材(透水層)の設置

「5 構造細目 (2)擁壁の水抜き穴 イ 透水層の設置」参照

エ 水抜き穴の設置

「5 構造細目 (2)擁壁の水抜き穴 ア 水抜き穴の設置」参照

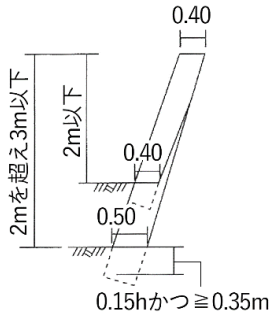
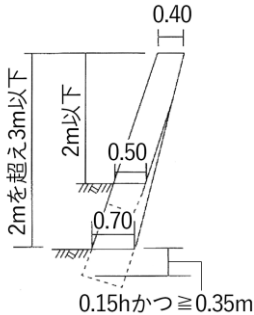
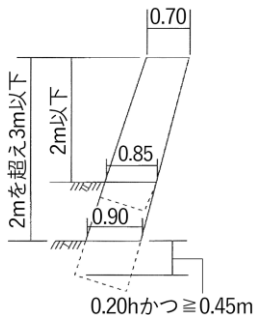
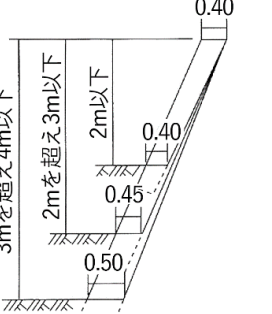
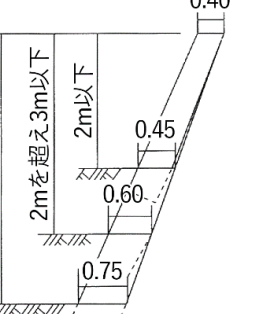
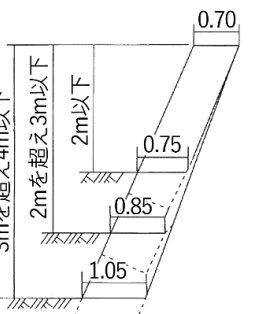
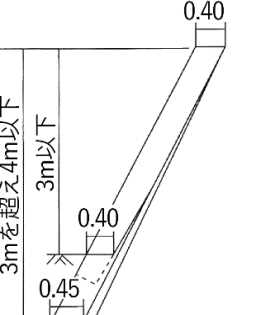
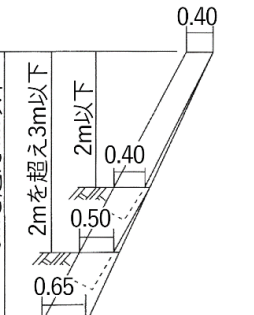
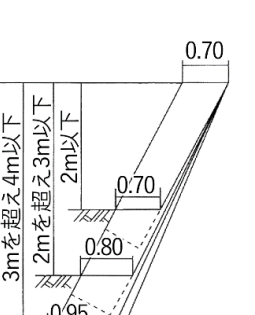
崖の土質 擁壁の勾配	第1種 岩、岩屑、砂利又は砂利混り砂	第2種 真砂土、関東ローム 硬質粘土その他これら に類するもの	第3種 その他の土質
70°を超え 75°以下（約3分）	 h：擁壁の地上高さ		
65°を超え 70°以下（約4分）	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ
65°以下（約5分）	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ

図 5.23 練積み擁壁の形状の基準

オ 根入れの確保

(7) 一般擁壁の場合

鍊積み造擁壁の根入れは、表 5.15 に示すとおり、岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂若しくは真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの場合は、35cm 以上かつ擁壁の高さの15%以上を確保すること。

これ以外の土質の場合は、45cm 以上かつ擁壁の高さの20%以上を確保すること。

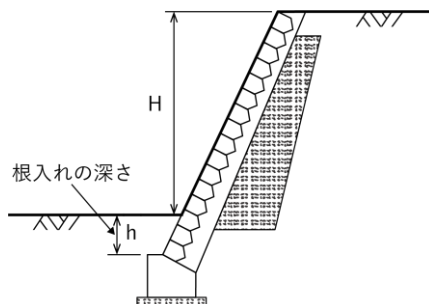


図 5.24 一般擁壁の根入れ深さ

表 5.15 根入れ深さ

土質		根入れの深さ (m)
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	擁壁高さ：H 35cm 以上かつ擁壁高さの15/100 以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	
第三種	その他の土質	45cm 以上かつ擁壁高さの20/100 以上

(イ) 水路、河川に接している場合

水路、河川に近接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さは河床からとるものとする。ただし、将来計画がある場合は、その河床高さ（計画河床高）からとるものとする。

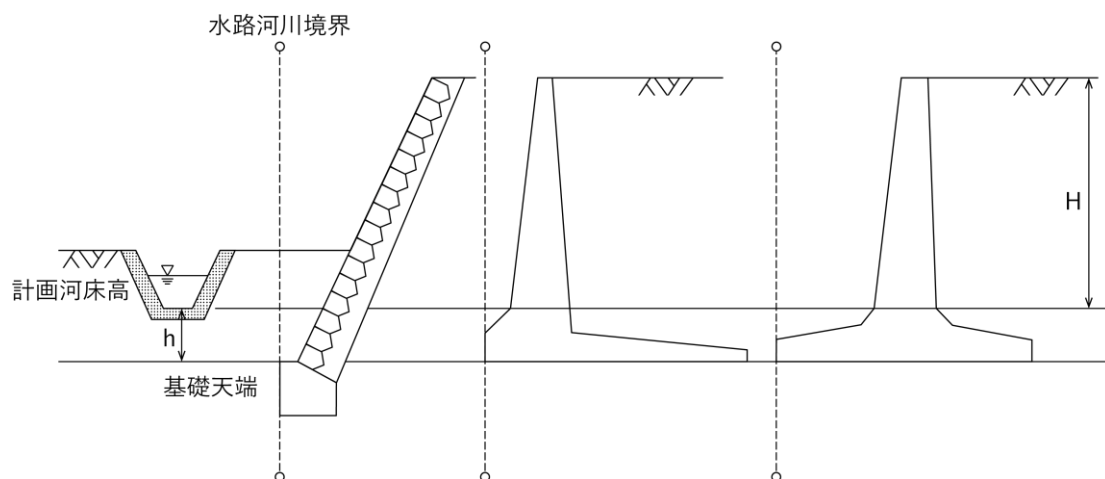


図 5.25 水路等に近接する場合の根入れ深さ

(㉒) 擁壁前面にU字型側溝を設ける場合

擁壁前面にU字型側溝を設ける場合は、地表面からの高さとする。

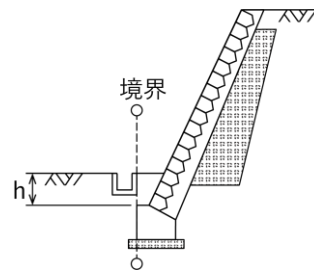


図 5.26 U字型側溝を設ける場合の根入れ深さ

(㉓) 擁壁前面にL字型側溝を設ける場合

L字型側溝を設ける場合で $\ell=1.5\text{m}$ 以内かつ縁石の高さ25cm以上のものは、25cm下を地下として根入れを確保すること。

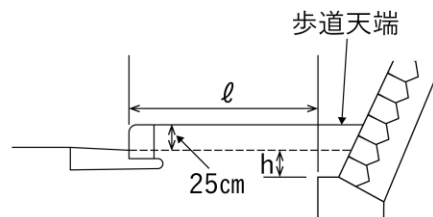
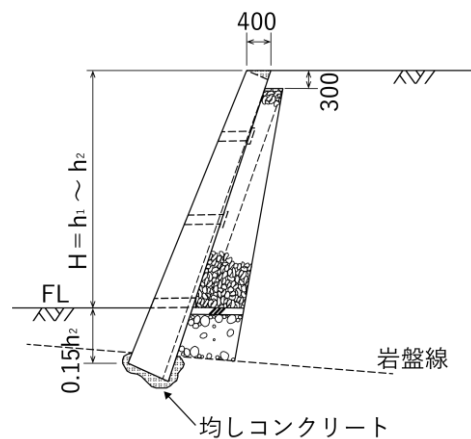


図 5.27 L字型側溝を設ける場合の根入れ深さ

(㉔) 基礎地盤が岩盤の場合

基礎地盤が岩盤の場合、図 5.28 のように基礎コンクリートを設けず、均しコンクリートのみで施工することができる。



(注) 破線は切土の場合の構造線である。

図 5.28 岩盤上に直接設置する場合の構造例

カ 擁壁の基礎

滑り及び沈下に対して安全な基礎を設置すること。

キ その他

必要に応じ、適当な間隔に控え壁を設置すること。

【指導事項】

胴込め・裏込めに用いるコンクリートは4週圧縮強度 $15\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とすることが望ましい。

5 構造細目

(擁壁の水抜穴)

令第12条 第8条第1項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(構造設計の原則)

建築基準法施行令第36条の3 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

【趣 旨】

擁壁の要求性能を確保するために、伸縮継目や水抜穴等を適切に設置するとともに、適切な材料を用いて施工する必要がある。

【運用上の留意点】

(1) 伸縮継目・隅角部

【指導事項】

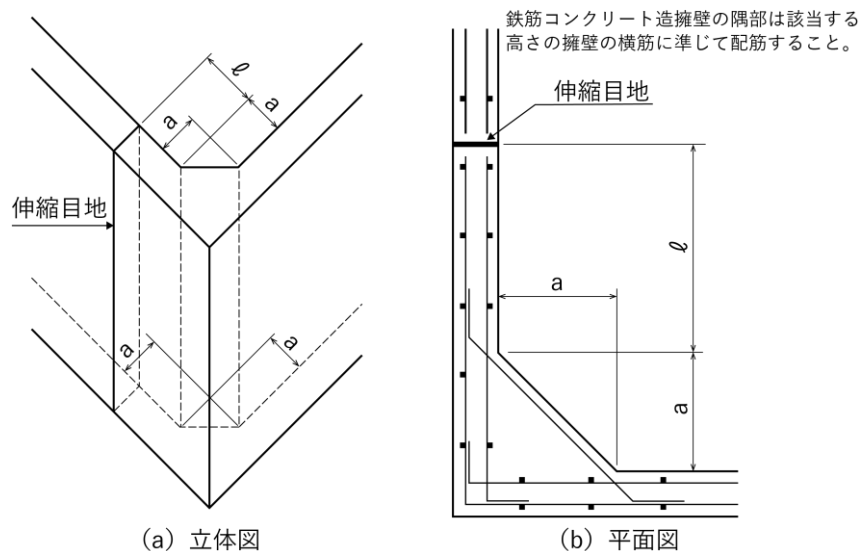
ア 伸縮継目の設置

擁壁の伸縮継目は、一般に重力式擁壁などの無筋コンクリート構造では10m以下、片持ばり擁壁及び控え壁式擁壁などの鉄筋コンクリート構造では、15～20m間隔に設けるものとし、その位置では鉄筋を切断することが望ましい。(図 5.29 及び図 5.30 を参照)

イ 隅角部の補強

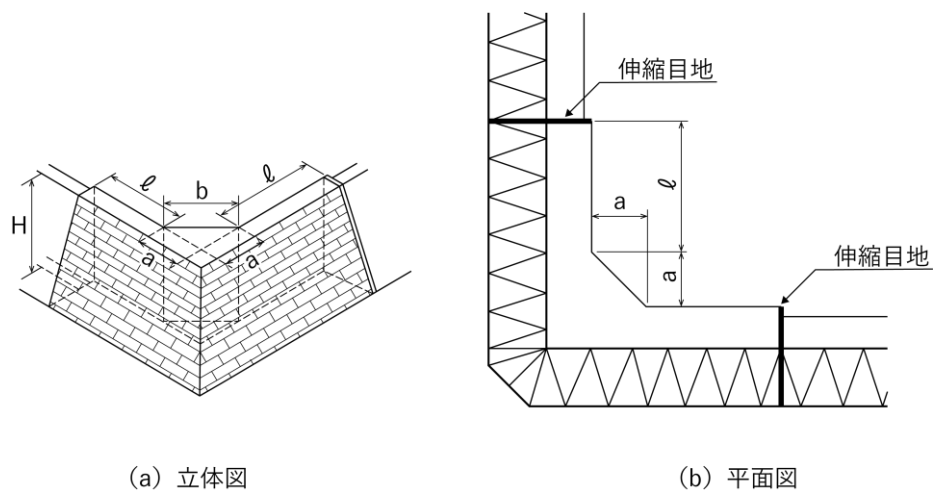
擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を図 5.29 又は図 5.30 を参考に補強することが望ましい。

二等辺三角形の一辺の長さは、擁壁の高さ3m以下で50cm、3mを超えるものは60cmとすることが望ましい。



擁壁の高さ 3 m 以下のとき : $a = 50\text{cm}$
 擁壁の高さ 3 m を超えるとき : $a = 60\text{cm}$
 伸縮継目の位置 : l は、2 m を超え、かつ擁壁の高さ程度とする。

図 5.29 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置（コンクリート造擁壁の場合）



擁壁の高さ 3 m 以下のとき : $a = 50\text{cm}$
 擁壁の高さ 3 m を超えるとき : $a = 60\text{cm}$
 伸縮継目の位置 : l は、2 m を超え、かつ擁壁の高さ程度とする。

図 5.30 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置（練積み造擁壁の場合）

(2) 擁壁の水抜き穴

ア 水抜き穴の設置

内径は75 mm以上とし、その配置は3 m²に1箇所の割で、原則、千鳥式に配置すること。
水抜き穴から裏込材が流出しないように吸い出し防止材等を設置すること。

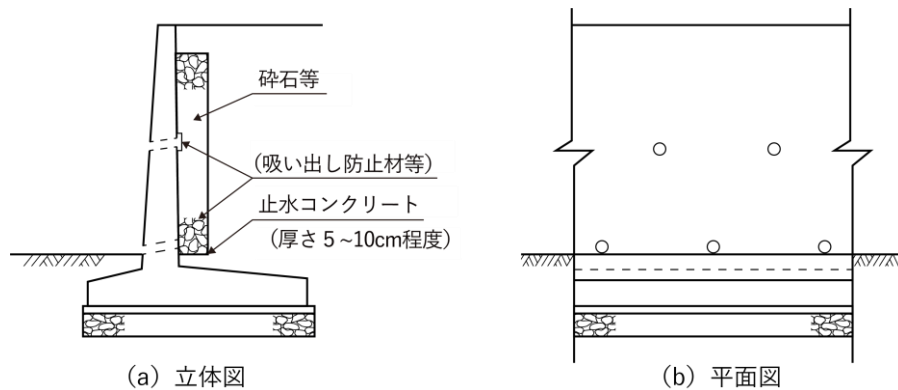


図 5.3.1 水抜き穴の配置図

イ 透水層の設置

擁壁の背面で、水抜き穴周辺その他必要な場所に砂利等の透水層を設けること。

なお、鍊積み造擁壁の裏込材（透水層）は、盛土の場合、上端において30 cm程度、下端においては60 cm以上もしくは擁壁地上高さ（H）の20/100のいずれか大きい方の数値以上の厚さとする。

切土の場合には、30 cm程度の等厚とする。

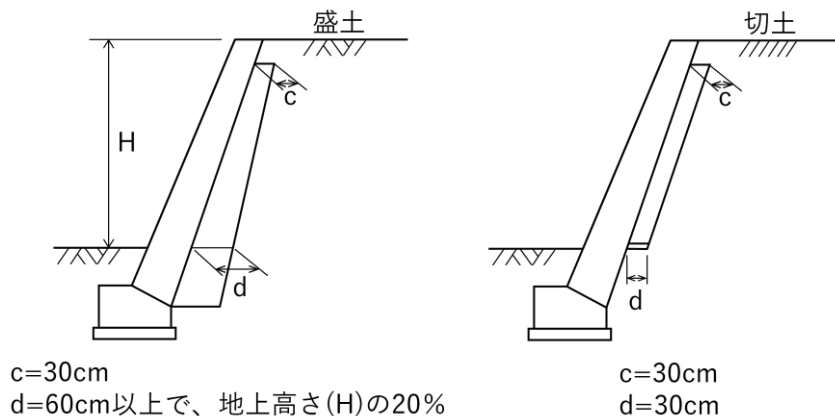


図 5.3.2 裏込材の厚さの基準

【指導事項】

擁壁裏面に透水マットを設ける場合は、「擁壁用透水マット技術マニュアル（(社)全国宅地擁壁技術協会、平成9年6月）」により適正に使用することが望ましい。

(3) 建築基準法の準用

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

令第11条 第8条第1項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(構造設計の原則)

第36条の3 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

(別の建築物とみなすことができる部分)

建築基準法施行令第36条の4 法第20条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

(構造部材の耐久)

建築基準法施行令第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

建築基準法施行令第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13メートル又は延べ面積3,000平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1平方メートルにつき100キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等)

建築基準法施行令第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 特定天井（脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(組積造の施工)

建築基準法施行令第52条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 略

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

(コンクリートの材料)

建築基準法施行令第72条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

建築基準法施行令第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
- 二 煙突
- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。
- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

(コンクリートの強度)

建築基準法施行令第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン（軽量骨材を使用する場合には、9ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

建築基準法施行令第75条 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

建築基準法施行令第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

【建設省告示第1102号】

○建築基準法施行令第74条第1項第二号の規定に基づく設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準及び同条第2項の規定に基づくコンクリートの強度試験（昭和56年6月1日）
第一 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

二 コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行つた場合に、材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に10分の7を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が91日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。

一 日本工業規格A 1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）－2012

二 日本工業規格A 1107（コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法）－2012のうちコアの強度試験方法

【趣 旨】

擁壁の要求性能を確保するため、コンクリートや鉄筋の品質等が規定されている。

【運用上の留意点】**ア コンクリート****(7) コンクリートの強度の確認**

4週圧縮強度の確認は、建設省告示第1102号により、以下のいずれかの方法によること。

・ JISA1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）－2012

・ JISA1107（コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法）－2012のうちコアの強度試験方法

イ 鉄筋**(7) 鉄筋の継手及び定着**

主筋の継手は、構造部に受ける引張力の最も小さい部分に設け、継手の長さは、溶接する場合を除き、継手の径（径の異なる継手を継ぐ場合においては、細い主筋の径）の25倍以上とすること。

主筋の継手を引張力の最も小さい部分に設けることのできない場合においては、その重ね長さを径の40倍以上とすること。

基礎フーチングと鉛直壁との境目に鉄筋の継手が生じないように注意すること。また、主筋の継手は同一断面に集めないよう千鳥配置にすること。

(イ) 鉄筋の端末の処理

鉄筋の末端は、かぎ上に折り曲げて（フック）、コンクリートから抜け出さないよう定着すること。ただし、異形鉄筋を用いた場合にはこの限りではない。

(ウ) 鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋のかぶりは、鉛直壁で4 cm以上、底版では6 cm以上とすること。

なお、「建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件」（平成13年8月21日国土交通省告示第1372号）に基づき、以下の鉄筋のかぶり厚さの緩和条件に該当する場合には、耐力壁、柱又ははりにあつては2 cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては3 cm以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて4 cm以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは4 cm以上とすることができる。

表 5.16 鉄筋のかぶり厚さの緩和条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・コンクリートの設計基準強度が一平方ミリメートルにつき30 N以上であること。・コンクリートに使用するセメントの品質が日本工業規格R5210（ポルトランドセメント）－2003に適合するものとし、単位セメント量が300 kg/m³以上であること。・耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。・鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について所定の構造計算によって安全であることが確かめられていること。 |
|---|

6 認定擁壁等

(1) 認定擁壁

(特殊の材料又は構法による擁壁)

令第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第二号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

【建設省告示第1485号】

○宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件（昭和40年6月14日）

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十七号)第十五条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第八条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの四週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき180キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの四週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき150キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、2.3以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面1平方メートルにつき350キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによつて擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、1平方センチメートルにつき15キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、1平方メートルにつき500キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

【趣 旨】

政令で定める擁壁の構造基準を満たさない特殊な材料や構法による擁壁を使用する場合は、国土交通大臣が認めた擁壁（認定擁壁）を用いる必要があることを規定している。

なお、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁については、認定擁壁として認める基準が告示により定められている。

【運用上の留意点】

ア 認定擁壁の認定状況の確認

設計内容が使用しようとする擁壁の認定条件に適合していること。

(2) 任意設置擁壁

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

令第13条 法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第8条第1項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

(擁壁)

建築基準法施行令第142条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第七章の八（第136条の6を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条（第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2並びに第七章の八（第136条の6を除く。）の規定を準用する。

[趣 旨]

盛土規制法の許可を受けて設置する擁壁については、建築基準法の確認申請が不要となることから、任意に設置する擁壁のうち、高さが2mを超えるものについては、建築基準法施行令の規定を準用することを規定している。

[運用上の留意点]

【指導事項】

2m以下の擁壁についても、義務設置擁壁の構造基準を準用して安全性を確保することが望ましい。

第3節 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

1 崖面崩壊防止施設の設置

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

令第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

(崖面崩壊防止施設)

規則第11条 令第6条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

規則第31条 令第14条第一号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

[趣 旨]

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することができる構造を有しており、設置する地盤等の条件から擁壁の機能・性能の維持が困難な場合に限り、設置できることを規定している。

[運用上の留意点]

(1) 崖面崩壊防止施設の設置要件

崖面崩壊防止施設を適用できる土地は、以下に示す場所に該当する土地であること。

- ・地盤の支持力が小さく不同沈下が懸念される又は湧水や常時流水等が認められる場所であること。
- ・土地利用計画、周囲の状況から勘案して、地盤の変形を許容できること。

なお、崖面崩壊防止施設は、地盤の変形を許容できることが場所への設置が認められていることから、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できない。

また、大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断すること。

2 崖面崩壊防止施設の設計

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

令第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

[趣 旨]

崖面崩壊防止施設については、設置する地盤等の条件に応じて、関係する技術基準等を考慮した上で適切な工種を選定するとともに、土圧、水圧、自重及び積載荷重（土圧等）の影響により、擁壁の破壊や転倒、滑動、沈下が起こらないことを構造計算により確認することを規定している。

[運用上の留意点]

(1) 工種及び設置箇所

- ・宅地等への設置は不可とする。
- ・自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査した上で、関係する技術基準等を考慮して、適切な工種を選定すること（鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工など）。
- ・工種は地盤が変動した場合にも、崖面と密着した状態を保持することができるものであること。
- ・工種は崖面崩壊防止施設背面に浸入する地下水を有効に排除することができるものであること。

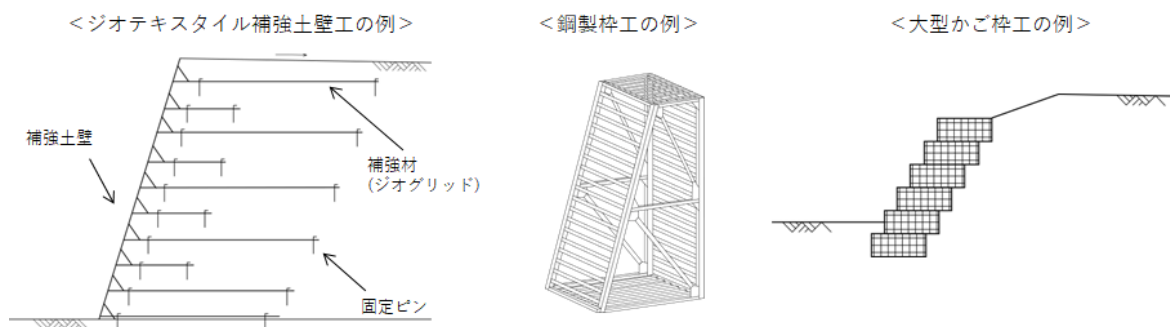


図 5.3.3 崖面防止施設の例

(2) 構造計算の実施

使用する崖面崩壊防止施設に合わせた構造計算を実施すること。

(3) 要求性能

崖面崩壊防止施設が次の性能を満たしていること。

ア 安定性（常時）

- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの1.5 倍以上であること。
- ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の1.5 倍以上であること。
- ・最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること。

イ 部材の応力度（常時）

擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の長期許容応力度以下であること。

【指導事項】

＜地震時の検討＞

次の崖面崩壊防止施設は、地震時の影響を考慮して安定性や部材応力度を検討することが望ましい。

- ・全高が8 mを超える崖面崩壊防止施設
- ・重要な擁壁あるいは復旧が困難な崖面崩壊防止施設

＜土地所有者の引継ぎ＞

崖面崩壊防止施設は地盤の変動を許容する施設であるため、将来にわたってその土地の所有者、管理者は同一であることが望ましい。

やむを得ず所有権等を移転する場合には、土地利用に制限がある旨を確実に引継ぐことが望ましい。

第4節 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

1 崖面の保護

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

令第15条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

【趣 旨】

盛土または切土に伴い生じるのり面（崖面を含む）が風化・浸食等によって不安定化することを抑制するため、のり面保護工によりのり面やその他の地表面を保護することを規定している。

なお、擁壁または崖面崩壊防止施設で覆われたのり面については、のり面保護工による保護の必要はない。

【運用上の留意点】

(1) 崖面及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

土地の形質の変更で生じる地表面は、崖面（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなすもの（硬岩盤以外））と崖面以外の地表面（地表面が水平面に対し30度以下の角度をなすもの）に区分される。

土工区分及び地表面の勾配に対応し設置を要する構造物等は表5.17のとおりであり、崖面は本項を、崖面以外の地表面は次項により必要な保護工を講じること。

表 5.17 土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁 / 崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度以下）	のり面保護工※1 （のり面保護工法選定フロー参照）
切土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁 / 崖面崩壊防止施設 ※2 のり面保護工 （のり面保護工法選定フロー参照）
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度以下）	のり面保護工※1 （のり面保護工法選定フロー参照）

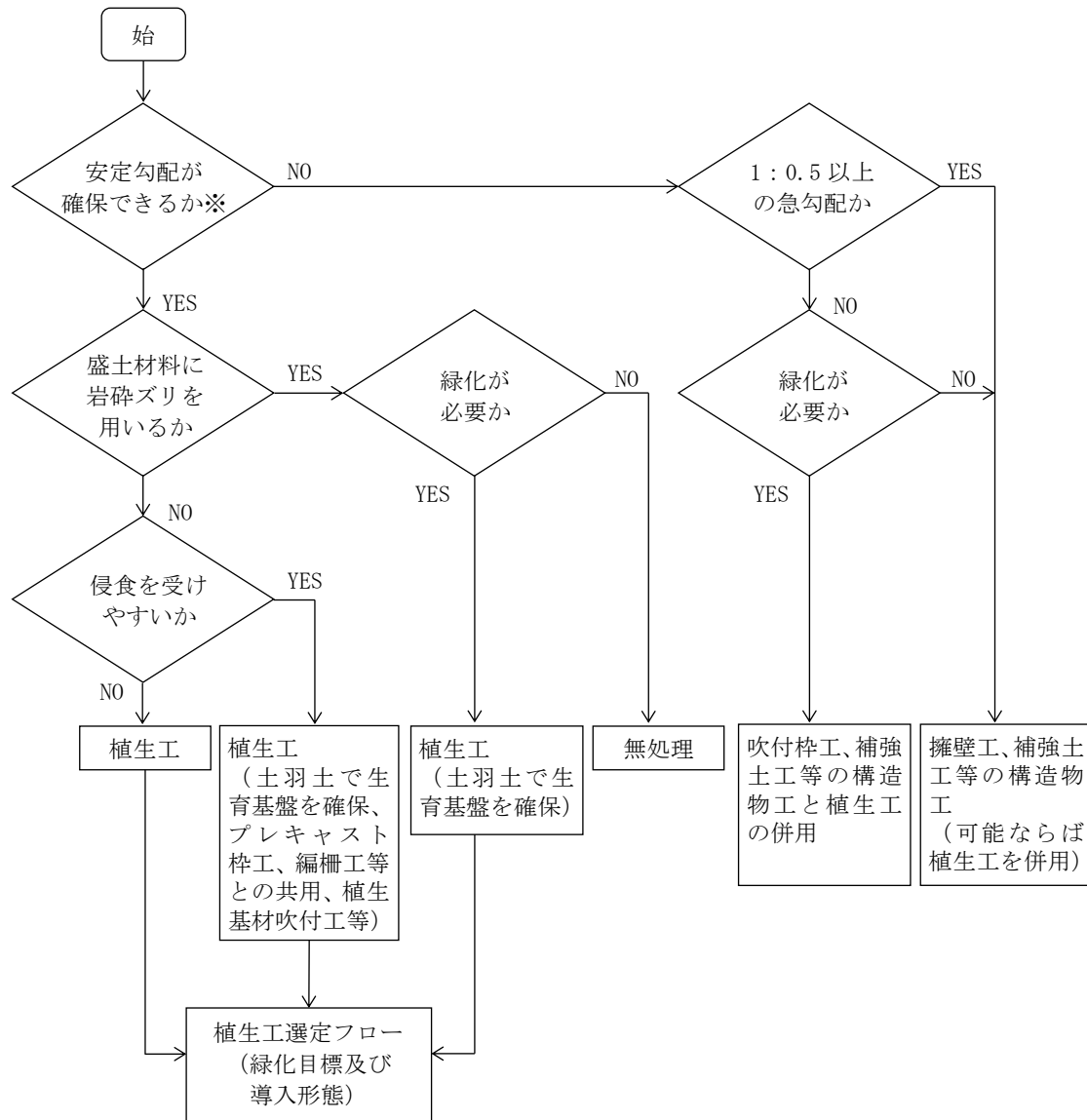
※1 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く

※2 擁壁の設置を要しない切土のり面の土質・勾配を満足する場合を除く

(2) のり面の保護工の選定

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し選定すること。なお、のり面保護工の選定については、原則として盛土により生じたのり面は図 5.34、切土により生じたのり面は図 5.35 のフローを用いて適切な工法を選定すること。

また、保護工の詳細については、「道路土工 切土・斜面安定工指針（（社）日本道路協会、平成21年6月）」に倣い設計すること。

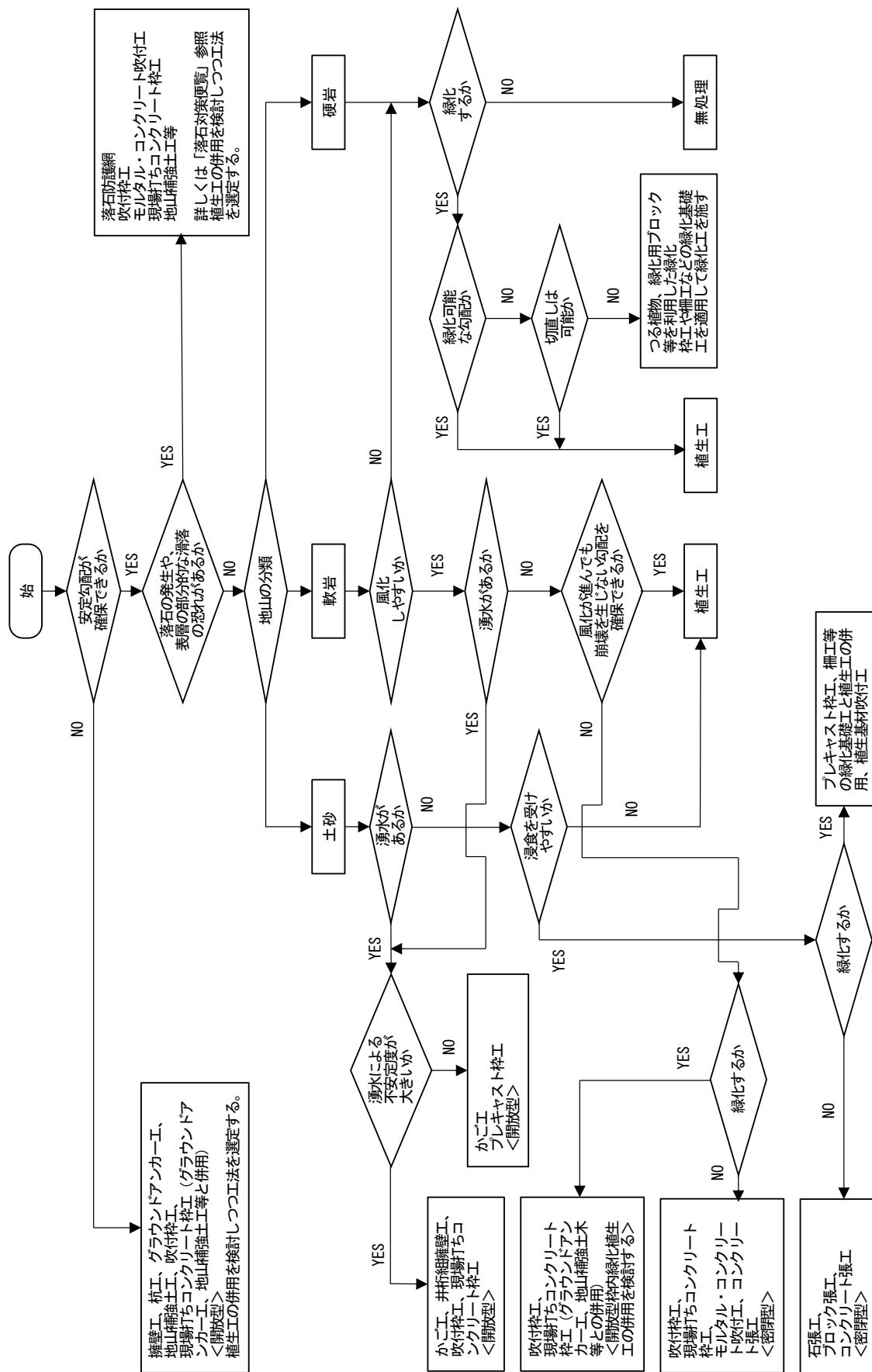


※図中の「安定勾配」は、表 5.18 の勾配を目安とすること。

図 5.34 のり面保護工選定フロー（盛土のり面の場合）

表 5.18 盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配の目安

盛土材料	盛土高	勾配
粒度の良い砂（S）、 礫及び細粒分混じり礫（G）	5m以下	1 : 1.5～1 : 1.8
	5～15m	1 : 1.8～1 : 2.0
粒度の悪い砂（SG）	10m以下	1 : 1.8～1 : 2.0
岩塊（ずりを含む）	10m以下	1 : 1.5～1 : 1.8
	10～20m	1 : 1.8～1 : 2.0
砂質土（SF）、硬い粘質土、硬い粘土（洪積層 の硬い粘質土、粘土、関東ローム等）	5m以下	1 : 1.5～1 : 1.8
	5～10m	1 : 1.8～1 : 2.0
火山灰質粘性土（V）	5m以下	1 : 1.8～1 : 2.0



※図中の「安定勾配は、表 5.19 の勾配を目安とすること。

図 5.35 のり面保護工の選定フロー（切土のり面の場合）

表 5.19 切土に対する標準のり面勾配の目安

地山の土質		切土高	勾配
硬岩	－	－	1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩	－	－	1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの	－	1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利または岩塊混じり砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土	－	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
岩塊または玉石混じりの粘性土	－	5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

2 地表面の保護

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

令第15条 1 略

2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第7条第2項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

【趣 旨】

盛土又は切土に伴い生ずることとなる地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗掘が生じやすく、侵食や洗掘が進行した場合には崩落が生じる可能性があることから、崖面以外の地表面についても、保護工により保護することを規定している。

【運用上の留意点】

(1) 崖面以外の地表面の保護

崖面以外の地表面は、緩勾配であるため、植栽、芝張り、板柵工、その他の措置を講じ保護すること。

ただし、以下に該当する場合を除く。

- ・排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- ・道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- ・農地等で植物の生育が確保される地表面

第5節 排水施設の設置に関する技術的基準

1 排水施設の設置

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

- ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

令第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

(排水施設)

基準第6条 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合にあっては、原則として、水平排水層、基盤排水層及び暗渠排水工を適正に設置するものとする。

- (1) 溪流等で行う盛土
- (2) 雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地で行う盛土

(地表水の処理)

基準第7条 溪流等に盛土をする場合にあっては、原則として、盛土に雨水その他の地表水が侵入しないように開水路等により適正に処理するものとする。

(流量計算)

基準第8条 政令第16条に規定する排水施設の勾配及び断面積は、原則として、流量計算を行うことにより、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができることが確かめられたものとする。

【趣 旨】

地表水等により崖崩れや土砂の流出が発生するおそれがある場合には、排水工を設けることを規定している。

なお、水を原因とした盛土の崩壊は、のり面を流下する地表水による表面の浸食・洗堀に伴う崩壊と、浸透水によるのり面を構成する土のせん断力の低下や間げき水圧の増大に伴う崩壊に分かれており、これらの崩壊を防止するために、排水工を適切に設計する必要がある。

【運用上の留意点】

(1) 排水工の分類

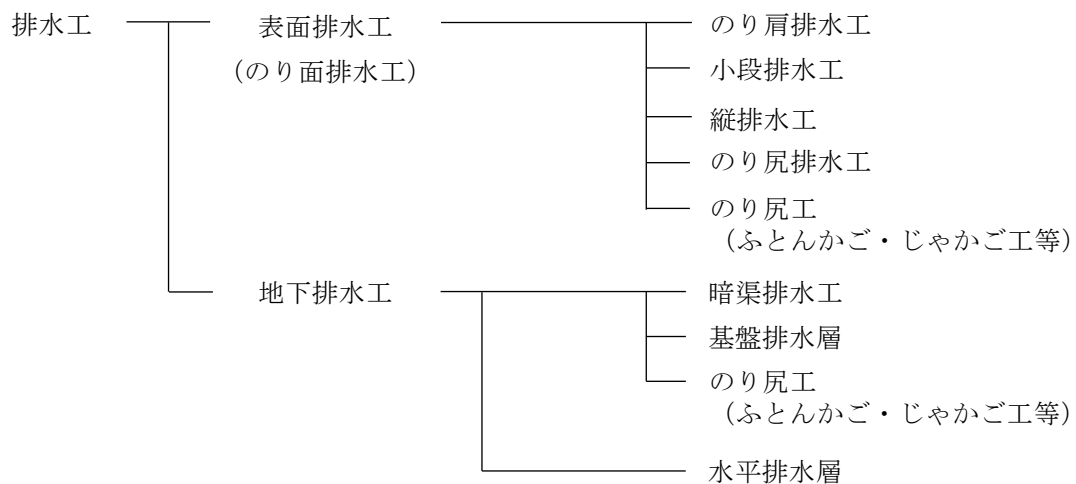


図 5.36 排水工の分類

(2) 排水工の構造、勾配及び断面積

地表水等を支障なく流下させる排水工の構造、勾配及び断面積の算定方法は、都市計画法に基づく開発許可の技術基準に準ずること。

(3) 表面排水工（のり面排水工）

ア 表面排水工の設置

のり面に降る雨水は浸透能力を超えればのり面を流下し、その水は分散作用と運搬作用により、のり面を侵食することから、のり面を流下する水を抑えることによって侵食等を防止するため、必要に応じて表面排水工を設けること。

表面排水工の種類とその機能は、表 5.20 に示すとおりである。

表 5.20 表面排水工（のり面排水工）の種類

排水工の種類	機能	必要な性能
のり肩排水工	のり面への表面水の流下を防ぐ	想定する降雨に対し 溢水、跳水、越流しない
小段排水工	のり面への雨水を縦排水へ導く	
縦排水工	のり肩排水工、小段排水工の水をのり尻へ導く	
のり尻排水工	のり面からの雨水、縦排水工からの水を排水する	
のり尻工（ふとんかご・じゃかご工等）	盛土内の浸透水の処理及びのり尻崩壊を防止する	十分な透水性の確保

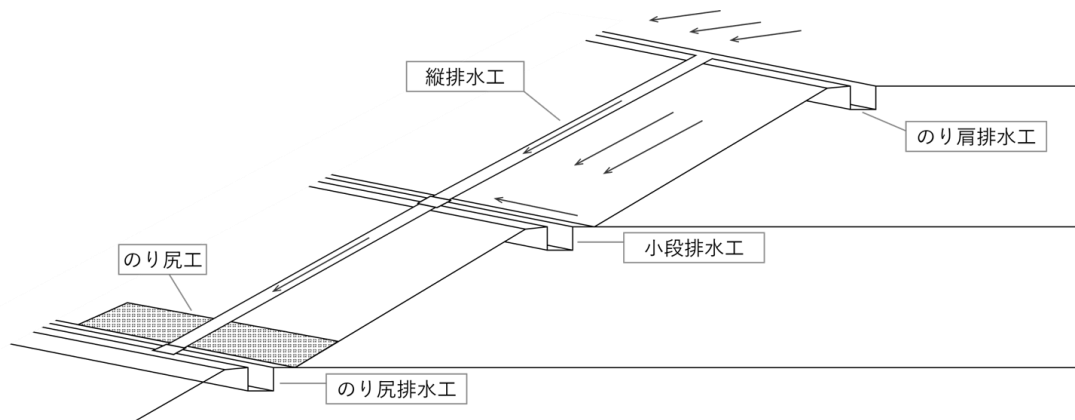


図 5.37 表面排水工の例

イ 表面排水工の配置

(7) のり肩排水工

のり肩より上部に斜面地が続くなど、のり肩に外部から地表水等の流入が想定される場合は、のり肩に排水工を設置すること。

(4) 小段排水工

小段を設置した場合には、崖面天端には、原則、排水工を設置すること。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できるときは、この限りではない。

(7) 縦排水工

のり肩排水工、小段排水工又はのり尻排水工を設置する場合、必要に応じて、縦排水工を設置すること。

(1) のり尻排水工

のり面を流下する地表水が工事の区域外等に流出することを防止する必要がある場合や、地表水等により、のり面の侵食や崩壊が想定される場合は、のり尻排水工を設置すること。

(7) のり尻工

溪流等での盛土では原則設置し、溪流等以外の盛土では必要に応じて設置すること。

ウ 表面排水工の設計

(7) のり肩排水工

のり肩排水工は、以下の例を参考に設計すること。

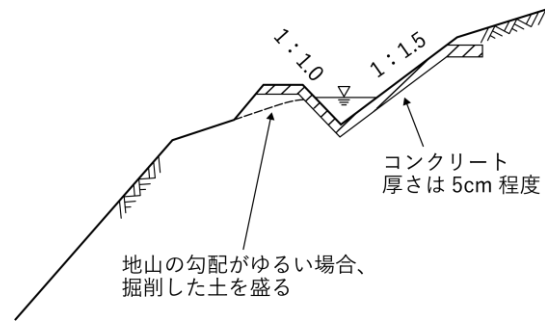


図 5.38 コンクリート等による排水工の例

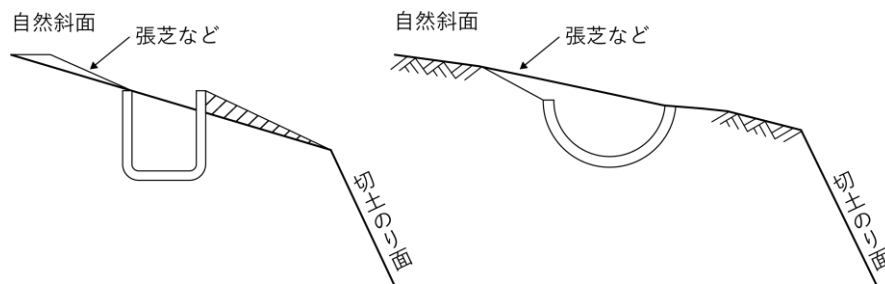


図 5.39 プレキャスト製品によるのり肩排水工の例

(イ) 小段排水工

小段排水工は、以下の例を参考に設計すること。

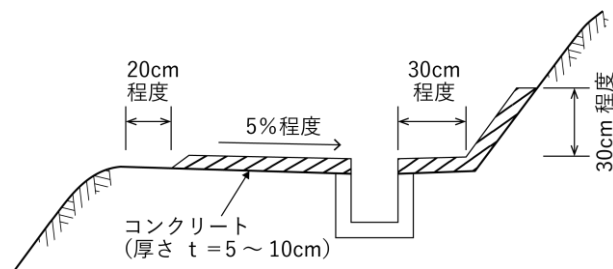


図 5.40 小段排水工の例

(ウ) 縦排水工

縦排水工の設計に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・流水の分散を図るため間隔は20m程度とすること。
- ・排水溝には、既製コンクリートU型溝（ソケット付きがよい）、鉄筋コンクリートベンチフリューム、コルゲートU字フリューム、鉄筋コンクリート管、陶管、石張り水路等を用いること。
- ・法長3m程度の間隔で、縦排水工下部にすべり止めを設置すること。
- ・縦排水工の側面は、勾配を付して張芝や石張りを施すのが一般的である。
- ・縦排水工を設置の際は、地形的にできるだけ凹地の水の集まりやすい箇所を選定すること。

- ・縦排水溝の断面は流量を検討して決定すること。また、接続する横排水溝の断面、土砂や枝葉等の流入、堆積物を考慮して十分余裕のあるものとする。
- ・のり面の上部に自然斜面が続いて、その斜面に常時流水のある沢や水路がある場合は、縦排水工の断面に十分余裕を持たせること。
- ・縦排水溝の構造は水が漏れたり飛び散ったりすることのないようにすること。特にのり尻等の勾配変化点では、跳水や溢水によるのり面の侵食や洗掘が懸念されるため、排水溝への跳水防止版の設置、排水溝の外側への保護コンクリート等の措置を講ずること。
- ・排水溝の合流する箇所には、必ずマス进行を設けて、マスには水が飛び散らないように蓋を設けること。また、マスには泥溜を設けること。

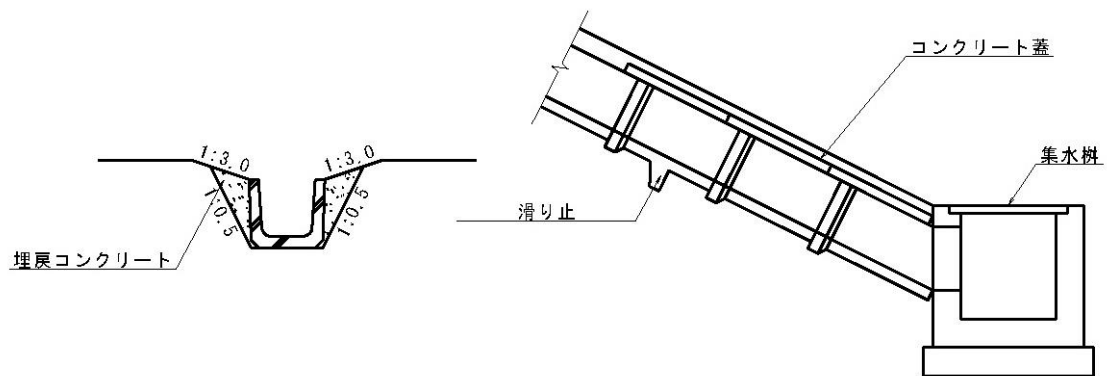


図 5.41 縦排水工の例

(I) 排水施設の流末

流末は、排水能力のある施設等に接続するよう設計すること。

(4) 地下水排水工

ア 地下排水工の設置

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、地下水排水工を十分に設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図ることを規定している。

なお、審査基準では溪流等における盛土、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等において、地下水排除工の設置を求めている。

地下水排水工の種類とその役割は表 5.21 に示すとおりである。

表 5.21 地下排水工の種類

排水工の種類	役割
暗渠排水工	盛土最下部に盛土地盤全体の安定を保つ目的で設置
基盤排水層	地山から盛土への水の浸透を防止する目的で地山の表面に設置
のり尻工	盛土内の浸透水の処理及びのり尻崩壊の防止の目的で設置
水平排水層 (盛土内排水層)	地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除し、盛土の安定を図る目的で設置

イ 地下排水工の配置

(7) 暗渠排水工

溪流等における一定規模の盛土には設置し、それ以外の盛土は必要に応じて設置すること。

(4) 基盤排水層

溪流等における一定規模の盛土には設置し、それ以外の盛土は必要に応じて設置すること。

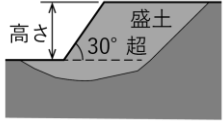
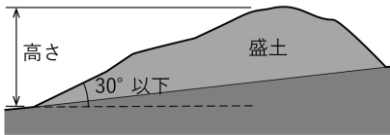
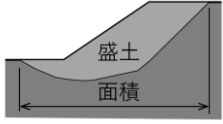
(5) のり尻工

溪流等における一定規模の盛土には設置し、それ以外の盛土は必要に応じて設置すること。

(1) 水平排水層

溪流等における一定規模の盛土に小段を設置した場合には設置し、それ以外の盛土は必要に応じて設置すること。

図 5.42 溪流等で地下水排水工の設置が必要となる工事の規模

工事の規模	イメージ
①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
②盛土で高さが5m超となるもの（①を除く）	
③盛土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①②を除く）	

ウ 地下排水工の設計

(7) 暗渠排水工

a 標準的な仕様

暗渠排水工の標準的な仕様は表 5.22 のとおりとし、図 5.43、図 5.44 を参考に設計すること。

表 5.22 暗渠排水工の標準的な仕様

項目	仕様
管 径	[本暗渠] ・ 300mm以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検討） [補助暗渠] ・ 200mm以上
配 置	・ 暗渠排水工は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に設置 ・ 原地盤の谷部・湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置 [補助暗渠] ・ 設置間隔は、40m以内（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は20m以内ごと）
流 末 処 理	・ 維持管理や点検が行えるように、ます、マンホール、かご工等で保護を行うこと。
構 造	・ 暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利等によるフィルターを設けて土で埋め戻すこと。 [本暗渠] ・ 管材を使用すること。 [補助暗渠] ・ 管材又は砕石構造とすること。

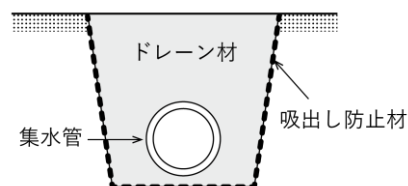


図 5.43 地下水排水工の例

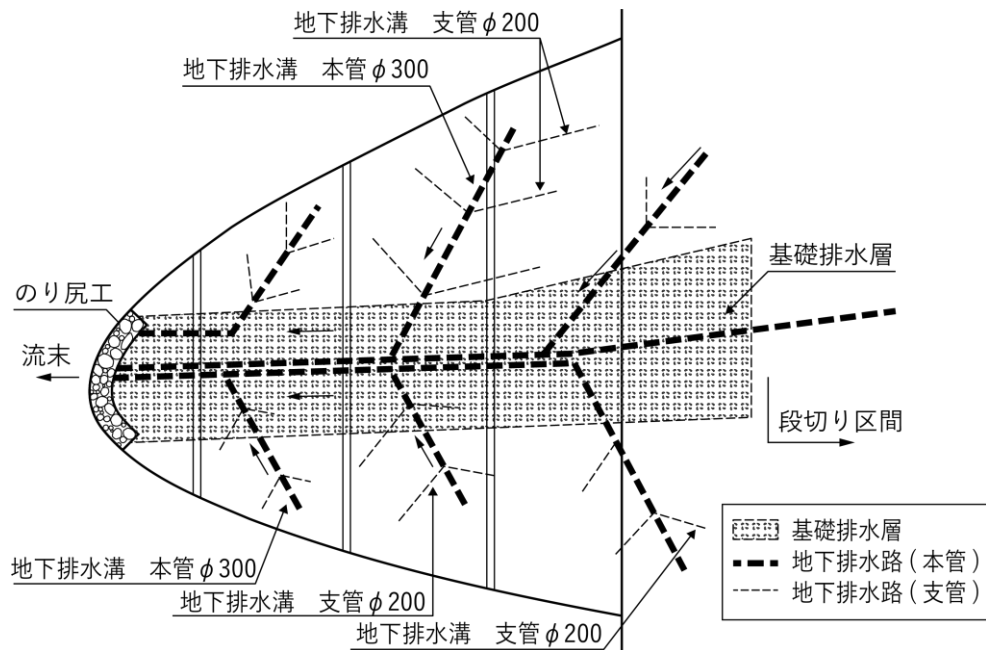


図 5.44 沢埋め盛土における地下水排水工及び基盤排水層の設置例

b 地下水の流量計算

以下に示す日雨量及び流域面積等を指標とする方法により算定すること。

なお、計画日雨量は、5年確率の降雨強度を基本とし、集水量が高い場合や盛土規模が大きい場合は総合的に判断し、適切な降雨強度を用いること。

また、暗渠排水工の仕様検討にあたっては、排水流量は次式で求まる暗渠排水量に対して5割の余裕を見込むこと。

$$q = \frac{R \times p \times 10,000}{N \times 86,400} \quad (\ell / s \cdot ha)$$

$$Q = A \cdot q$$

Q : 暗渠排水量 (ℓ/s)

q : 単位暗渠排水量 (ℓ/s)

R : 計画日雨量 (mm/d)

p : 地下浸透率 (=1-f), f : 流出率

N : 排除日数 (d)

A : 流域面積 (ha)

(イ) 基盤排水層

基盤排水層の標準的な仕様は表 5. 2 3 のとおりとし、図 5. 4 5 を参考に設計すること。

表 5. 2 3 基盤排水層の標準的な仕様

項目	仕様
配置	・ のり尻からのり肩の水平距離の $1/2$ の範囲に設置 ・ 地表面勾配 $i < 1:4$ の谷底部を包括して設置 ・ 湧水等の顕著な箇所等に設置
層厚	・ 標準：0.5m を標準（溪流等における盛土をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 1 m 以上）
材料	・ 透水性が高い材料用いる。

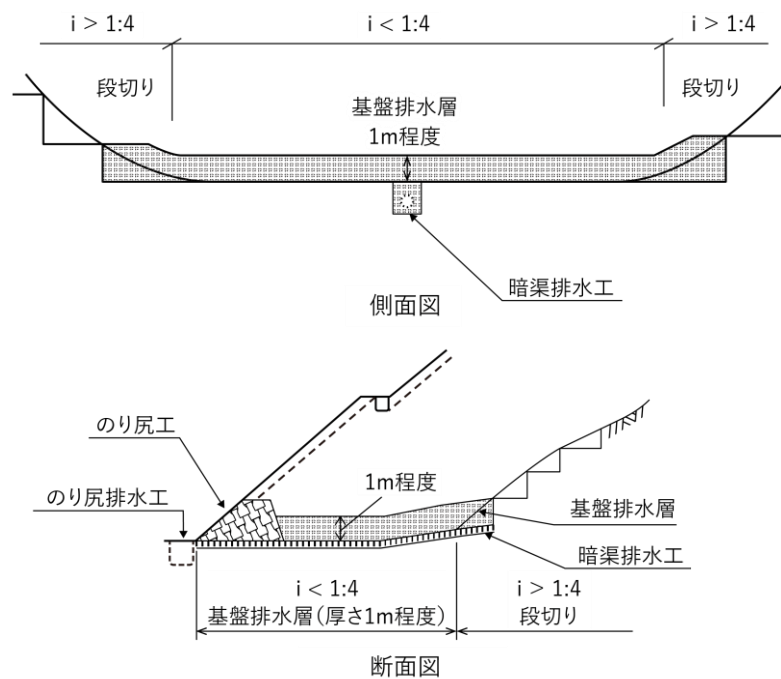


図 5. 4 5 基盤排水層の設置例

(ウ) のり尻工

のり尻工の標準的な仕様は表 5.24 のとおりとし、図 5.46 を参考に設計すること。

表 5.24 のり尻工の標準的な仕様

項目	仕様
配 置	・ のり尻部に設置 ・ 地下水排水工等と併用
材 料	・ ふとんかご、じゃかご等 ・ 透水性の高い岩塊（盛土材料の細粒分の流出を防ぐため、必要に応じて吸出し防止材等を設置）

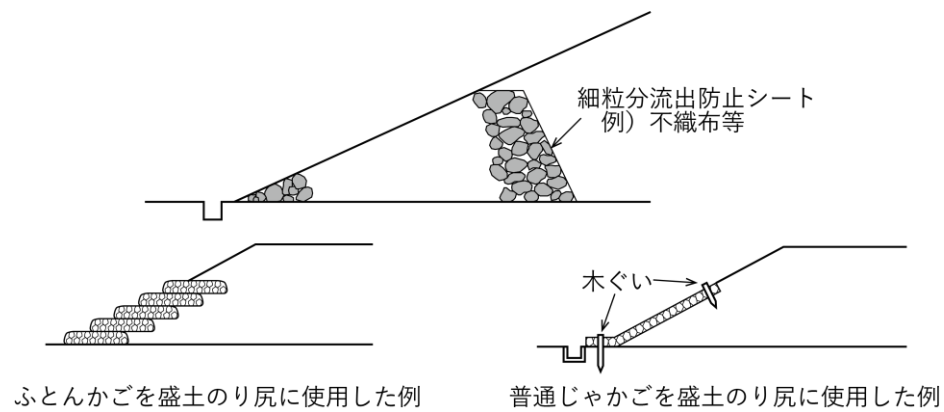


図 5.46 のり尻工の設置例

(イ) 水平排水層

水平排水層の標準的な仕様は表 5.25 のとおりとし、図 5.47、図 5.48 を参考に設計すること。

表 5.25 盛土のり面に設置する水平排水層の標準的な仕様

項目	基準
層 厚	・ 30cm 以上
配 置 間 隔	・ 小段ごとに設置
層 の 長 さ	・ 小段高さの $1/2$ 以上
排 水 勾 配	・ 5 ～ 6 %
材 料	・ 透水性が高い材料（砕石、砂など）

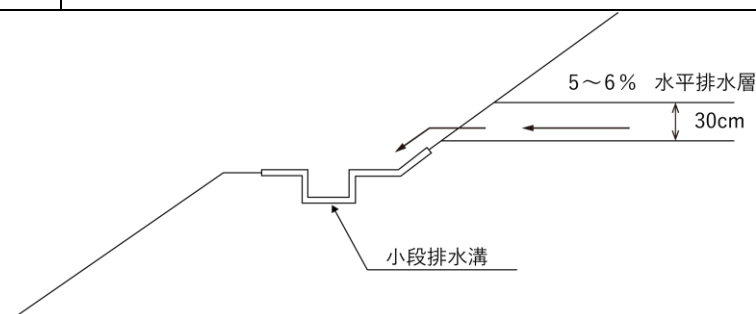


図 5.47 水平排水層端末部の例

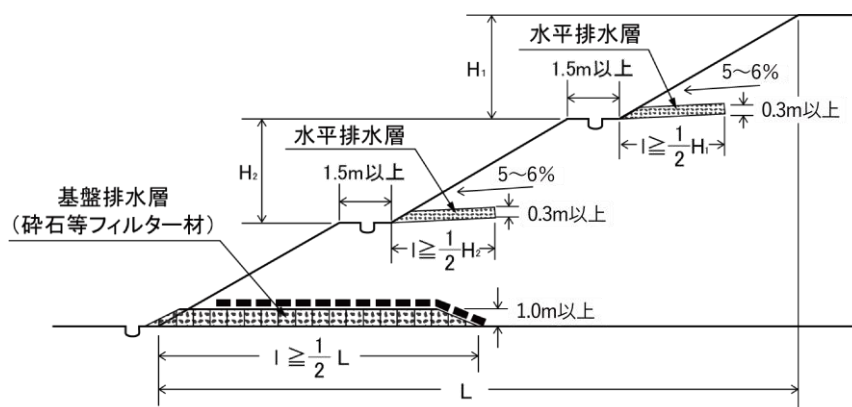


図 5.48 盛土内排水層の設置例

(オ) 排水施設の流末

流末は、排水能力のある施設等に接続するよう設計すること。

【指導事項】

溪流等における盛土以外についても、盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除する必要がある場合は、暗渠排水工、基盤排水層、のり尻工、水平排水層を設置することが望ましい。

なお、暗渠排水工については、大規模盛土造成地に該当する造成を行う場合においても、必要に応じて設置することが望ましい。

(5) 溪流等で盛土外から流入する地表水の処理

盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に侵入しないように、原則として開水路等によって処理すること。

第6節 治水対策

（排水施設の設置に関する技術的基準）

令第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
 - 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

（流末の接続）

基準第9条 政令第16条に規定する排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成又は特定盛土等に関する工事をしようとする土地の区域内の地表水等を有効かつ適正に排出することができるように、原則として、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続するものとする。

（流出抑制施設）

基準第10条 前条の規定により、地表水等を排出するに当たって、放流先の排水能力及び周辺地域への影響等を勘案して必要と認められる場合にあっては、貯留施設又は浸透施設を設置するものとする。

2 流出抑制施設の技術的細目は、栃木県開発許可等審査基準（平成9年5月30日栃木県告示第380号）第26条又は第27条の規定に基づくものとする。

【趣 旨】

宅地造成及び特定盛土等の工事に伴う流出形態の変化等に伴う周辺の溢水等の被害を防止するため、放流先の排水能力や周辺地域への影響等を考慮して、工事する土地の区域内の地表水等を適正に排出することを規定している。

【運用上の留意点】

（1）基本的な考え方

治水対策は、都市計画法に基づく開発許可の技術基準に準ずるものとし、工事の区域及び周辺に溢水等の被害が生じないように、当該区域内の雨水・地表水や地下水並びに当該地域外から流入する雨水・地表水・地下水を安全に流下させる流量増対策を実施すること。

（2）他法令に基づく基準の取扱い

雨水等の排水施設の設計にあたり、森林法に基づく林地開発許可などを要する場合は、当該法令の基準も踏まえ設計すること。

第7節 土石の堆積

1 土石を堆積する土地の基準

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

令第19条 法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。
- 二 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
- 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が10分の1以下であるものに限る。）を設けること。
イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地
- 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
- 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

(柵その他これに類するものの設置)

規則第33条 令第19条第1項第四号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

[趣 旨]

土石の堆積とは、一定期間（最大5年）を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為であり、崩壊した場合において周辺の安全性を確保するために、空地の確保や地盤の勾配等を規定している。

[運用上の留意点]

(1) 堆積する土地の地盤

土石を堆積する土地（空地を含む）の勾配は、10分の1以下とすること。（勾配の考え方は、図 5.49 によること。）

原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差付近で堆積された土石が不安定となり、堆積の施工に支障を来すことから、堆積に先がけてできるだけ平坦にかき均すこと。

また、原地盤に草木や切株を残したまま土石を堆積すると、土石に緩みや有害な沈下が生じるおそれがあるので、適切に樹木の伐除根及び除草を行うこと。

なお、地表水等による地盤の緩み等が生じるおそれがある場合は、地盤改良等の必要な措置を講ずること。

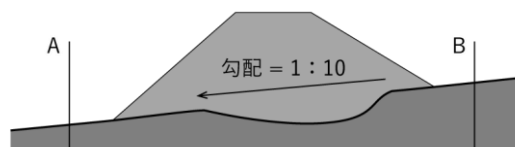


図 5.49 勾配の考え方

(2) 周辺への安全確保

ア 空地の確保

堆積した土石の周囲に、堆積する土石の高さに応じた空地を設けること。

- ・ 堆積する土石の高さが 5 m 以下の場合、当該高さを超える幅の空地
- ・ 堆積する土石の高さが 5 m 超の場合、当該高さの 2 倍を超える幅の空地

イ 柵等の設置

堆積した土石の周囲に、柵等を設置し、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けること。

なお、柵等とは、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能とする。

ウ 側溝等の設置

雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除するため、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

なお、側溝等は、素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能とする。ただし、側溝等の幅は、空地に含めないものとする。

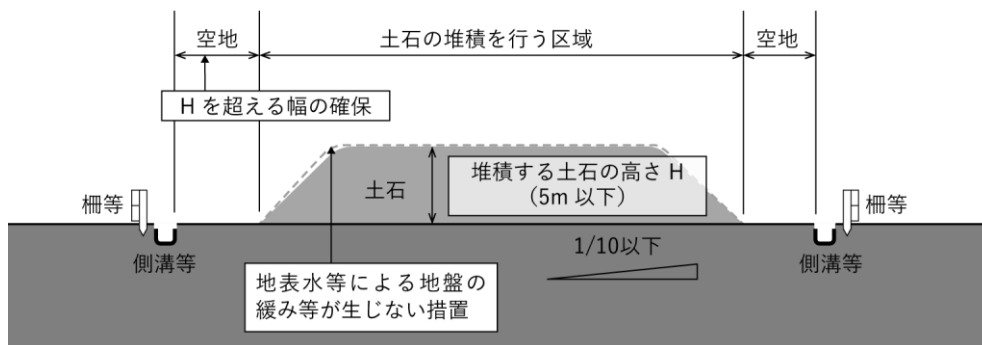


図 5.50 堆積する土地の基準（高さ 5 m 以下）

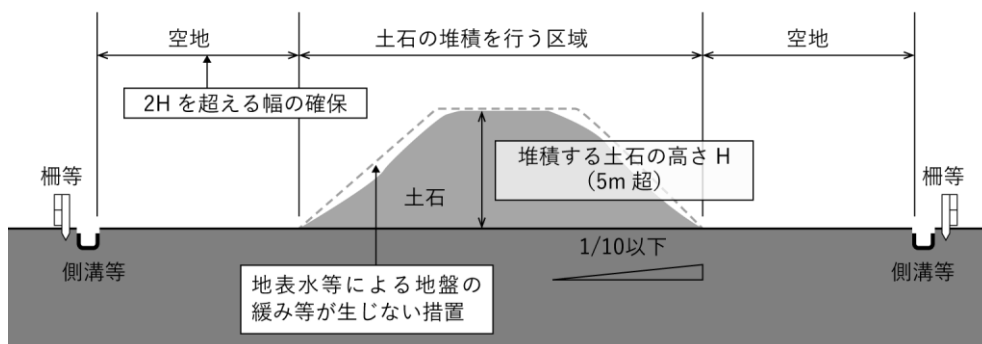


図 5.51 堆積する土地の基準（高さ 5 m 超）

2 堆積した土石の崩壊を防止する措置

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

規則第32条 令第19条第1項第一号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

【趣 旨】

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積した土石の崩壊を防止するために講ずるべき措置を規定している。

【運用上の留意点】

(1) 土石の崩壊を防止する措置の計画

構台等は、以下のとおり計画すること。

- ・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものに限る。）を有する構台等の堅固な構造物とすること。
- ・土石の堆積を行う面の勾配は、10分の1以下とすること。
- ・想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造とすること。

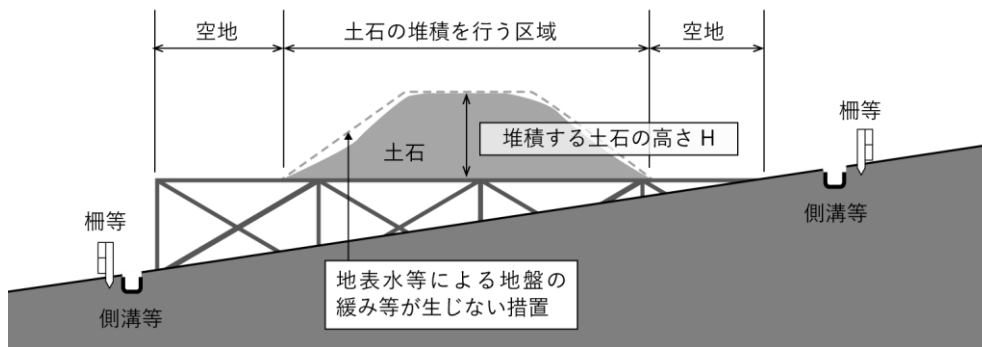


図 5.52 構台による土石の崩壊を防止する措置の基準

【指導事項】

構台の詳細な設計を行う際は、乗入れ構台設計・施工指針（日本建築学会、平成26年11月）や道路土工仮設—仮設構造物指針（日本道路協会、平成11年3月）を参考とすることが望ましい。

3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置

（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置）

規則第34条 令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること

二 次に掲げる全ての措置

イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置

ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

【趣 旨】

空地を設けない場合や柵その他これに類するものを設置しない場合において、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止するために講ずるべき措置を規定している。

【運用上の留意点】

（1）鋼矢板等の設置

堆積高さを超える鋼矢板やこれに類する施設を設置すること。

鋼矢板等は、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造とすること。

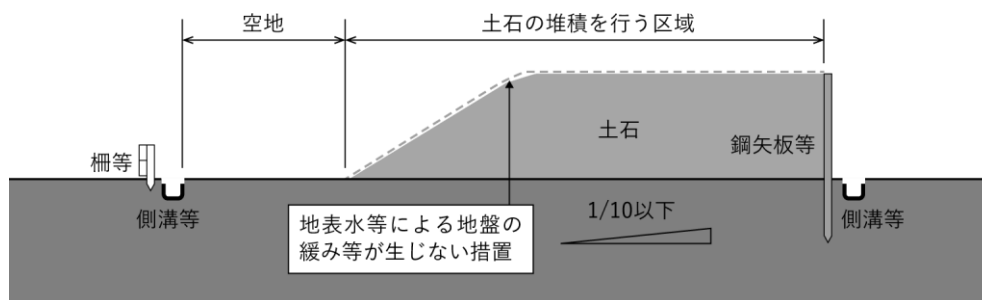


図 5.53 鋼矢板等の設置の基準

(2) 緩勾配での堆積及び防水性のシート等による保護

堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことのできる角度以下とすること。
堆積した土石を防水性のシート等で覆うこと。

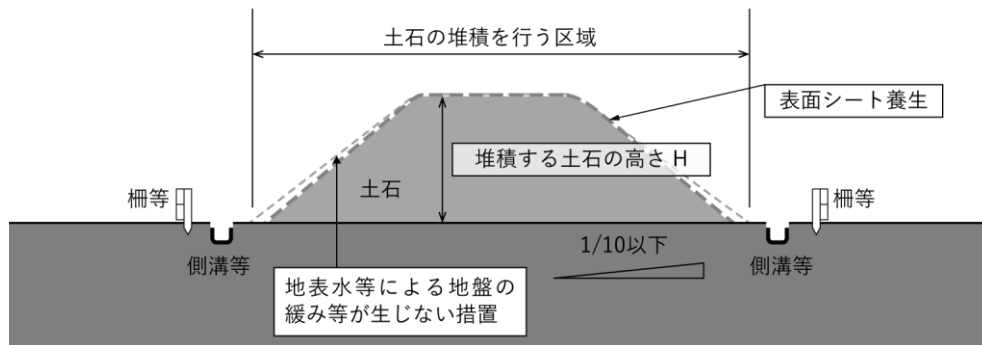


図 5.54 防水性シート等による保護の基準

【指導事項】

鋼矢板の詳細な設計を行う際は、道路土工仮設一仮設構造物指針（日本道路協会、平成11年3月）を参考とすることが望ましい。

堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護によって堆積した土石の安定を確保する場合、一般的な緩勾配のうち、最も緩い勾配(1:2.0)よりも緩い勾配とすることが望ましい。